田野町地域防災計画

令和4年3月

田野町防災会議

目 次

第1編	共通編	1
第1部	総則	1-1
第1章	計画の趣旨	1-2
第2章	計画の運用	1-3
第3章	地域の特性	1-4
第4章	災害の想定	1-9
第5章	防災ビジョン	1-17
第6章	処理すべき業務の内容	1-19
第2部	災害予防計画	1-23
第1章	住民の防災行動力の向上計画	1-24
第2章	防災体制の強化計画	1-29
第3章	住民生活の確保計画	1-38
第4章	災害に強いまちづくり計画	1-45
第2編	風水害対策編	2-1
第1部	風水害応急対策計画	
第1章	組織動員体制	2-2
第2章	情報の収集・伝達	2-12
第3章	応援・派遣要請	2-23
第4章	避難誘導対策	2-28
第5章	災害拡大防止活動	2-38
第6章	緊急輸送・交通対策	2-45
第7章	災害救助法の適用	2-48
第8章	生活救援活動	2-50
第9章	ライフラインの応急対策	2-63
第10	章 災害時要配慮者・避難行動要支援者対策	2-66
第11	章 ボランティア活動対策	2-67
第12	章 学校等での応急活動	2-68
第13	章 農林漁業関係応急対策	2-72
第14	章 土砂災害警戒区域体制の整備	2-73
第2部	風水害復旧・復興計画	
第1章		
第2章		
第3章	産業の復興支援	2-86

月3編 地震・津波対策編	3-1
第1部 地震・津波応急対策計画]
第1章 組織動員体制	
第2章 情報の収集・伝達	3-12
第3章 応援・派遣要請	3-24
第4章 避難誘導対策	3-29
第5章 災害拡大防止活動	3-37
第6章 緊急輸送·交通対策	3-41
第7章 災害救助法の適用	3-44
第8章 生活救援活動	
第9章 ライフラインの応急対	†策3-5 9
第10章 災害時要配慮者・過	· 達難行動要支援者対策
第11章 ボランティア活動対	寸策3-68
第12章 学校等での応急活動	ர் 3-64
第13章 農林漁業関係応急対	寸策3-68
2部 地震・津波復旧・復興計	· 画
第1章 復旧・復興事業の推進	§
第2章 生活の再建支援	3-72
第3章 事業所の復興支援	3-79
4編 事故災害対策編	4-1
1 部 各機関の業務の内容	4-1
· [2 部 応急対策計画	4-8
第1章 大規模火災応急対策計	一画4-4
第2章 交通災害応急対策計画	ý4-7
第3章 危険物災害応急対策計	一画4-16
第4章 原子力災害応急対策計	上画4-17
5 5 編 参考資料	5-1
	5-1
	5-8
	5-14
	竞式5-16
第5章 義援金品受付様式	
	5-18
佐 - 文 - ツ - N - N - N - 1 - 3 N - N - N - N - N - N - N - N - N -	5-18 f定避難所5-20
第7章 災害救助法による救助	5-20

第1編 共通編

第1部 総則

第1章 計画の趣旨

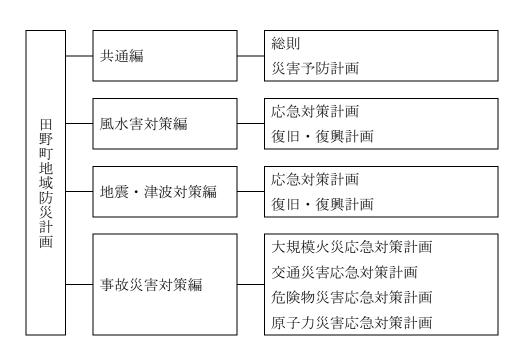
第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 35 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、災害時における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減するための町域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

第2節 計画の構成

田野町地域防災計画は、町域における防災に関する総合的かつ基本的な計画であり、総則、 災害予防対策を定めた共通編と、風水害対策編、地震・津波対策編、事故災害対策編で構成 する。

計画の構成



第2章 計画の運用

第1節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、社会情勢の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため検討を加え、必要があると認めるときは田野町防災会議に諮り、修正する。

第2節 他の計画との関係

この計画は、本町域における災害対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長又は指定公共機関等が作成する防災業務計画や、高知県地域防災計画、中芸消防署消防計画等との整合を図る。

また、この計画は、災害救助法(昭和 22 年 法律第 118 号)に基づき知事が実施する災害 救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の習熟

本町各課及び関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時からこの計画の習熟に努める。また、住民への周知を図るため広報啓発活動に努める。

第4節 計画の進捗の把握

町は、地域防災計画に定めた事項について、町の行政評価の取り組みの中で、事務の進捗 状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努 める。

第3章 地域の特性

第1節 位置

本町は、県都高知市から東へ約 55km に位置し、

総面積は 6.53km² で、東西 2.2km、南北 4km の広がりをもつ。南は土佐湾に面し、東は奈半 利川で奈半利町、北川村に境し、西は安田町に接している。

第2節 地形

北半分は、四国山地の末端部に位置する標高 100~300m 前後の山地で、南半分は海岸平野となっている。

町域の中央部から西部にかけては、標高 30~80m 前後の海岸段丘が発達し、南部や東南部 に広がる低地とともに、主に農地として利用されている。

海岸線では、標高 8m 前後の浜堤(ひんてい)が発達し、その浜堤上と内側の低地部に市街地が形成されている。

河川は、奈半利川、その支川の丈々川(じょじょがわ)、池谷川等があり、ため池は土生岡池(はぶのおかいけ)をはじめ12箇所ある。

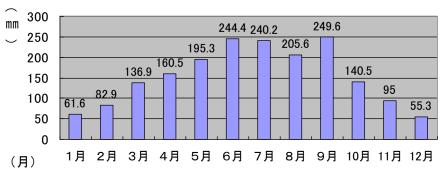
第3節 気象

本町は、夏季に温暖多雨、冬季に乾燥という太平洋側式気候に属し、年平均気温は 17℃前後、過去 20 年間の年間平均降水量は 1,934mm である。

台風や梅雨前線による豪雨の多い高知県にあって、四国山地の南側、室戸岬の西側という立地条件から比較的降雨が少ないが、平成28年には年間最大降水量2,918.5mm、平成24年には同2,937mmを記録しており、風水害の備えが重要な地域である。

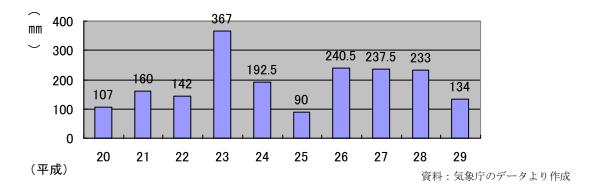
平成30年9月には1時間あたり92.0mmの短時間集中豪雨も発生している。

田野観測所での月別平均降水量(昭和56年~平成22年)



資料:気象庁のデータより作成

田野観測所での1日最大降水量(平成20年~29年)



田野観測所での降水量の記録

要素/順位	1 位	2位	3 位
1 日最大降水量 (mm)	367.0 mm	302.0 mm	296.5 mm
1 日取八阵小里(㎜)	(2011/7/19)	(1998/5/16)	(2011/9/2)
1時間最大降水量(mm)	92.0 mm	82.5 mm	80.5 mm
1 时间取入阵小里 (皿)	(2018/9/4)	(2016/8/29)	(2012/7/12)
月間最大降水量(mm)	869.5 mm	793.0 mm	757.0 mm
月间取八阵小里 (皿)	(2014/8)	(1990/9)	(2016/9)
年間最大降水量(㎜)	2,937.0 mm	2,918.5 mm	2,799.0 mm
十川取八件小里(皿)	(2012)	(2016)	(1990)

資料:気象庁のデータより作成

第4節 災害の履歴

1 地震・津波

本町を含む高知県沿岸は、過去に幾度も南海トラフ地震が発生しており、津波による被害も生じている。東海地震や東南海地震との連動型も多く、1707年の潮岬沖を震央とする宝永地震は、東北地方太平洋沖地震が発生するまで、記録に残る日本最大級の地震とされてきた。町地域では、直近の昭和南海地震では、特筆する被害はなかったとされているが、1605年の慶長地震では、大津波で、田野平野一面に海水が入り、溺死者も相当あったとされている。

地震・津波の履歴

地震名	西曆	規模	概要
白鳳地震	684年	M8.4	土佐で甚大な津波被害。「続日本記」に「土佐国の田苑五 十余万頃(五十万町)没して海となる」と記されている
仁和地震	887年	M8.5	震源域は阿波・紀伊沖。津波も伴い、建築物の倒壊、多く の死傷者を出した
康和地震	1099年	M8.3	南海地震と推定されている。土佐で田約 1,000ha が海に沈む津波。2年前に東海・東南海地震と推定される永長地震
正平地震	1361 年	M8.5	震源域は阿波・紀伊沖。津波で土佐にも被害
慶長地震	1605年	M7.9	東海・東南海・南海連動型地震。大津波で、田野平野は一 面に海水が入り、溺死者も相当あった。甲浦・室戸岬等で 死者 800 人以上
宝永地震	1707年	M8.6	南海トラフのほぼ全域にわたってプレート間の断層破壊が発生。震央は潮岬沖。10回余りの大津波が寄せ、高知県沿岸の津波は5~26m
安政南海地震	1854年	M8.4	東海・東南海・南海連動型地震。震源は阿波・紀伊沖。約 32 時間前に浜名湖沖を震央とする安政東海地震が発生。 津波は土佐で11m、須崎で8.5m
昭和南海地震	1946年	M8.0	震源域は潮岬沖。本町では大きな被害はなかったが、高知県全体で死者・行方不明者 679 人、家屋流失 500 棟以上。 宇佐、須崎、上川口で 5 mの津波
チリ地震	1960年	M8.3	太平洋岸の広い地域に1~4mの津波。全国で死者・行方 不明者142人。県内は負傷者1人、全壊7棟

資料:地震調査研究推進本部「高知県に被害を及ぼした主な地震」、高知県地方気象台「高知県に影響する地震津波について」ほか

2 風水害

本町は古くから、奈半利川の堤防決壊に悩まされた地域である。近年は、改修等が進み堤 防決壊は起こっていないが、記録的な豪雨による支川の氾濫や内水滞留が生じている。

風水害の履歴

西暦	年号		概要
1889	明治22年		大洪水、奈半利川堤防決壊
1899	明治32年	8月	暴風雨、奈半利川堤防決壊、大被害を受ける
1907	明治40年		大洪水、再び奈半利川堤防決壊、大被害を受ける
1912	大正元年		大暴風雨来襲、大洪水、家屋流失、小学校倒壊
1934	昭和9年	9月	室戸台風来襲、被害甚大
1945	昭和20年		10 号台風の来襲により晩稲全滅する
1975	昭和50年		台風 5 号・6 号来襲、被害甚大、田野堰崩壊
1999	平成11年	8月	大雨。田野で1時間 70mm の豪雨。上地、千福等で浸水。 立岡で土砂崩れ。
2003	平成15年	8月	台風10号。倒木により家屋の一部が破損。芝で床下浸水4棟
2008	平成20年	6月	大雨。床下浸水:芝5棟、日野3棟、千福5棟、上地7棟
2011	平成23年	7月	台風6号。田野で1日最大降水量記録更新。芝で床下浸水1棟
2011	平成23年	9月	台風 12 号 (紀伊半島豪雨)。 本町で1日2時から4日24時までの総雨量344mm
2012	平成24年	7月	大雨(九州北部豪雨)。本町で時間降水量記録更新。 床上浸水:芝1戸、上地7戸、浜田1戸 床下浸水:芝1戸、上地7戸、浜田1戸、淌涛(しょうとう)2戸

3 竜巻等の突風

近年、本町の近隣市町村で、竜巻等の突風の被害が発生している。

竜巻等の突風の履歴

西曆	年号	概要
2008	平成20年	6月29日 安芸市土居地区で竜巻。住家一部破損2棟、ビニールハウス被害(倒壊2棟、全壊、半壊7棟)
2012	平成24年	7月12日 芸西村で竜巻とみられる突風。農業用のハウスや倉庫、作 業小屋30棟が全半壊
2012	平成24年	10月23日 には奈半利町で突風発生し、住家一部損壊等
2013	平成25年	9月4日 安芸市と宿毛市でそれぞれ竜巻が発生。ビニールハウスの一部損壊や住家の屋根瓦のめくれ、樹木の枝折れ等
2020	令和2年	1月8日 本町で竜巻とみられる突風。住家一部損壊31棟、公共施設2 棟、農業用の倉庫が2棟損壊した。

第1部 総則 第3章 地域の特性

4 大規模火災

本町では、大正15年に、60戸が焼失する大火が発生している。

火災の履歴

西曆	年号	概要
1911	明治44年	10月12日 小学校全焼
1926	大正15年	4月 浜田町大火、60 戸焼失

第4章 災害の想定

第1節 南海トラフ巨大地震

南海トラフ沿岸地域では、マグニチュード8クラスのプレート型地震が100~150年周期で起きている。1946年の昭和南海地震以降、70年近く経過しており、文部科学省地震調査研究推進本部の長期評価(平成30年1月)では、30年以内の発生確率が70~80%程度とされており、東北地方太平洋沖地震の連動型地震の発生も懸念される。

本計画では、「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」 (平成 24 年 12 月 10 日)、「高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定」(平成 25 年 5 月 15 日)に基づき、以下の通り被害を想定する。

被害想定の対象となる地震・津波は、最大クラスの地震・津波と、発生頻度の高い一定程 度の地震・津波となっている。

1 地震・津波の規模

地震・津波の規模は、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」(L1) と「最大クラスの地震・津波」(L2) を想定する。

クラス	規模	内容
L1	発生頻度の高い 一定程度の地震・津波	・平成 15 年度に県が公表した地震・津波予測(安政南海地震クラス)を最新の地形や地盤データにより再度推計したもの
L2	最大クラスの地震・津波	・現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの 地震・津波・現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできない が、その発生頻度は極めて低いもの

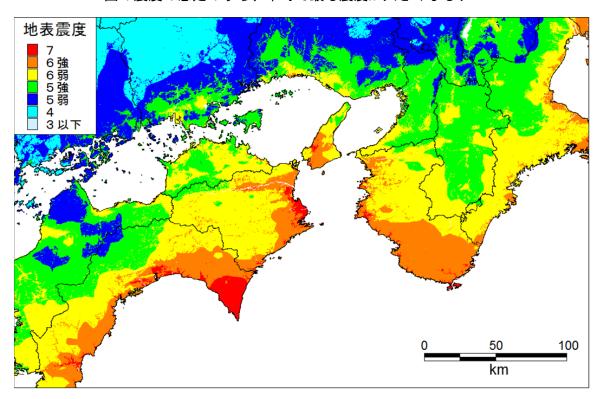
地震・津波の規模

2 震度

内閣府の南海トラフ巨大地震のモデルの検討においては、震源を点ではなく、静岡県から宮崎県にまたがる 12 の「強震動生成域」(強い地震波を発生させる領域)で考えており、本町に大きな影響を与える「強震動生成域」は、高知県には、土佐湾の東部と西部に 2 つある。また、その周辺では、紀伊水道や潮岬沖にある。内閣府では、この 12 の「強震動生成域」すべてについて、基本ケース以外に、東側や西側、陸側にずらした、あわせて 48 ケースで揺れをシミュレーションしている。

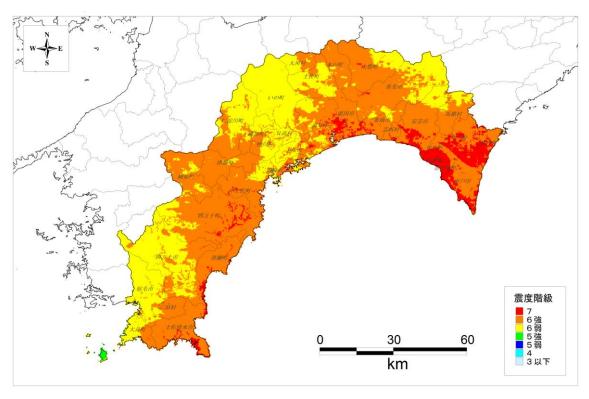
本町が最も強い揺れに見舞われるケースは、土佐湾東部の「強震動生成域」がさらに東側にずれた「東側ケース」で、本町では町域全域で震度7となる。これにさらに詳細な地形的要素を加えた高知県の想定においても、本町は町域全域で震度7となっている。

国の震度の想定のうち、本町で最も震度が大きくなるケース



資料: 内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会 第二次報告」(平成24年8月29日)

高知県による震度の想定(最大クラス重ね合わせ)



資料:「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」(平成24年12月10日)

3 津波

津波については、内閣府の南海トラフ巨大地震のモデルの検討においては、「大すべり域+ 超大すべり域」の設定場所によってケース①~⑤の5つの基本ケースが考えられ、さらに派 生的な6ケースをあわせて11のケースが検討された。

本町においては、四国沖に大すべり域+超大すべり域を設定するケース④が、津波の高さ が最大かつ到達時間も最短となる。

高知県の検討では、国の11ケースのうち、ケース③、④、⑤、⑨、⑩、⑪の6ケースが採 用され、「強震動生成域」と組み合わせて市町村ごとに検討を行い、本町は国のモデルの場合 と同じく、ケース④で津波の高さが最大かつ到達時間も最短となった。

国のモデルによる、本町に最大の被害が及ぶ津波ケース (ケース④)

資料: 内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会 第二次報告」(平成24年8月29日)

高知県の想定によると、「最大クラスの地震・津波」(L2)において、浸水深30cmの津波は、 本町の海岸に5~10分後に到達し、10~20分後には奈半利川を遡上した波が住宅地域に進入 し、40~60分後には平野部全域が浸水する。

また、最大浸水深は、町主要部で3~5mに達する。

県のモデルによる30cmの浸水の予測時間



資料:「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」(平成24年12月10日)

県のモデルによる津波浸水予測



資料:「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」(平成 24 年 12 月 10 日)

〔参考〕県内市町村ごとの被害が最大になる強震動生成域・津波ケースの組み合わせ

			津波						
		浸水域外	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑨	ケース⑩	ケース(11)	
	基本ケース				四万十市		黒潮町		
強震動生成域	陸側ケース	香本大土大い仁佐越梼日津美山豊佐川の川川知原高野市町町町村町町町町町町村町		高知市 南国市 香南市			須原市 中土佐町 四万十町		
	東側ケース	北川村 馬路村		室戸市 東洋町 田野町 安田町	安芸市 芸西村 土佐市	奈半利町			
	西側ケース	三原村		宿毛市 土佐清水市 大月町					

4 被害の想定

高知県の想定によると、「最大クラスの地震・津波」(L2) の場合、本町での最大の死者は920人(うち、津波による死者が720人)、負傷者数が520人、町外からの流入者を含む1日後の避難者数は2,900人に上ると推計されている。

これらは、その数の多さもさることながら、こうした未曽有の地震・津波発生時には、高知県沿岸の他市町村も広域にわたって被災し、国道も寸断され、応援を簡単に得られる状況ではないことを想定しておく必要がある。

一方、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」(L1) の場合は、本町での津波による死者は若干数、町外からの流入者を含む1日後の避難者数は820人と推計されている。

なお、「最大クラスの地震・津波」(L2) の場合、10 分後に全員が避難を開始する啓発や、避難路・避難タワーの整備等の防災・減災対策を講じた後の想定として、本町での死者は90人(うち、津波による死者が50人)、負傷者数が280人、町外からの流入者を含む1日後の避難者数が2,700人と推計されている。

高知県による本町の被害想定

		L 1 ク	'ラス	L 2	クラス	
		現状	対策後	現状	対策後	
	建物棟数		2,7	2,750		
	液状化(棟)	10	_	10	_	
_,	揺れ(棟)	120	*	2,100	700	
建物被害	急傾斜地崩壊 (棟)	*	_	*	_	
	津波(棟)	50	_	290	_	
	地震火災(棟)	*	_	60	_	
	合計 (棟)	180	_	2,460	_	
	人口 H17 国勢調査		3,2	75		
	建物倒壊(人)	10	*	130	40	
A	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物(人)	*	_	10	_	
	津波(人)	*	*	720	50	
人的被害(死者数)	急傾斜地崩壊(人)	*	_	*	_	
2	火災(人)	*	_	70	_	
数	ブロック塀(人)	*	_	*	_	
	合計(人) ※	10	*	920	90~	
Į.	建物倒壊(人)	130	10	440	280	
6 6	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物(人)	*	_	90	_	
と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	津波(人)	0	0	70	0	
負	急傾斜地崩壊(人)	*	_	*	_	
人的被害(負傷者数)	火災(人)	*	_	10	_	
	ブロック塀(人)	*		*		
	合計(人) ※	130	10~	520	280~	
	建物倒壊(人)	70	*	250	160	
う	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物(人)	*	_	20	_	
うち重傷者数	津波(人)	0	0	30	0	
養名	急傾斜地崩壊(人)	*	_	*	_	
数	火災(人)	*		*		
自の	ブロック塀(人)	*	_	*		
	合計(人) ※	70	*	280	160~	
避 1	避難所	530	410	1,900	1,800	
避難者数	避難所外	290	210	980	920	
剱の	合計	820	620 : #	2,900	2,700	

一:未算出

*:若干数

<想定の条件> 冬の深夜に発生。避難速度は1分あたり35m。浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難。

防災・減災対策の内容

<現状>

- ●避難のタイミング
 - ・10 分後に避難開始:20%
 - ・20 分後に避難開始:50%
 - ・津波が到達してから避難開始:30%
- ●H25.2 時点の津波避難タワー、津波ビルを考慮 (整備率[※]26%)
- ●住宅の耐震率:74%

(※整備率はH25.2 時点の整備予定箇所による)



<対策後>

- ●避難開始のタイミング
- ・10 分後に避難開始: 100%
- ●H25.2 時点で建設予定の避難路・避難所、 津波避難タワーの整備が完了
- (整備率 100%) ●住宅の耐震率:100%

第2節 その他の地震・津波

地震には、複数のプレートの境目で、引きずり込まれた側が元に戻ろうと跳ね上がる海溝型地震(プレート境界型地震)と、プレートの運動によってプレート上の弱い部分で破壊が起こる活断層型地震がある。

活断層型地震は、日本全国どこでも起こりうるが、活断層上で起こりやすいことが経験的 に知られている。

本町周辺の活断層としては、長さ 20km と推定される安田断層があるが、高知県沿岸域では、活断層型地震はほとんど確認されておらず、むしろ、奈良県から愛媛県にかけて伸びる中央構造線断層帯が、30 年以内の地震発生確率が最大 14%程度とされているエリアもあり、注意を要する。

また、津波については、南海トラフ巨大地震のみならず、昭和35年のチリ地震の津波で高知県内で全壊7棟の被害が発生した事例もあり、遠方の地震に際しても注意を要する。

第3節 水害・土砂災害

本町では、近年、奈半利川支川の増水や内水滞留による浸水被害が多発しており、今後もその警戒が必要である。また、近年はないが、奈半利川の堤防の越水や決壊についても想定しておく必要がある。さらには、平成23年の豪雨で北川村平鍋地区で大規模な土砂災害が起こっており、本町でも土砂災害警戒区域を中心に、土砂災害が生じうることを想定しておく必要がある。

高潮については、平成 16 年に室戸市菜生海岸で波高 13.55m の高波により海岸堤防が 30m にわたって倒壊・流失し、3人が死亡する災害が発生しており、本町の海岸部でも引き続き警戒が必要である。

第4節 竜巻等の風害

風害では、台風時のほか、全国的に多発している竜巻や、下降気流によるダウンバースト と呼ばれる突風にも警戒が必要である。

第5節 大規模火災

大規模火災としては、林野火災のほか、消防法上の危険物の貯蔵所、取扱所での火災、危険物運搬中の車両や船舶の火災等が考えられる。

第4章 災害の想定

第6節 大規模交通災害

鉄道事故や、飛行機・船舶の事故等が考えられる。

第7節 有害物質災害

有害物質災害としては、平成 22 年の三重県熊野灘でのフェリー座礁に伴う油流出事故のような災害や、工場事故や交通事故、化学物質や放射性物質等の漏洩、飛散が考えられる。

放射性物質の漏洩、飛散については、本町は、四国電力伊方原子力発電所から直線距離で 150km 以上、福井県や島根県の原子力発電所からは約 300km 離れているが、福島第一原子力 発電所事故では、約 300km 離れた首都圏にも放射性物質の影響が生じており、本町において も影響を想定していく必要がある。

第5章 防災ビジョン

東日本大震災では、30mを超える巨大津波により、関連死を含め2万人以上の尊い命が犠牲になっただけでなく、福島第一原子力発電所から大量の放射性物質が飛散・漏出する未曽有の事態となった。

この東日本大震災では、想定外の災害が全国どこでも起こりうることと、災害初動期には、 自助・共助が重要であることが改めて再認識された。

また、東日本大震災を受けて、国・県で南海トラフ巨大地震の想定が再検討され、本町では、平野部全域が浸水想定区域となった。

このため、この想定浸水深にも対応できる避難タワーや高台への避難路等、ハード面の充 実が不可欠であるが、同時に、いかに初動期に迅速に避難し、応急対策を行うかという点で、 ソフト面の取り組みこそが重要である。

こうした観点に立ち、本計画では、以下の点を防災ビジョンとして掲げる。

1 津波に強いまちづくりの推進

避難タワーや高台への避難路等、ハード整備を進めるとともに、平野部への津波の進入を 食い止めあるいは遅らせる丈々川(じょじょがわ)河口部への津波水門の設置等、津波対策 の抜本的強化を国・県に要望する。

また、田野町津波避難計画に基づき、住民・事業所・行政が協働で地区ごとに津波避難訓練等を定期的に開催し、浸水想定区域の住民全員の迅速な高台避難を徹底する。

2 応援・受援を的確に行う体制づくり

東日本大震災のような町内全域に被害が生じる大規模災害では、住民・町行政・広域行政 のみでは、応急対策を行うマンパワーが圧倒的に不足する。

自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、災害派遣医療チーム(DMAT)、さらには国の各機関や全国の都道府県・市町村、ボランティア等からの応援が円滑に機能して、はじめて、本格的な応急対策が進むという事実は否めない。

このため、阿南安芸自動車道の整備を国・県に要望する等、国道 55 号が寸断された場合の 迂回路機能の確保を図るとともに、中芸高校や中芸広域体育館を受援の基地としながら、こ うした大規模災害への応急対策が進められる体制づくりに、広域で連携しながら取り組む。

また、南海トラフ巨大地震が発生し、本町では被害が少なく、徳島県方面や幡多地方等で被害が大きい場合も想定される。この場合に、本町の住民・事業所・行政がこれら被災地に迅速に応援に向かえる体制づくりもあわせて進める。

3 「想定外」に対応する「地域力」の強化

南海トラフ巨大地震に関する住民意識は高いが、「ゲリラ豪雨」等、異常気象が全国的に多発する中、放射性物質漏洩事故等も含め、「想定外」の災害が本町でも起こりうることを認識し、防災・減災対策を進める必要がある。

このため、住民一人ひとりが災害の初期情報を早期に入手し、的確に命を守る行動をとり、 助けあいながら、その後の応急活動、復旧・復興活動に取り組めるよう、住民相互の日頃からのあいさつ、声かけ等の奨励、自主防災組織活動をはじめコミュニティ活動の育成、ボランティア団体の育成等を通じて、「地域力」の強化に努める。

また、災害発生時に女性のニーズにきめ細かく配慮された応急活動が展開できるよう、防 災対策に女性の視点を積極的に採り入れるよう努める。

第6章 処理すべき業務の内容

町及び防災関係機関が処理すべき業務の内容は、おおむね次のとおりである。

1 田野町

機関の名称	業務の内容
町役場	(災害予防対策) 1 田野町防災会議の事務 2 地域防災計画の作成 3 防災に関する組織の整備 4 災害通信伝達体制の整備 5 自主防災組織の育成指導、その他住民の災害対策の促進 6 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検 7 防災知識の普及、意識の向上及び訓練 8 所管公共施設の災害予防 (災害応急対策) 1 災害に関する情報収集・伝達及び被害情報の広報 2 火災警報の発令及び津波警報、災害予警報等の伝達 3 消防、水防等の災害応急措置及び被害拡大防止措置 4 避難指示等又は指示及び避難場所の開設 5 被災君童か護、救助、医療、助産及びその他保護 6 被災児童・生徒の応急教育の実施 7 災害時の清掃・防疫その他保健衛生等の応急措置 8 緊急輸送の確保及び障害物の除去等 9 所管公共施設等の災害応急措置 10 ボランティア活動の支援 11 食料、医療品、その他物資の確保 12 その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置 (災害復旧対策) 1 災害複旧対策) 1 災害復旧対策) 1 災害復旧資機材の確保及び物価の安定 4 被災者に対する融資等の生活復旧対策
田野町消防団	1 消防・水防訓練及び消防・水防資機材等の点検2 消防・水防等の応急措置及び被害拡大防止措置3 被災者、負傷者等の救出及び搬送

第1部 総則

第6章 処理すべき業務の内容

2 高知県

機関の名称	業務の内容
高知県安芸土木 事務所	1 県所管公共土木施設の防災対策及び復旧等2 水防活動及び洪水予警報等の伝達
高知県安芸福祉 保健所	1 災害時における保健衛生活動、保健衛生の指導及び防疫活動
高知県安芸農業 振興センター	1 ため池に関する水防対策、山地の防災対策
高知県警察 安芸警察署	1 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握 2 被災者の救出救助及び避難指示 3 交通規制及び管制 4 広域応援等の要請及び受入れ 5 遺体の検死(見分)等の措置 6 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持 7 防災資器材の整備 8 警察通信の確保及び統制

3 四国地方整備局高知河川国道事務所

機関の名称	業務の内容
四国地方整備局高知河川国道事務所	1 河川、道路等の防災対策、災害応急対策及び復旧対策2 海岸保全施設の整備と防災管理3 海上の流出油等に対する防除措置4 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導

4 自衛隊

機関の名称	業務の内容
自衛隊	 地域防災計画に係る訓練の参加協力 町及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援及び協力 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 災害派遣の実施(被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去)。 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

5 指定公共機関等

機関の名称	業務の内容
日本郵便株式会社 四国支店 田野郵便局	1 災害時における郵便業務(郵便・為替貯金・簡易保険)の確保2 被災者に対する郵便はがきの無償交付3 災害復旧資金の融資等
西日本電信電話株 式会社 高知支店 株式会社 NTT ドコモ四国 KDDI 株式会社 高松テクニカル センター	1 電気通信設備の整備と防災管理 2 応急復旧用通信施設の整備 3 津波警報、気象予警報等の伝達 4 災害時における重要通信確保 5 「災害伝言ダイヤル」の提供 6 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進
日本赤十字社 高知県支部 田野分区	1 災害時における医療助産等救護活動 2 避難所奉仕、義援金品の募集受付及び配分等の協力 3 医薬品等の供給及び救助物資の備蓄 4 血液製剤の確保及び供給のための措置 5 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 6 防災ボランティアの活動調整 7 各種ボランティアの調整、派遣
社団法人高知県 トラック協会	1 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
四国電力株式会社 安芸営業所	 電気施設の整備と防災管理 災害時における電力の供給確保体制の整備 災害時における電力の供給確保 被災電力施設の復旧事業の推進移
土佐くろしお鉄道 株式会社田野駅	1 鉄道施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧2 災害時の緊急輸送対策及び鉄道通信施設の利用等
高知東部交通 株式会社本社	1 バス施設の災害予防、災害応急対策及び復旧2 災害時の緊急輸送対策
社団法人高知県 エルピーガス協会	1 エルピーガス施設の整備と防災管理2 エルピーガスによる二次災害防止3 エルピーガス及びエルピーガス器具等の供給確保4 被災エルピーガス施設の復旧事業の推進5 避難所への支援
(社)高知県建設業協会 安芸支部	1 災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力

6 公共団体等、その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	業務の内容
安芸郡医師会	1 災害時における緊急医療救護活動
高知県歯科医師会 安芸支部会	1 災害時における緊急医療救護活動
高知県薬剤師会 安芸支部	1 災害時における緊急医療救護活動
高知県農業協同組合田野支所	1 町の実施する営農指導及び被害調査の補助 2 農地、農業施設等の災害復旧及び再生産に必要な資金の貸付 3 災害時における応急食料の緊急需給 4 水田、用水路及び農道等に関する災害復旧、改良工事並びに 維持管理保全
高知県漁業協同組合田野町支所	1 津波警報、気象予警報等の伝達及びその対策 2 有線・無線通信施設の保全及び維持管理 3 災害時における港内舟艇の避難に対する指導 4 災害時における水防用資材等の需給 5 漁業関係の被害調査及び復旧融資の対策
中芸地区商工会	1 町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
各ため池管理者	1 ため池の防災管理
学校、認定こども園、 病院、介護保険施設等 施設の管理者	1 災害時の要配慮者支援体制の整備2 施設入所者及び利用者の避難
田野町社会福祉協議会	1 災害時における福祉2 ボランティアの防災活動支援
高知東部森林組合	1 燃料及び災害復旧用建材確保 2 被災林業者等に貸付けられる資金融通 3 災害時における貨物自動車による輸送協力 4 災害時における応急対策の協力
その他重要な施設の 管理者	1 災害予防体制の整備 2 災害時における応急対策の協力

第2部 災害予防計画

第2部 災害予防計画 第1章 住民の防災行動力の向上計画

第1章 住民の防災行動力の向上計画

第1節 防災知識の普及

《基本的な考え方》

東日本大震災や近年の豪雨災害、竜巻等、災害の教訓をふまえ、南海トラフ巨大地震・津 波をはじめ、あらゆる災害に周到に備えるため、防災知識の普及を図る。

《施策の方向》

1 町職員に対する教育の推進

町職員は、防災訓練、職員研修、講演会、防災のマニュアル等により、災害の教訓や防災知識の習得を図る。

2 児童・生徒に対する教育の推進

学校、認定こども園では、南海トラフ地震・津波での避難方法をはじめ、災害の教訓をふまえた具体的でわかりやすい防災知識の教育を進める。

3 住民に対する防災知識の普及

南海トラフ地震・津波の浸水想定区域や、水害での浸水想定区域、避難路、家庭での食料や水、携帯トイレ等の備蓄の重要性、自主防災活動の方法等、災害の教訓をふまえた具体的でわかりやすい防災知識の教育を進める。

第2節 自主防災体制の整備

《基本的な考え方》

住民個人と自主防災組織等町内の各種団体、町内事業所、行政が明確に役割分担しながら、 日頃からの災害予防対策を進める。

《施策の方向》

1 自主防災組織の育成

県等の協力を得ながら、防災訓練や研修、資機材の整備支援等を通じて、自主防災組織の 育成に努めるとともに、消防団やボランティア団体、防犯団体等各種組織との連携促進を図 る。

2 事業所等による自主防災体制の整備

県等の協力を得ながら、事業所等に対して従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった視点から自主的な防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業所が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定・運用 (燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等)に資する情報提供等を進める。

本町の自主防災組織

- ▼・北町自主防災組織
- 立町·西町自主防災組織
- 新町自主防災組織
- 浜田自主防災組織
- 淌涛自主防災組織
- 大野自主防災組織
- 上ノ岡自主防災組織

- 北張自主防災組織
- 中野自主防災組織
- 千福自主防災組織
- 上地・日野自主防災組織
- 開・立岡自主防災組織
- 土生岡自主防災組織

3 地区防災計画の策定促進

本町では、平成25年3月に津波避難計画を住民と町の協働により策定した。災害対策基本 法改正により、こうした住民主導の「地区防災計画」の策定を市町村が支援していくことと されており、本町でも、津波避難計画をベースにしながら、避難後の応急対策や、発災前の 予防に関する住民の取り組みを定めた「地区防災計画」の策定を検討していく。

第2部 災害予防計画

第1章 住民の防災行動力の向上計画

第3節 災害時要配慮者・避難行動要支援者の支援対策

《基本的な考え方》

高齢者、障害者、乳幼児、病人、妊婦等の要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生し うるおそれがある場合に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を 図るために、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成 25 年 8 月) に基づき、田野町避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)を策定し、災害対策基本法 の改正により、避難行動要支援者の名簿管理が義務付けされていることから、田野町避難行 動要支援者名簿を作成し避難支援等関係者と情報共有を行い災害時の避難支援に備える。

また、社会福祉施設利用者の安全確保及び避難所等における要配慮者に対する避難スペースの確保や、必要に応じた福祉避難所の開設等による要配慮者対策を進める。

《施策の方向》

1 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者や団体等は次の者とする。

- ①民生児童委員
- ②消防機関(中芸消防署·田野町消防団)
- ③田野町社会福祉協議会
- ④自主防災組織
- ⑤警察(安芸警察署)
- ⑥上記のほか、日常から要支援者に関わる関係者

2 要配慮者及び避難行動要支援者の範囲

(1) 要配盧者

本町における要配慮者の範囲は、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

- ①65 歳以上の高齢者(独居又は高齢者世帯の者)
- ②介護認定者(支援1~要介護5)
- ③身体障害者手帳 (1~3級)、療育手帳、精神障害に該当する者
- ④特定疾患患者、難病患者
- ⑤妊産婦
- ⑥乳幼児 (就学前児童)

(2) 避難行動要支援者

前述の要配慮者に該当する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者とし、その範囲については生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- ①要介護認定3以上の者
- ②身体障害者手帳(1・2級)(上肢、心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。)、 療育手帳(A)、精神障害(1・2級)に該当する者
- ③田野町外出支援事業対象者
- ④緊急通報装置設置者
- ⑤上記以外で自力避難が困難な者

3 避難行動要支援者名簿の更新

要支援者の状況は常に変化しうることから、町は要支援者の把握に努め、原則として年1 回の更新を行い、名簿情報を最新の状態に保つこと。

4 名簿に記載する個人情報漏洩防止の措置

町は、避難行動要支援者のプライバシーを保護すると共に、名簿を活用した避難支援その ものに対する信頼性を担保するため、名簿の情報管理を適正に行うよう適切な措置を講ずる。

- ①災害対策基本法に基づく地域支援者の守秘義務について周知徹底
- ②避難支援に関係する各団体での管理者及び閲覧者の限定
- ③名簿は施錠可能な場所での保管
- ④必要以上の複製及び複写の禁止
- ⑤管理状況の町への定期的な報告
- ⑥避難支援等の目的以外の目的のために名簿情報の利用の禁止
- (7)避難支援等関係者以外の者に名簿情報を提供しない
- ⑧名簿情報及び避難支援活動等により知り得た個人の秘密を漏らさない。 (名簿情報の提供を受けなくなった後も同様)
- ⑨個人情報の取り扱いに関する研修の実施

5 避難支援関係者等の安全確保

避難支援関係者等は、本人又はその家族等の安全確保が最優先であり、可能な範囲で避難 支援等を実施することとし、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るた めの避難行動を行うこととするため、地域支援者の被災状況によっては、避難誘導・安否確 認等の避難支援が困難となるおそれがあることを、要支援者に十分に理解を得るよう周知徹 底を図る。 第2部 災害予防計画 第1章 住民の防災行動力の向上計画

第4節 ボランティアの環境整備

《基本的な考え方》

災害時のボランティアによる支援は、応急活動を円滑に行う上で重要である。

住民がボランティアとして応急活動を行うケース、本町が被災した時にボランティアを受け入れるケース、他県・他市町村へ本町のボランティアが応援に行くケース、それぞれの体制を明確化する。また、災害時に、迅速かつ的確に支援・運営できるよう、平成23年3月に中芸地区災害ボランティア設置マニュアルを作成しており、その習熟に努める。

《施策の方向》

1 住民ボランティアの育成

本町、町社会福祉協議会等が連携しながら、日頃からボランティアの育成に努める。

2 災害時のボランティアの受け入れ体制の明確化

災害時は、町社会福祉協議会が災害時ボランティアセンターを開設し、町社会福祉協議会がボランティアコーディネーターとして、県社会福祉協議会等へのボランティア派遣要請や、派遣されたボランティア、自主参集したボランティアの受け付け、業務の割り振り等を行う。

これらの活動が円滑に行われるよう、あらかじめ、活動場所や活動手順等を明確化し、関係者で情報を共有し、訓練を随時行っておく。

3 応援体制の整備

他県・他市町村へ本町のボランティアが組織的に応援に行くケースに対し、日頃から、住民と派遣母体である本町・町社会福祉協議会が情報交換に努める。

第2章 防災体制の強化計画

第1節 応急活動体制の整備

《基本的な考え方》

東日本大震災では、津波による庁舎機能の喪失、原発事故による集団避難等、従来の想定 を超える事態が発生した。

こうした想定外の事態においても、住民・職員が可能な応急活動を行えるよう、体制整備を図る。

《施策の方向》

1 災害規模ごとの初動体制の明確化

L2クラスの地震・津波においては、住民・職員が命を守る行動を最優先するため、高台に避難・避難誘導し、津波警報が解除されたのちに、応急対策を進めることを前提に、初動体制づくりを進める。

L1クラスの地震・津波、風水害、事故災害においては、職員はそれぞれの日頃の職場に 参集し、ただちに応急対策を進めることを前提に、初動体制づくりを進める。

2 応急活動に必要な施設・用地の確保

(1) 応急活動拠点の確保・充実

本町の災害時の応急活動拠点は、町役場、ふれあいセンター、保健センターである。これらの施設で、円滑に応急活動が行えるよう、耐震化等施設の強靭化、無線や電話による情報通信手段の多層化、自家発電機等による非常電源の確保、各種電算システムのデータのバックアップ等を進める。

また、L 2 クラスの地震・津波においては、応急活動拠点は、中学校・中芸高校及び中芸広域体育館となる。これらの施設で、円滑に応急活動が行えるよう、町役場、広域消防本部、県本庁とこれらの施設の情報通信手段の充実を図るとともに、日頃から、応急対策の実務について、関係機関との調整を進める。

(2) 応急活動に必要な機能の配置計画

本町では、南海トラフ地震発生時に必要となる以下の機能の配置をあらかじめ検討し、「田野町南海トラフ地震応急期機能配置計画」を策定しているが、町内のみでは十分な面積が確保できない機能については、民有地の利用調整及び近隣市町村との広域調整を進める。

- ア 災害対策本部
- イ ボランティアセンター
- ウ 応急救助機関の活動拠点
- 工 避難所
- 才 医療救護所

第2部 災害予防計画 第2章 防災体制の強化計画

- カ 市町村物資集積所
- キ 遺体検案・安置所
- ク 仮埋葬地
- ケ 応急仮設住宅建設用地
- コ 災害廃棄物仮置場

3 業務継続性の確保

本町では、大規模災害発生時の応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、「田野町業務継続計画」を策定している。

この計画に基づき、業務継続に必要な各種資源の確保対策や個別マニュアルの整備等を進め、業務継続性の確保に努める。

4 応急活動資機材、食料・飲料水の備蓄の推進

L2クラスの地震・津波の場合、応急活動資機材、食料・飲料水を町ですべて賄うことは 困難であり、国・自衛隊等からの受援が前提となる。しかし、十分な応援が到着するまでの 発災初期に、可能な限り人命を救助し、衣食を確保し、衛生状態を保つために、町、自主防災 組織、住民が役割分担しながら、応急活動資機材、食料・飲料水を分散備蓄する。

これらの備蓄は、L1クラスの地震・津波、風水害、事故災害での活用も図る。

5 防災訓練の実施

地域住民、自主防災組織、関係団体・機関、行政の協働により、L2クラスの地震・津波に対する高台への避難訓練を継続的に実施するとともに、L1クラスの地震・津波、風水害、事故災害等を含め、発災後の応急活動を迅速・的確に行うための訓練を適宜行う。

訓練は、田野町総合防災訓練のほか、各職場での日々の情報伝達や機器操作の訓練等、実践的・個別的な訓練を随時実施する。

その際、要配慮者への配慮、被災時の男女のニーズの違いの配慮に努める。

6 応急活動の手順の整理と複数職員による習得

応急活動は、L2クラスの地震・津波とそれ以外の災害の場合で大きく異なることから、各職場で、それぞれの場合の業務手順を整理し、必要に応じ、マニュアル等を作成する。

また、大災害の場合、参集できない職員の発生も想定されることから、各業務を、担当者以外の職員が行えるよう、複数職員による手順の習得に努める。

7 広域応援・受援体制の整備

大災害では、広域的な応援・受援が迅速な応急活動には欠かせないことから、防災協定の締結等、関係機関との連絡・協力体制づくりを進める。なお、協力体制の整備にあたっては、 実効性の確保に留意する。

8 災害救助法に基づく救助の実施体制の構築

災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化する等、調整を行っておく。

9 災害時の出納業務への備え

出納業務は災害時にも継続する必要があり、災害時にこそ業務量が拡大するが、民間委託ができない業務である。燃料費等、現金が必要な支払い量が増えるとともに、指定金融機関も被災し、為替での取引ができないことも想定される。

このため、災害時に出納業務が円滑に行われるよう、庁内の応援体制づくりやリスクマネジメントを進める。

画

第2部 災害予防計画 第2章 防災体制の強化計画

第2節 情報通信システムの強化

《基本的な考え方》

東日本大震災では、停電により、長時間にわたって、行政機関を含む被災地の通信途絶が 発生した。また、電算システムが被災し、復旧に時間がかかった市町村も多くみられた。

このため、町役場(災害対策本部)内部での情報通信手段、町役場と県・国との情報通信手段、町役場と住民の情報通信手段、住民が利用する情報通信手段のそれぞれの強靭化を図るとともに、電算システムの災害対策の強化に努める。

《施策の方向》

1 無線による通信手段の確保

本町では、町防災行政無線を整備しているほか、県と町の通信手段としては県防災行政無線が整備されている。また、中芸消防署は消防無線を利用している。

L2クラスの地震・津波においても、安定的に情報通信を行えるよう、消防無線のデジタル化等、これらの無線設備の強靭化を進める。

また、東日本大震災では、アマチュア無線が有効に活用された事例も多く、本町において も、免許・機器を所有する住民との連携・協力体制を維持・確保していく。

2 携帯電話・携帯電話メールによる通信手段の確保

携帯電話、スマートフォンは、回線輻輳が課題であるが、災害時の情報通信手段として大きな役割が期待される。

本町では、携帯電話会社と連携しながら、地域の被害情報を即時配信する「エリアメール」 を実施しており、その機能充実や利用促進を図っていく。

また、地上のアンテナを介さず、携帯端末の電波を直接、人工衛星が受信する「衛星携帯 電話」の整備を進めていく。

3 その他の通信手段の確保

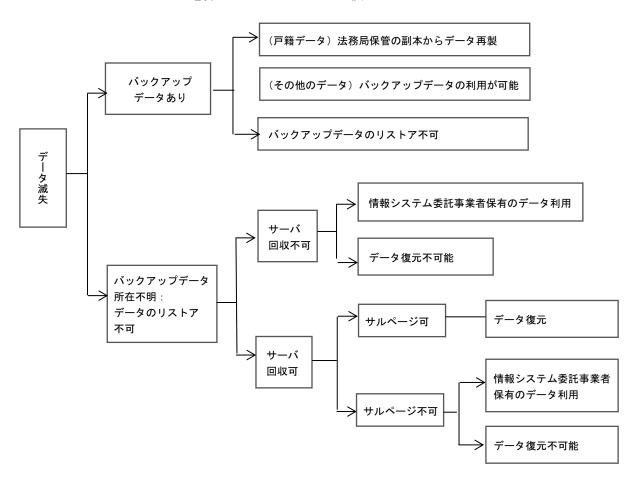
固定電話は、停電や回線輻輳が課題であるが、携帯電話、スマートフォンとともに災害時の情報通信手段の主力であり、回線制限時も優先して回線確保が図られる「災害時優先電話」の確保に努める。

また、パソコンのインターネットは、送受信できる情報量・速度の面で災害時の情報通信 手段として重要であり、町ホームページを災害時に有効に活用できる体制づくりを進めるほか、町内の情報通信網の大容量化や強靭化を促進していく。

4 電算システムの復旧体制の強化

各種電算システムのデータのバックアップ体制の強化を図るとともに、システム委託事業者と連携しながら、被災時にデータを速やかに復元できる体制づくりに努める。

電算システムのデータの復元のプロセス



第2部 災害予防計画 第2章 防災体制の強化計画

第3節 火災予防対策の推進

《基本的な考え方》

本町の火災予防体制は、中芸消防署による常備消防と、田野町消防団による非常備消防である。一般的な火災への対応力は十分であるが、大規模火災や船舶火災等特殊な火災さらには、地震等災害に伴い発生する火災に対し、迅速・的確に消火活動を行えるよう、応援・受援を含む体制整備を進める。

《施策の方向》

1 火災予防の啓発

中芸消防署は、事業所を対象とした火災予防査察や、一般家庭への啓発により、火災予防に努める。

2 消防団の活性化

大規模火災時や災害時の初期消火、人命救助、さらには水防活動等に重要な役割を果たす 消防団の育成・活性化に努める。

3 中芸消防署の活動

L2クラスの地震・津波の際、中芸広域体育館に消防車両を速やかに移動し、そこを拠点に初動活動ができるよう、訓練等を進める。

4 消防水利の充実

消防水利は、災害の状況によって利用できないものも想定されるため、多様化に努める。

5 広域応援・受援体制の充実

県内各市町村消防との協定による応援・受援のほか、大災害時の他県からの緊急消防援助 隊の受援や、林野火災等による合同消火・救助活動が円滑に行えるよう、訓練等を進める。

6 津波による火災の防止

東日本大震災では、漁港の燃料タンクの炎上や流された自動車の炎上が被害を拡大させた。 このため、町内の燃料タンクの津波対策を関係機関とともに推進する。

7 地震火災対策の推進

本町では、「高知県地震火災対策指針」において定められた地震火災対策を重点的に推進する地区(重点推進地区)について、地震発生時における出火防止、延焼防止や安全な避難に向けた平常時からの具体的な対策について定めた「田野町地震火災対策計画」を策定している。なお、本町においては、田野平野の町の中心部が重点推進地区に指定されている。

この計画に基づき、大規模な地震に伴って発生する地震火災への対策を町、住民、事業者及び地域が一体となって推進する。

画

第2部 災害予防計画 第2章 防災体制の強化計画

第4節 災害時医療体制の整備

《基本的な考え方》

本町では、災害時にはふれあいセンター又は保健センター又は中芸高校(格技場)に医療 救護所を設置し、救護病院である田野病院や、安芸保健医療圏の災害拠点病院である高知県 立あき総合病院、その他広域の医療救護所、救護病院等と連携しながら、応急救護を進める こととなる。

「高知県災害時医療救護計画」や「田野町災害時医療救護計画」に基づき、災害時に迅速・ 的確な医療救護を行えるよう備える。

《施策の方向》

1 L 2 クラスの地震・津波時の避難体制の確立

L2クラスの地震・津波の場合、入院患者や在宅患者を高台に避難させ、常時医療が必要な人に対しては、医療を継続していく必要がある。

田野病院や安芸郡医師会、中芸消防署等と連携しながら、入院患者や在宅患者を避難誘導・ 搬送する体制づくりを進める。

2 医療救護所の体制づくり

安芸郡医師会にアドバイスを受けながら、ふれあいセンターと保健センター又は中芸高校 (格技場)に、担架、トリアージタッグ等の医療救護資機材や非常用電源の確保を進める。 薬の備蓄については、調剤薬局と調整を図る。なお、災害医薬品は県により、田野病院、あき総合病院に備蓄されている。

また、L2クラスの地震・津波の場合に町内の医療救護所が設置できない場合は、中芸広域体育館に医療救護所が設置できるよう、広域で連携しながら、医療救護資機材や非常用電源の確保を進めるとともに、安芸郡薬剤師会との調整を行い、広域の医療救護担当を各町村の保健師の中からあらかじめ定めておく。

3 広域応援・受援体制の充実

大災害が発生した場合は、医療需要が地域の医療救護力を超えることが想定され、「災害派遣医療チーム(DMAT)」等からの受援が不可欠となる。救急搬送については、緊急消防援助隊や自衛隊、海上保安庁等からの受援も想定される。

他地域からの「災害派遣医療チーム(DMAT)」等が的確に医療救護活動等を行えるよう、中芸地区5町村で連携しながら、ヘリポートや宿泊・滞在場所の確保・整備を進める。

第5節 緊急輸送体制の整備

《基本的な考え方》

災害発生時に、緊急要員や物資の輸送、供給を迅速かつ円滑に実施できるよう、緊急輸送 体制の整備を行う。

《施策の方向》

1 輸送路・輸送拠点の充実

県では、国道 55 号、県道西谷田野線を緊急輸送道路に指定している。また、ヘリコプター 離発着場は、中芸広域体育館が指定されている。

大災害時には、国道 55 号が不通になることが想定されるため、町道立岡桃山線をはじめ、 代替輸送路の確保が図られるよう、高規格道路安芸阿南道路を含め、整備を要望していく。 あわせて、橋梁の改修等、災害時の輸送路となる幹線町道の整備を進める。

また、奈半利港田野泊地は、奈半利川橋が不通の際は、海路から町内に入る拠点となる。 このため、災害時に輸送船舶が通行、停泊できるよう、泊地の機能充実や港湾・河口付近の 河床の浚渫を県に要望していく。

2 物資集積拠点の充実

大災害時には、大量の応援物資を保管・仕分けする拠点が必要である。

町有地・町有施設であることが望ましいため、ふれあいセンターを集積拠点とするが、津 波や水害の際は、アクセス道路も含めた浸水が想定されるため、中芸高校や中芸広域体育館 を津波や水害の際の集積拠点として、中芸広域連合や県と連携しながら整備を進める。

3 民間との協定締結の推進

災害時の人員、応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、関係事業所との間で、 緊急時の車両等の供給協定の締結を推進する。

4 緊急通行車両の事前届出

町及び関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、町所有車両を緊急通行車両として安芸警察署を経由して、県公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて災害に備える。

画

第2部 災害予防計画 第3章 住民生活の確保計画

第3章 住民生活の確保計画

第1節 避難収容体制の整備

《基本的な考え方》

L2クラスの地震・津波の場合、本町は、平野部全体が浸水すると想定される。県の被害想定によると、発災1日後の避難者数は1,900人とされており、高台にある中芸高校、大野地区集会所、北張地区集会所、中野地区集会所、田野中学校を活用して、住民が安全に避難生活を送れる体制づくりを進める。

また、その他の災害の場合についても、これらの施設に町役場、ふれあいセンター、体育センター、田野小学校を加えて、住民が安全に避難生活を送れる体制づくりを進める。

《施策の方向》

1 避難計画の作成・更新

本町では、平成 25 年 3 月に、地区ごとに津波避難計画を策定した。避難タワーの整備等、環境変化にあわせ、この計画を随時更新しつつ、避難訓練等で実効性を高めていく。

また、風水害等、津波以外の場合における避難計画も、地区ごとに随時策定・更新するよう努める。

2 避難指示等の発令基準の策定

町は、洪水、土砂災害、津波等各災害に関する具体的な避難指示等の発令基準をあらかじめ策定する。なお、洪水については、洪水予報河川等の河川以外の河川等であっても、氾濫により住民等に命の危険を及ぼすと判断したものについては、避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって住民にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して発令したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

3 高台の整備

L 2 クラスの地震・津波の場合、県の被害想定では最も速いケースで地震後わずか 10 分程度で市街地に津波が到達すると予想されている。

本町市街地は、南が土佐湾に、東が奈半利川に面していることから、北か西北へ逃げるしかないが、丈々川(じょじょがわ)、池谷川が市街地を貫流しており、橋を渡れない可能性もある。

このため、市街地の随所に避難タワー等の高台を整備していくとともに、民間施設を含む中層建築物の緊急避難場所・屋内待避場所としての活用を進める。

4 避難路の整備

国道 55 号や県道、その他多くの町道は、避難路として重要な役割を果たすが、多くの人が 集中した際には十分な広さとは言えず、また、老朽橋梁等、危険箇所も存在している。津波 時は、住民は市街地から北西方向に放射状に避難していくものと考えられ、こうした動線を 配慮した避難路の整備を進める。また、案内・誘導標識等の設置を進める。

5 避難所の整備

L2クラスの地震・津波の場合、中芸高校と田野中学校で多くの被災者が避難生活を送ることが想定される。また、これらの施設には、災害対策本部機能や医療救護所機能、物資集積機能、受援機能等も併設することとなる。このため、県と随時協議し、屋外でのテント幕営を含めた避難所設置・運営に関し、必要な資機材、非常電源等の整備を進めるとともに、耐震改修や非構造部材の耐震化を進める。

その他の災害の場合は、ふれあいセンター、体育センター、田野小学校で避難者を収容することが想定される。各地区集会所を含め、必要な資機材、非常電源等の整備を進めるとともに、耐震改修や非構造部材の耐震化を進める。

第2部 災害予防計画 第3章 住民生活の確保計画

6 避難所の運営体制づくり

ほどんどの住民は、避難所生活を経験していない。しかし、避難所を安定的に運営することは、迅速な復旧・復興のために重要であるだけでなく、被災者の心身の健康の維持のために、大変重要である。

このため、自主防災組織と町が協働で避難所を適切に開設・運営できるよう、鍵の開閉、 通信機器の操作、資機材の搬入出、要配慮者の受け入れ方法等について定めた各避難所の「避 難所運営マニュアル」を作成し、随時協議や訓練の実施に努める。

また、「避難所運営マニュアル」に基づき、各避難所において、避難所運営に必要な備品や 物資等の整備・備蓄を進める。

7 広域一時滞在場所の運営体制づくり

東日本大震災では、他市町村への避難の事例が多数みられた。

こうした他市町村、他県の被災者の受け入れ先として、中芸広域体育館を想定し、関係町村で連携しながら、受け入れに必要な準備を進める。

第2節 食料及び生活必需品等の確保

《基本的な考え方》

L2クラスの地震・津波の場合、県の被害想定では、発災1日後の避難者数は1,900人と想定されている。国道55号や海路も寸断されている可能性が高く、速やかな受援は期待できない。

このため、住民、事業所、町がそれぞれ、発災後3日間分9食の確保を目標に、食料の備蓄 を進める。

生活必需品は、町では、毛布等を分散備蓄している。今後、生理用品、大人用・乳児用おむつ等、品目を増やしながら、備蓄の充実に努める。

《施策の方向》

1 食料の備蓄の推進

糖尿病食や嚥下食、アレルゲン除去食等、食に関する様々なニーズに対応しながら、非常 食の備蓄を進める。

県の協力を得ながら、津波による浸水が想定されない中芸高校等への配置を拡大しつつ、 様々な災害を想定し、町内各所への分散備蓄を進める。

2 生活必需品の備蓄の推進

毛布や生理用品、大人用・乳児用おむつ、粉ミルク、仮設トイレ・携帯トイレ等、生活必需 品の備蓄を進める。

県の協力を得ながら、津波による浸水が想定されない中芸高校等への配置を拡大しつつ、 様々な災害を想定し、町内各所への分散備蓄を進める。

3 流通在庫等による緊急調達体制の整備

流通在庫等による物資調達を行うため、関係業者等との協定締結を促進し、物資の確保に 努める。また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの 強化に努める。

4 住民への備蓄の啓発

7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備することを啓発する。

また、自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

第2部 災害予防計画 第3章 住民生活の確保計画

第3節 飲料水の確保

《基本的な考え方》

災害時における飲料水は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要であるため、迅速に 飲料水を確保し配給できる体制を整備する。

《施策の方向》

1 水道水の応急給水体制の整備

本町では、平成 25 年度に配水池に緊急遮断弁を設置し、災害時にはその水をくみだしてポリタンクで運び、応急給水するしくみを整備した。

このしくみにより、断水時に被災者に水道水を応急給水できるよう、手順の習得、ポリタンクの追加購入等を進める。

2 海水や河川水、表流水の浄化による応急給水体制の整備

本町では、水道水による給水が不可能な場合を想定し、海水や河川水、表流水を飲用に浄化できる浄水器を所有している。

このしくみにより、応急給水が確保されるよう、手順の習得、浄水器の追加購入等を進める。

3 ボトル飲料水の備蓄の推進

配水池からの給水や浄水器による給水に加え、取扱いがやさしいボトル備蓄による給水体制の確保に努める。

4 応援・受援体制の整備

管工事業協同組合等民間業者等との災害時の協力体制、日本水道協会の指導・協力を得た 他県・他市町村との応援・受援体制の整備を進める。

5 家庭での飲料水の備蓄の啓発

1人1日3リットル、3日分で9リットルの飲料水の備蓄やくみ置きをしておくこと等を 啓発する。

第4節 消毒、保健衛生活動体制の確保

《基本的な考え方》

保健所と連携しながら、伝染病、食中毒等の発生予防と発生後に速やかに対応できる体制 づくりを進める。また、県と連携しながら、原子力災害に備え、安定ョウ素剤の備蓄や放射 線のモニタリングの機器、除染機器の整備を進める。

《施策の方向》

1 消毒、保健衛生活動体制の確保

県の指導のもと、薬剤や資機材の整備を進めるとともに、使用方法の習熟に努める。民間の薬剤、資機材の利用を前提とする場合は、事前の協定・申し合わせ等を進める。

第5節 廃棄物処理、し尿処理の体制確保

《基本的な考え方》

本町は、安芸広域市町村圏事務組合の安芸広域メルトセンターで一般廃棄物の処理を、中 芸広域連合の衛生センターでし尿の処理を行っている。

大災害が発生したら、これらの施設では、停電や機器の被災、職員の被災等により、機械 の運転が行えないケースが想定されるとともに、衛生センターでは、津波による浸水も想定 される。

こうした事態に、迅速に処理業務を再開できるよう、広域で連携しながら体制整備を進めるとともに、処理ができない間の体制づくりを進める。

《施策の方向》

1 廃棄物の仮置き場の運営体制づくり

搬出できないごみ・がれき等の仮置き場として、田野町災害廃棄物処理計画に定める以下 の7箇所を想定し、常時監視や分別の方法の検討等、必要な準備を行う。また、公有地を優 先し、民有地も含め、広域で仮置き場として利用可能な土地の検討を随時進める。

- ア 田野中央児童遊園
- イ 淌涛児童遊園
- ウニ十三士公園
- エ 旧田野幼稚園付近の町有地
- オ 土佐銘木センター付近町有地
- カ 田野町ふれあいセンター付近
- キ 田野町築地不燃物処理場

第2部 災害予防計画 第3章 住民生活の確保計画

2 応援・受援体制の整備

ごみやし尿の収集・搬送、ごみ処理施設・し尿処理施設の応急復旧を行う民間業者等との 災害時の協力体制の整備を進める。

第4章 災害に強いまちづくり計画

第1節 津波・高潮の被害軽減対策

《基本的な考え方》

南海トラフ巨大地震をはじめとする大地震による津波被害や、台風等による高潮の被害を 最小限に食い止めるため、海岸、河川の整備を国・県に要望しつつ、推進する。

《施策の方向》

1 丈々川(じょじょがわ)への防潮水門の整備促進

県の被害想定によると、南海トラフ巨大地震による津波は、奈半利川から丈々川に進入し、 市街地に甚大な被害をもたらす。このため、漁業への影響を抑えながら、丈々川の河口に、 津波被害を軽減する防潮水門を整備するよう、国・県に要望していく。この防潮水門の整備 は、本町の最大の課題である。

2 海岸の津波・高潮対策の促進

南海トラフ巨大地震による津波は、田野海岸では、高さ約10mの防波堤を超えたり、破壊することも想定される。このため、既存の防波堤のかさ上げや強靭化、さらには離岸堤や潜堤、人工リーフ等の複数の施設を組み合わせた津波・高潮対策の推進を、国・県に要望していく。

3 奈半利川の津波・高潮対策の促進

県の被害想定によると、南海トラフ巨大地震による津波は、奈半利川を遡上し、堤防を乗り越え、奈半利・田野平野に甚大な被害をもたらす。このため、堤防のかさ上げや強靭化、河床の浚渫等を国・県に要望していく。

計

画

第2部 災害予防計画 第4章 災害に強いまちづくり計画

第2節 水害・土砂災害予防対策

《基本的な考え方》

本町では、近年、池谷川流域等で、頻繁に水害が発生している。また、本町には土砂災害危険箇所も存在し、平成11年には立岡地区で土砂災害も発生している。

集中豪雨による水害や土砂災害、地震の二次災害での土砂災害に対する予防対策を進める。

《施策の方向》

1 河川改修の促進

本町の河川は、全国有数の豪雨地域である四国山地から南流し、太平洋へと流れている。 しかし、全長が短くピーク流量に対する流域面積が小さいため、氾濫の危険性が高い。この ため、堤防の整備・かさ上げや強靭化、河床の浚渫等を国・県に継続的に要望していく。とり わけ、池谷川については、地元住民の意向を尊重しながら、早期改修を要望していく。

2 浸水実績等の把握・周知

本町には、洪水予報河川や水位周知河川に指定された河川はないが、町内の中小河川のうち、特に必要な河川については、過去の浸水実績等を把握するよう努める。

また、過去の浸水実績等を把握した場合においては、予想される危険を住民等に周知する。

3 内水滞留の防止

本町では、河川の氾濫以外にも、内水滞留による家屋・農地等の浸水がしばしば生じている。このため、災害危険区域(別紙)を中心とする排水路や側溝等の改修を継続的に進めるとともに、住民と連携しながら、適切な維持管理に努める。

4 ため池の適切な管理の促進

ため池については、地震等による決壊を防ぐため、別途、ため池台帳に登録されている全 てのため池を対象に必要な改修等を進めるほか、豪雨時に調整池としての機能を果たすよう、 普段から、余裕量を考えた貯水について、協力を呼びかけていく。

5 土砂災害防止対策の促進

土砂災害危険箇所の場所や災害の危険性等について、住民への周知に努めるとともに、県 と連携しながら、砂防工事等必要な対策を進める。

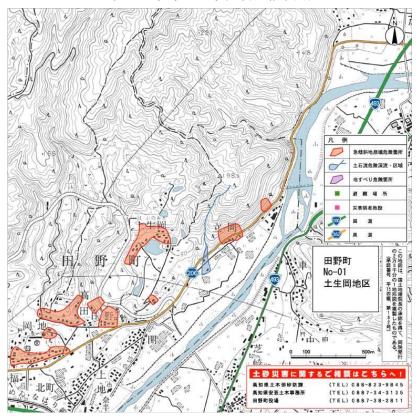
6 水防活動の強化

町、消防団、中芸消防署が迅速・的確に水防活動を行えるよう、水防演習等により情報連絡手段や水防工法の習得に努めるとともに、水防資機材の備蓄強化に努める。

7 河口閉塞への対策促進

海砂堆積による河口閉塞について、県と連携しながら、必要な対策を進める。

本町の東部の土砂災害危険箇所



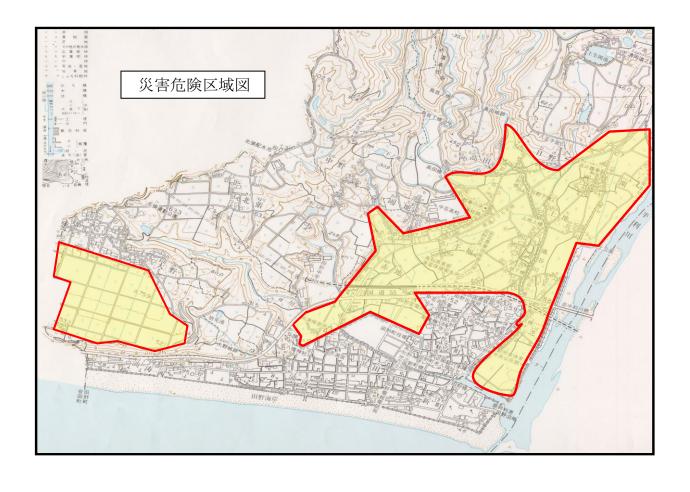
資料:高知県土木部砂防課

本町の西部の土砂災害危険箇所



資料:高知県土木部砂防課

第2部 災害予防計画 第4章 災害に強いまちづくり計画



第3節 地震動に強いまちづくり

《基本的な考え方》

南海トラフ巨大地震では、本町でも震度7の揺れが生じるおそれがある。

家庭や事務所での家具・棚の固定等、生活空間の揺れ対策を啓発するとともに、建築物の耐震化を進める。

《施策の方向》

1 生活空間の揺れ対策の啓発

家庭や事務所での家具・棚の固定等、生活空間の揺れ対策を啓発する。

2 住宅等の耐震補強・耐震改修の促進

県の助成制度等を活用しながら、住宅や事務所の耐震診断、耐震補強、耐震改修を促進していく。

3 公共建築物の耐震補強・耐震改修の促進

町内の公共建築物について、非構造部材も含め、耐震診断、耐震補強、耐震改修を進める。

4 橋梁の耐震化の促進

国・県と連携しながら、橋梁の耐震化を進めていく。

5 液状化対策の推進

地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になり、構造物が埋もれたり浮き上がったりする液状化現象は、本町でも想定されるため、国・県と連携しながら、被害予測を進めるほか、液状化対策工法の導入等を促進していく。

第2部 災害予防計画 第4章 災害に強いまちづくり計画

第4節 ライフラインの安全対策の強化

《基本的な考え方》

災害時に、ライフラインが寸断されることがないよう、また、被害が生じても早急に復旧できるよう、安全対策を強化する。

《施策の方向》

1 水道の安全対策の推進

老朽化した水道管等水道施設について、更新の際に、順次耐震化等安全対策を進めていく。 また、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管の整備を進める。

2 民間のインフラ施設の安全対策の促進

送電線や電話線、ガス設備、鉄道、バス等、民間のインフラ施設について、耐震化、津波対 策等安全対策を促進していく。

3 代替電力の確保の促進

災害時にも稼働し続けることが可能な太陽光発電装置の普及を図る等、代替電力の確保を 促進していく。

第5節 地震防災緊急事業五箇年計画

《基本的な考え方》

本町は、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法に伴う「地震防災緊急事業五箇年計画」を踏まえ、県と連携協力して計画的に整備を図るものとする。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動を確保するための道路
- 5 高規格道路等
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、漁港施設
- 7 社会福祉施設の改築
- 8 津波発生における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- 9 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、ため池
- 10 地域防災拠点施設(ヘリポートも含む)
- 11 防災行政無線等
- 12 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路もしくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物

第2編風水害対策編

第1部 風水害応急対策計画

第1部 風水害応急対策計画 第1章 組織動員体制

第1章 組織動員体制

第1節 動員配備体制

《基本的な考え方》

町は、災害状況に応じて必要な配備体制をとり、迅速かつ適切な応急対策活動を実施する。

《施策の方向》

1 配備基準等

災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生した場合は、状況に応じて「災害警戒本部体制」又は「災害対策本部体制」の配備を行い、災害情報の収集・伝達と警戒活動や応急対策活動等を実施する。

(1)配備区分と配備基準等

職員の配備は、次の基準による。

田野町災害対策本部の配備体制、配備基準、動員体制

配備体制	配備基準	動員体制
一般第一配備(警戒体制)	● 本町に警報が発表されたとき	● 総務課防災担当職員 ● 教育委員会職員 (※避難場所開設時) (2~3 名以上)
一般第二配備 (警戒本部設置) (厳重警戒体制、必要に 応じて災害対策本部設置)	● 台風が接近する等厳重な警戒 が必要なとき	災害警戒本部長災害警戒副本部長各課長災害関係部署の職員
一般第三配備(災害対策本部設置)	台風や集中豪雨等により被害 の発生がほぼ確実であるとき町の全力をあげて災害応急対 策を実施する必要があるとき本町に特別警報が発表された とき	● 全職員

2 動員配備指令、連絡

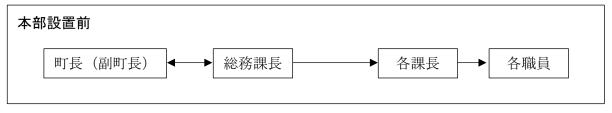
(1)動員配備指令

時期	指令方法等		
本部設置前	配備基準に応じた配備(自動配備指令)となる。		
本部設置後	原則として、本部会議を経て、本部長が指令する。		
特例	町長(本部長)、副町長(副本部長)は、災害の状況や災害対策活動の進 捗状況により、必要と認める特定の課に対して動員配備指令を発令する。		

(2) 勤務時間内における動員配備指令の連絡

勤務時間内の動員配備の連絡は下図のとおり総務課長が各課長へ連絡し、各課長は各職員に連絡する。

勤務時間内の動員配備指令の連絡ルート



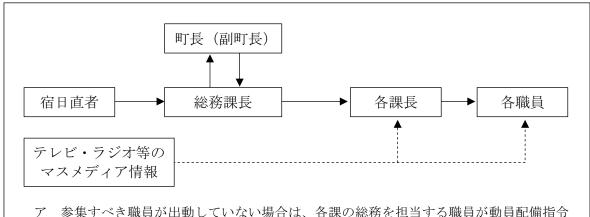


第1部 風水害応急対策計画 第1章 組織動員体制

(3) 勤務時間外における動員配備指令の連絡

配備基準に応じた動員配備となるが、総務課長(不在の場合は防災担当職員)は、電話連絡可能な場合、庁舎の宿日直者(以下「宿日直者」という。)から連絡を受けるとともに動員配備を直ちに各課長に連絡する。また町長及び副町長にその旨を報告する。

勤務時間外の動員配備指令の連絡ルート



- ア 参集すべき職員が出動していない場合は、各課の総務を担当する職員が動員配備指令 を連絡する。
- イ 配備基準よりも動員を強化する場合は、各課の総務を担当する職員が、課内連絡網により動員配備指令を連絡する。

3 配備体制の確立

(1) 勤務時間内の体制の確立

本部の設置が指示された場合、あらかじめ指名・任命されている職員又は指示を受けた職員は、直ちに通常の業務を一時停止し、本部体制を確立する。

(2) 勤務時間外の体制の確立

災害が発生した場合、配備基準により、あらかじめ指名・任命されている職員は、直ちに 所定の場所に自主参集し、本部体制を確立する。

本部体制が確立するまでの間は、次のような初期対応を行う。なお、初期対応の間における指揮は、総務課長又は防災担当職員が参集していない場合に限り、参集職員の中で職制の 上位の職員がとる。職制が同等の場合は、年齢順による。

- ア 防災担当者は、消防団等の防災関係機関の協力を得て、情報収集にあたるとともに住 民からの通報等による被害情報の収受も行う。
- イ 防災担当者は、必要に応じて県及び関係機関との連絡調整にあたる。
- ウ 町役場近傍に居住する職員の内から、町長があらかじめ指名した職員及び総務課職員 は、町役場1階事務所に自主参集し、本部体制が確立できるよう防災担当者と連携し て、各種情報の収集、整理、分析を行い、災害応急対策の検討を進める。

4 職員の参集

(1) 非常参集義務

職員は災害に関する配備指令を受けたときは、直ちに指示された場所に参集し、任務に服さなければならない。

区分	参集場所
勤務時間内の参集場所	あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所へ、 またその他の職員は指示された場所
勤務時間外の参集場所	あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所へ、 またその他の職員は近くの避難所

(2) 自主参集

勤務時間外において災害が発生した場合、配備区分により自らの判断で速やかにあらかじ め指定された場所に参集する。

(3) 交通途絶時等の参集

勤務時間外の非常参集は、交通途絶時であっても自転車、徒歩等によりあらかじめ指定された場所に集合することを原則とする。他の状況により不可能なときは、最寄りの出先機関に参集し、当該出先機関の長等の指示に従って防災活動に従事する。

(4) 参集を免除する者

ア 病気等により職務の遂行が不可能と認められる者

イ その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

(5)動員報告

各本部員は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集 したときは、その動員の状況を把握し、速やかに「動員報告書」により総務課に報告する。 総務課は、各課の報告を整理して本部長に報告する。

(6) 参集時の注意事項

ア 参集途中の緊急措置

参集途中において人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力して救助等の応急対策 活動を第一とするとともに、最寄りの防災機関へ通報する。

イ 被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報は、所属長を通じ被害状況を集約する部署に報告する。

第1部 風水害応急対策計画 第1章 組織動員体制

第2節 災害警戒本部体制

《基本的な考え方》

災害発生のおそれがある気象予警報等の発表、又は町域で局地的に軽微な災害発生のおそれがある場合等、副町長は町長の指示により災害警戒本部を設置し、災害情報の収集・伝達や災害警戒活動等を実施する。

《施策の方向》

1 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

- ア 暴風、大雨及び洪水の気象予警報等が発表され、災害発生のおそれがあるとき
- イ 降雨量・水位等の観測状況からみて、災害のおそれがあると予想されるとき
- ウ 局地的に軽微な災害が発生したとき
- エ 町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ 当該災害に対する応急対策等の措置が完了したとき
- ウ 災害発生のおそれがなくなったとき
- エ 町長が適当と認めたとき

(3) 設置場所

警戒本部は、町役場1階事務所に設置する。

2 組織

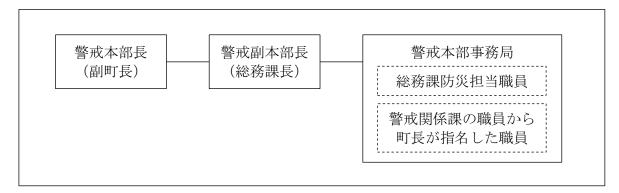
(1) 警戒本部の組織

- ア 災害警戒本部長は副町長とする。
- イ 総務課長を災害警戒副本部長とする。
- ウ 災害警戒本部のもとに、災害警戒本部事務局を置く。警戒本部事務局の要員は、総務 課防災担当職員及び警戒関係課の職員から町長が指名した職員とする。
- エ 状況に応じて警戒関係課の職員は災害警戒本部長の命により警戒本部の活動に従事する。

(2) 災害警戒本部事務局

災害警戒本部事務局は、情報の収集や災害応急活動の調整・把握等を行う。

災害警戒本部の組織



3 事務分掌

災害対策本部の設置に至らない場合の災害対応の準備、警戒等の業務にあたる。

- (1) 情報の収集・伝達に関すること
- (2) 職員の配備に関すること
- (3) 災害応急活動に関すること
- (4) 関係機関に対する応援の要請に関すること
- (5) 県が災害対策本部等を設置した場合、その連携に関すること
- (6) 災害対策本部の設置に関すること
- (7) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

第1部 風水害応急対策計画

第1章 組織動員体制

第3節 災害対策本部体制

《基本的な考え方》

台風や集中豪雨等により被害の発生がほぼ確実であるとき、又は町長が必要と認めた場合、 町長は、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

《施策の方向》

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

- ア 台風や集中豪雨等により被害の発生がほぼ確実であるとき
- イ 町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 予想された災害の危険が解消したとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ 本部長(町長)が適当と認めたとき

(3) 設置場所

本部は、町役場1階事務所に設置する。ただし、災害の規模、その他の状況により本部長が応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要であると認めた場合は適宜移動する。

(4) 設置、廃止等の通知

町長(本部長)は、本部を設置、移動又は廃止したときは、その旨を知事、田野町防災会議 委員、庁内各課、報道機関、その他関係機関に通知する。

本部設置の通知方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担 当
庁内各部	口頭	総務課
報道機関	口頭及び文書	総務課
関係機関等	防災行政無線、電話その他迅速な方法	総務課

(5) その他

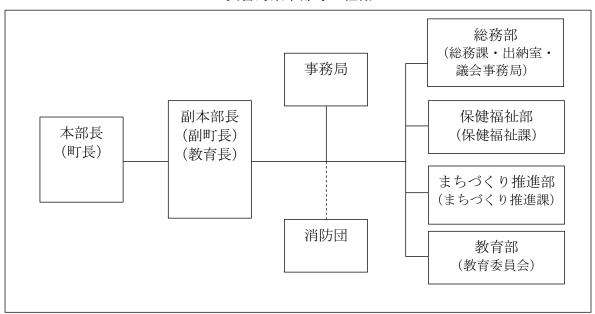
本部を設置したときは、本部室入口に「田野町災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

2 組織

(1) 本部の組織

- ア 町長を本部長とする。
- イ 副町長、教育長を副本部長とする。
- ウ 各課長等を本部員とする。
- エ 本部のもとに部を置き、部に部長及びその他必要な職員を置く。 部長は、部の災害応急対策等を統括し、部の災害応急対策等の推進責任者とする。
- オ 次のように部及び部の職員を置く。
 - ①災害対策本部として、総務課・出納室・議会事務局、まちづくり推進課、保健福祉 課、教育委員会を単位として部を置く。
 - ②上記の部のほか、本部に本部事務局を置く。

災害対策本部等の組織



(2) 町長不在時の代行順位

町長が不在の場合における本部長の代行順位は、第1位を副町長・教育長とし、第2位を 総務課長とする。

(3) 本部会議

防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を開催する。

- ア 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。
- イ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。
 - ①災害応急対策等の方針、推進に関すること
 - ②配備体制の決定に関すること
 - ③各部間の連絡調整事項の指示に関すること
 - ④自衛隊の派遣要請の要求に関すること

画

第1部 風水害応急対策計画

第1章 組織動員体制

- ⑤災害救助法の適用要請に関すること
- ⑥他の地方公共団体等への応援要請に関すること
- ⑦その他災害に関する重要な事項

(4) 本部事務局

- ア 本部事務局は各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の 運営事務の担当等を行う。
- イ 本部事務局の職員は5人以内で、総務課防災担当職員のほか、町長があらかじめ任命 した職員で構成する。

3 各部の事務分掌

本部の事務分掌は、以下のとおりとする。

災害対策本部事務分掌

区分	責任者	所掌課	泛舌 対 束 本 部 事 務 分 章
本部長	町長	-	 特別警報時等の住民の避難誘導、応急救助 本部統轄
副本部長	副町長 教育長	-	 特別警報時の住民の避難誘導、応急救助 本部長補佐 災害関係経費の支出
事務局	総務課長	総務課	 本部会議の運営事務 各種情報の管理 各部の活動状況の把握 防災活動の調整
総務部	総務課長(会計管理者)(議会事務局長)	総務課 出納室 議会事務局	1. 大津波警報・特別警報時の住民の避難誘導、応急救助 2. 災害対策本部の運営・各部の連絡調整 3. 情報の収集・整理 4. 関係機関との連絡調整、応援の要請 5. 住民への広報 6. マスコミ、その他全国からの照会事項への対応 7. 応急対策用物品の購入 8. 車両の調達・配車管理 9. 情報システムの被害調査、応急復旧 10. 土地・家屋等の被害調査 11. 各種災害証明、料金減免等の手続き 12. 職員の動員・参集及び家族の安否確認等に関すること 13. 来訪者・職員の負傷者対応及び避難誘導方法に関すること 14. その他災害対策全般に関すること
まちづくり推進部	まちづくり 推 進課長	まちづくり 推進課	1. 豪雨時の危険箇所の見回り、水防活動 2. 道路、河川、堤防等の被害調査、応急対策 3. 応急資器材・人材の確保、協力事業所との調整 4. 交通規制 5. 水道の被害調査、応急対策 6. 応急給水 7. 県による仮設住宅確保への協力 8. 町内事業所・農家・漁家の被害調査、業務再開支援 9. 農地・山林・農業施設の被害調査、復旧支援 10. 部署所管施設、営繕工事中の建築物等の被害状況、保安及び応急対策に関すること 11. 災害応急対策用地の確保に関すること
保健福祉部	保健福祉課長	保健福祉課	1. 救護所の設置、応急救護 2. 要配慮者対策に関すること 3. 食料・物資の確保・配布 4. 義援金品等の受付及び配分に関すること 5. 医療・保健・福祉の専門職の受援の調整 6. ボランティアの受援の調整 7. 住民の健康支援・保健衛生 8. ごみ・がれきの収集、集積、処理 9. し尿の収集、集積、処理 10. 遺体の安置・火葬・埋葬 11. 相談窓口の設置に関すること
教育部	教育長	教育委員会	1. 児童・生徒、社会教育施設利用者の避難誘導・安全確保 2. 学校・認定こども園、社会教育施設の被害調査・応急対策 3. 避難場所の開設 4. 教職員の連絡調整 5. 授業の再開への支援 6. 文化財の被害調査・応急対策

画

第1部 風水害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達

第2章 情報の収集・伝達

第1節 気象情報の収集

《基本的な考え方》

気象警報や、河川の水位等の情報を迅速かつ的確に収集する。

《施策の方向》

1 気象予警報等の収集

気象庁による警報・注意報・その他の気象情報は、高知県総合防災情報システム等を通じて、随時、町に伝えられるとともに、テレビ、インターネットでも随時発信されている。これらの的確な収集に努める。

なお、平成22年5月27日から気象業務法に基づく警報・注意報等は市町村ごとに発表されるよう、制度改正された。テレビ等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり広域的な範囲で報道していることが多い。

また、平成25年8月31日から、警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の気象現象に対する「特別警報」が運用されている。

注意報・警報以外にも、台風情報や記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報等の気象情報や 土砂災害警戒情報が、高知地方気象台から発表される。

記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、本町での発表基準は120 mmである。ただし、大雨警報の発表されている間に行う。

また、竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域(概ね一つの県)を対象に発表される。有効期間は発表から1時間で、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難 指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁の共同により発 表される。

警報・注意報・気象情報の本町の発表基準は、以下のとおりである。

本町での注意報・警報等の種類及び発表基準

	種類	基	準		
	大雨 (浸水害)	雨量基準	3時間雨量	140mm	
	大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	228		
		雨量基準	3時間雨量	3 時間雨量 140mm	
	洪水	流域雨量指数基準	奈半利川流	奈半利川流域=48	
		複合基準	_	_	
警報	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
	3K/AV	1 ~2)/14/25	海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
	上串	攻長の泥と	海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ		『「「こった」	
	波浪	有義浪高	6.0m		
	高潮	潮位	2.0m		
	大雨	雨量基準	3時間雨量	90mm	
	, , , , ,	土壤雨量指数基準	173		
		雨量基準	3時間雨量 90mm		
	洪水	流域雨量指数基準	奈半利川流域=29		
	17011	複合基準			
		指定河川洪水予報による基準	_		
	強風	平均風速平均風速	陸上	12m/s	
	July / July		海上	15m/s	
	風雪		陸上 海上	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ		15m/s 雪を伴う	
注意報		有義浪高	24 時間降雪の深さ 10cm		
仕 息報	波浪		3.0m		
	高潮	潮位 1.2m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	Print I		100	
	濃霧	視程	陸上 海上	100m 500m	
	乾燥	海上 海上 海上		JUUIII	
	低温	最低気温-5℃以下(気温は高知り			
	霜	3月20日以降の晩霜	11/1 N/20 11 V/	 	
	着氷	O / 1 20 日 2/1円・/ 7円 不日			
		24 時間の降雪の深さ: 20 cm以上			
	着雪	気温: -2 \mathbb{C} ~ 2 \mathbb{C}			
記録的短	 時間大雨情報	1時間雨量	120mm		

土壌雨量指数:降った雨が土壌中にどれだけ貯まっているかを見積もり、土砂災害の危険性を示したもの 流域雨量指数:流域で降った雨の量や流下する時間等を考慮し、対象区域の洪水の危険度を示したもの

特別警報の発表基準

	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
気	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
象	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される 場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	地震動	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合
地	火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
象	地面現象	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

第1部 風水害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達

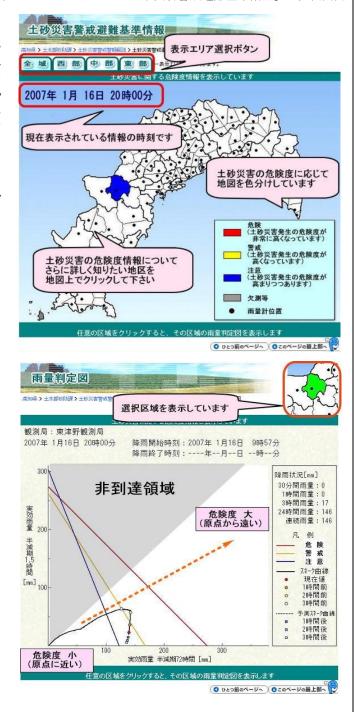
高知県の土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の概要

土砂災害警戒情報は、県の「土砂災害警戒避難基準雨量」と、気象台の「土壌雨量指数」の2つの基準を総合して発表される。

このうち、県の「土砂災害警戒避難基準雨量」は、土中への浸透等を加味して計算された実効雨量を測定単位として、1.5 時間の短期降雨指標と72 時間の長期雨量指標をもとに、危険・警戒・注意に3区分したもので、高知県砂防課のホームページで常時発表されている。

県のホームページでの「土砂災害警戒避難基準雨量」の発表画面

また、県では、地滑りによる重大な 土砂災害の急迫した危険が認められ る状況において、当該土砂災害が想定 される土地の区域及び時期を明らか にするための調査を行い、市町村が適 切に住民の避難指示等の判断を行え るよう、土砂災害が想定される土地の 区域及び時期に関する「土砂災害緊急 情報」を発表する。



2 河川・ため池の水位の監視

(1) 河川

まちづくり推進課は、管内の河川水位観測所等の情報をもとに、常に的確な気象状況の把握に努める。

警戒水位を超えた場合は、現場で目視確認を行う。危険と判断した場合は、町長(本部 長)に報告する。

(2) ため池

まちづくり推進課は、ため池の現場目視確認を行う。危険と判断した場合は、町長(本部長)に報告する。

また、ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあると認めた場合は、直ちに総務課に報告する。

通報を受けた総務課は、その状況を県へ報告するほか、必要に応じて安芸警察署等へ通報する。

3 異常現象発見時の通報

災害発生のおそれがある異常現象を発見した人は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長 (本部長)、警察官、消防署員又は消防団員に通報する。

通報すべき異常現象の内容

水害		①堤防の亀裂又は欠け、崩れ ②堤防からの溢水 ③堤防の天端の亀裂又は沈下 等	
	土石流	①山鳴り ②降雨時の水位の低下 ③川の流れの濁り及び流木の混在 等	
土砂災害	地すべり	①斜面のひび割れ ②沢や井戸水の濁り ③斜面からの水の吹き出し 等	
	がけ崩れ	①がけからのわき水②がけの亀裂③小石の落下 等	
	山地災害	①わき水の量の変化(増加又は枯渇) ②山の斜面を水が走る 等	

4 参集時の職員の情報収集

町職員は、参集時に、被害状況等の情報収集に努める。

第1部 風水害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達

第2節 初動のための情報伝達

《基本的な考え方》

住民や職員が避難や参集を的確に行えるよう、気象情報や被害の状況等を速やかに伝達する。

《施策の方向》

1 庁内における伝達

(1)連絡する情報

気象予警報等の伝達は、警報及びその他重要なものについて行う。

(2)連絡方法

ア 勤務時間内において各課への連絡は、総務課が電話又は伝令で行う。電話及び伝令は、各課長に対して行うが、課長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

イ 勤務時間外においては、あらかじめ定められた連絡網による連絡方法で行う。

2 住民への周知

(1)連絡する情報

総務課は、必要と認められる気象関連情報等のほか、予想される事態並びにこれに対して とるべき措置も併せて周知する。

(2) 周知の方法

気象関連情報等は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて住民に周知されるが、特殊な情報、特定地域のみに対する情報等について、町長(本部長)が必要と認めた場合、防災行政無線等を活用して、住民に対し迅速に周知する。

第3節 被害情報の収集・報告

《基本的な考え方》

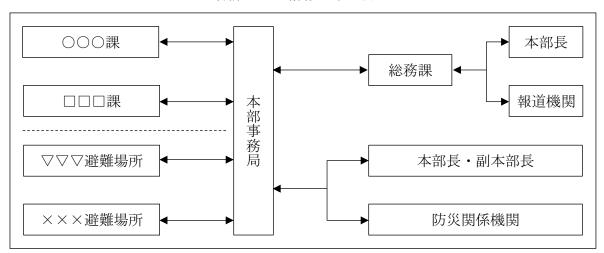
災害発生後の速やかな被害情報等の収集は、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施する基礎となる。このため、各課の役割分担のもと、速やかに被害調査を行い、県に報告する。

《施策の方向》

1 情報収集の一元化

被害情報は、本部事務局、各課それぞれに情報総括責任者を配し、一元化に努める。 情報総括責任者は原則として各課長とし、各課長が業務につけない時は代理を配する。 情報総括責任者は、「被害状況調査票」により必要な情報を記載し、本部事務局に報告する。 る。

各課からの情報収集の流れ



被害状況調査票に記入する項目

災害情報	ア 災害の原因 イ 災害が発生した日時 ウ 災害が発生した区域・場所
被害情報	エ 被害状況 オ 世帯別被害状況等
災害応急対策活動に 関する情報	カ 避難指示等の状況 キ 住民等の避難状況 ク 災害に対して既にとった応急措置 ケ 災害に対して今後とろうとする措置 コ 関係機関の防災体制 サ 災害対策に要した費用の概算額 シ その他必要な事項

第1部 風水害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達

2 被害調査の実施

各課では、以下の役割分担のもと、速やかに被害調査を実施する。

被害調査の役割分担

MUMAYAM				
調査担当部	調査項目			
総務課 出納室 議会事務局	・職員、議員の被害調査・被災者台帳に基づく死傷者・行方不明者の調査・町有財産の被害調査・中芸広域連合の被害調査			
まちづくり推進課	 ・道路、橋梁の被害調査(ごめん・なはり線高架橋も含む) ・河川、水路、海岸、港の被害調査 ・土砂災害の被害調査 ・水道施設の被害調査 ・農地・農業施設、事業所の被害調査 ・応急復旧工事を行う協力事業所の被害調査 ・町営住宅の被害調査 ・民間建築物・宅地の被害調査 (資格者による応急危険度判定が必要) 			
保健福祉課	・医療機関、保健センター、社会福祉施設の被害調査 ・要配慮者台帳に基づく安否確認調査 ・避難所への避難者に関する調査 ・ごみ・し尿の収集事業所、処理施設の被害調査			
教育委員会	・園児・児童・生徒・教職員の被害調査 ・学校・認定こども園・社会教育施設の被害調査 ・文化財の被害調査			

3 県への報告

(1) 報告基準

県への報告は本部事務局が、県関係部局への個別報告は各課が、次の基準により行う。

- ア 災害救助法の適用基準に該当する程度のとき
- イ 災害対策本部を設置したとき
- ウ 災害による被害に対して国の財政援助を要するとき
- エ 災害による被害が、当初は軽微であっても今後上記ア〜ウの要件に該当する災害に発 展するおそれのあるとき
- オ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認 められるとき又は特に報告の指示があったとき

(2) 災害報告

本部事務局は、高知県防災情報システムを通じて「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」による報告により被害状況報告を行う。

各課は、県関係部局が定める要領により、所管する施設等の被害状況を報告する。

(3)被害状況報告要領

- ア 被害状況報告は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び 家屋被害を優先して報告をする。
- イ 報告すべき災害の発生を覚知したときは、直ちに第一報を報告し、以後、判明したもののうちから逐次報告する。ただし、即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく国(総務省消防庁)に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
- ウ 通信途絶等により、被害状況等を県に報告できない場合は、国(総務省消防庁)に報告する。

なお、県との連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

- エ 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び総務省消防庁に通報する。
- オ 被害が甚大なため町で被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

県への被害状況報告の区分

調査種別	報告種別	調査及び報告の内容
概況調査	発生速報	災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。 この調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものである から、短期間にその概況を把握し、発生速報として報告する。
被害調査	被害速報	災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害(被害)の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害(被害)の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。
被害確定調査	被害確定報告	災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。この調査は その後の災害応急対策及び災害復旧対策の基礎となり、各種の対策 費用負担にまで影響するので、被害状況を正確に把握して被害確定 報告とする。ただし、この報告は状況に応じて、概況報告、中間報 告、確定報告と段階別に行うことができる。

第1部 風水害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達

第4節 情報通信システムの機能確保

《基本的な考え方》

災害発生後、ただちに情報通信機器や通信回線の状況を確認し、故障や不通が生じている 時は、事業者と連携しながら、速やかに応急復旧を図る。

《施策の方向》

1 通信手段の確保

防災行政無線、固定電話、携帯電話、FAX、インターネット、庁内LAN、パソコン、コピー機、プリンター等、通常の情報通信機器・回線が確保されている時は、それらにより、通信等応急対策を行う。

故障や不通が生じている時は、その原因を調査し、代替電源の確保や、事業者と連携した 応急復旧を進める。

2 災害時優先電話の活用

一般電話回線が不通の時も、災害時優先電話が使用できる場合は、それにより通信を確保する。

3 多様な通信手段の活用

住民の協力を得ながら、漁業無線やアマチュア無線等の活用により、通信を確保する。

第5節 広報・広聴活動

《基本的な考え方》

住民や報道機関に対して、正確かつきめ細かな情報を迅速に提供するとともに、住民からの問い合わせや要望に対応するため広聴活動を実施する。

《施策の方向》

1 広報や記者発表の実施

総務課は、取りまとめられた情報を基に、広報内容・時期を計画しながら広報活動用資料を作成し、住民への広報や記者発表を実施する。報道機関への情報提供は、できる限り日時、目的等を前もって各報道機関に周知し、定期的に記者発表室を設けて行う。

広報の手段

- ア 広報紙の臨時発行
- イ 広報車による広報
- ウ 防災行政無線による広報
- エ 避難場所への職員の派遣、広報紙・チラシの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カーインターネット(ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス等)の活用
- キ 録音テープや FAX 等の多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等の要配慮者に配慮したきめ細かな広報

広報の内容の例

- ア 気象情報
- イ 避難指示等の呼びかけ
- ウ 避難場所開設の情報
- エ 二次災害の危険性に関する情報
- オ 被災状況とその後の見通し
- カ 安否情報
- キ 被災者のために講じている施策に関する情報
- ク ライフラインや交通施設等の復旧状況及び復旧見通しの情報
- ケ 医療機関等の生活関連情報
- コ 交通規制情報
- サ 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等

第1部 風水害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達

2 広聴活動の実施

災害発生後、住民から各職員に寄せられた問い合わせや要望に対し、個別に対応していく とともに、災害対策本部事務局でそれらの集約・整理を行い、対応方法を検討して、災害対 策本部各部で実施していく。

また、議員等と連携しながら、住民懇談会を随時開催し、幅広く広聴活動を実施していく。

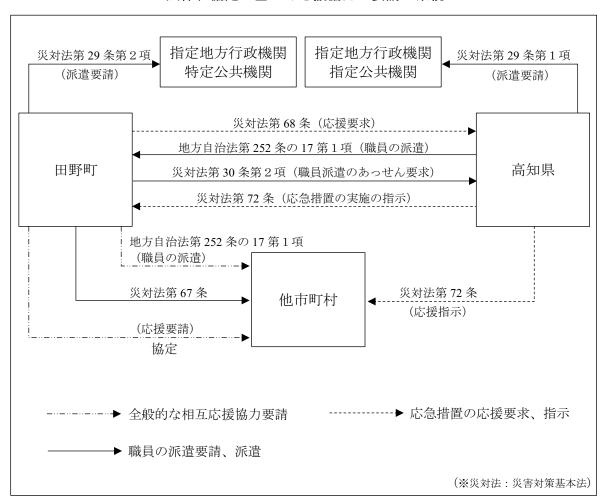
第3章 応援・派遣要請

第1節 広域応援等の要請と受入れ

《基本的な考え方》

被害が甚大で、町単独で対処することが困難なときは、県等に応援要請を行う。応援活動が円滑に行われるよう、受け入れ体制の整備に努める。

法律、協定に基づく応援協力の要請の系統



《施策の方向》

1 応援の要請

(1) 県への応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請 し、事後速やかに文書を提出する。 第1部 風水害応急対策計画 第3章 応援・派遣要請

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

なお、本部事務局を通して応援要請を行ういとまのないときは、各課において県の担当部 局に直接要請する。その場合、事後速やかに本部事務局に報告し、本部長は要請した旨を知 事に報告する。

(2) 県下市町村への応援要請

本部長は、県への応援要請のほか、必要に応じ県下市町村に対し次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

(3) 緊急消防援助隊の派遣要請

本部長は、災害の範囲が拡大し、中芸消防署の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(4) 相互応援協定市町村への応援要請

本部長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市町村等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

2 職員の派遣要請等

本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
- (2) 派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

3 応援の受入れ

県や県下市町村、指定地方行政機関、協定市町村等に応援を要請した場合、その応援部隊 の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を本部事務局に速やかに連絡する。

(1)誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、 必要に応じて案内者を確保する。

(2)連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害用臨時ヘリポートを直ちに離発 着できるように準備する。

ヘリポートは、中芸広域体育館を基本とし、中芸広域体育館が避難者の受け入れ等で十分な着陸スペースがとれない時は、田野中学校グラウンド、田野小学校グラウンド等を使用する。土のグラウンドには、土ぼこりが舞わないよう、水をまく等の措置をとる。

4 他市町村への避難の受け入れの要請

町内で甚大な被害が発生し、他市町村への避難を余儀なくされる場合は、応援要請の方法 に準じて、県を介して、相手方市町村に、避難民の受け入れ等の要請を行う。 第1部 風水害応急対策計画 第3章 応援・派遣要請

第2節 自衛隊の派遣要請

《基本的な考え方》

被害が甚大であり、本町及び関係機関だけでは応急対策が困難な場合は、「自衛隊の派遣の要請」を県が行う。市町村は、「自衛隊の派遣の要請」を県に「要求」するが、通信途絶等により県に「要請を要求」できない場合は、直接自衛隊に「要請」する。

本町の近隣の自衛隊は、香南市の陸上自衛隊第 14 旅団第 50 普通科連隊(県防災行政無線 31215-619、一般加入電話 0887-55-3171)、小松島市の海上自衛隊第 24 航空隊(一般加入電話 0885-37-2111)である。

自衛隊の災害派遣時の活動の例

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の機能確保
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯又は給水の支援
- (10) 物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

《施策の方向》

1 派遣要請

(1) 県への派遣要請の要求

本部長は、「災害派遣要請要求書」に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭で知事に「要請を要求」する。この場合において、本部長は、必要に応じて、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

(2) 自衛隊への派遣要請

本部長は、知事に通信途絶等により要請できない場合は、自衛隊に直接、派遣を要請する。原則として文書にて行うが、いとまのないときは電話、口頭で行い事後速やかに文書を提出する。

(3) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、突発的災害が発生し、緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自らの判断基準により派遣する。

自主派遣の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う 必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合 に、町長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手 した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合
- ③ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- ④ その他災害に際し、上記①~③に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

2 派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう次の点に留意する。

(1) 自衛隊の受入れ担当

自衛隊の受入れ、町災害対策本部と自衛隊の間における総合調整は総務課があたり、連絡調整のために町の連絡担当者を指名し、町に連絡窓口を設置する。

(2) 災害対策本部への自衛隊連絡班の参加

自衛隊連絡所を設け、必要に応じて町災害対策本部会議に参加を要請する。

(3) ヘリポート等の開設準備

ヘリコプターでの応援が想定される場合、十分な着陸スペースの確保等、準備に万全を期 す。

(4) 作業実施期間中の現場責任者の設定

作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮者と協議し作業の推進を図る。

(5)派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り町が準備し、速やかに活動が開始できるよう留意する。

(6) 派遣部隊の野営地の確保

災害派遣部隊の野営地として、中芸広域連合や県と協議しながら、中芸広域体育館、中芸高校を活用する。

3 知事への撤収要請の要求

本部長は、派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議の上、「災害派遣撤収要請要求書」に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

第1部 風水害応急対策計画 第4章 避難誘導対策

第4章 避難誘導対策

第1節 避難指示等、屋内待避の指示

《基本的な考え方》

住民に生命又は身体の危険が迫っている時、町は災害対策基本法第 60 条、水防法第 29 条 を根拠に、高齢者等避難や避難指示、「屋内での退避等の安全確保措置の指示」を発令し、 住民に周知を図るとともに、避難所での受け入れを行う。

災害対策基本法に基づく発令はあくまで町主体で行う必要があるが、町が発令できない時に限り県が代行する。県は地すべり防止法第25条、水防法第29条に基づく避難指示は行うことができる。このほか、災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条に基づき、警察官、海上保安官、自衛官も避難指示を行う。

避難指示等、屋内待避の指示の発令の目安

警戒レベル3		警戒レベル3	警戒レベル4	屋内退避の指示
高齢者		高齢者等避難	避難指示	座内返歴の指示
水害	発令の 目安 対象地域	北川村野友で、奈 半利川はん濫注意 水位 2.40m を超過 町内平野部	①北川村野友で、奈半利川はん濫危険水位 3.80m を超過、又は丈々川、池谷川で目視によりはん濫の危険性が高いと判断②本町に、大雨特別警報発令	(水害で屋内に 待避し、上階へ 避難する方が望 ましいケースも あるが、町とし て指示は出さない)
土砂 災害	発令の 目安	本町に、県の「土砂 災害警戒避難基準 雨量」の危険・警戒 のいずれかが発表	①本町に、県・気象庁による「土砂災害 警戒情報」が発表、又は本町に、県の「土 砂災害緊急情報」が発表	
	対象地域	土砂災害危険箇所の	全部又は一部	
風害	発令の目安			①暴風特別警報 発令 ②竜巻注意情報 発令
	対象地域			町内全域
事故災害	発令の目安	大規模火災で住宅 地域に延焼のおそ れがあるとき	①大規模火災で住宅地域に延焼のおそれがあるとき ②大規模火災、危険物災害で、住民に明らかな生命の危険があるとき	原子力発電所事 故等による放射 性物質の漏洩
	対象地域	延焼のおそれがあ る地域	①延焼のおそれがある地域 ②危険地域	町内全域

[※] その他災害の状況により、町長(本部長)が必要と認めたとき。

《施策の方向》

1 避難指示等の発令・周知

町は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、「屋内での退避等の安全確保措置の指示」を発令する。

町以外にも県や警察官等が発令することもあるが、発令された避難指示等は、発令主体 (町、県、国、警察官等)、避難理由、避難先、避難後の指示連絡等を明らかにしながら、 防災行政無線、エリアメール、広報車等で多重的に住民への周知徹底を図る。

避難指示等の文例

【洪水の例】

	区分	文例		
警戒レ	高齢者等 避難	■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル 3、高齢者等避難。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル 3、高齢者等避難。		
べべ		■ こちらは、田野町です。		
ル3		■ ○○地区に洪水に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。		
		■ ○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。		
		■ お年寄りの方等避難に時間のかかる方は避難を開始してください。		
		■ それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思った ら早めに避難してください。		
		■ 特に川沿いにお住まいの方(急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要と なる地区がある場合に言及)は、避難してください。		
		■ 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。		
警戒	避難指示	■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル 4、避難開始。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル 4、避難開始。		
レベ		■ こちらは、田野町です。		
ル 4		■ ○○地区に洪水に関する警戒レベル 4、避難指示を発令しました。		
4		■ ○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。		
		(○○川の水位が堤防を越えるおそれがあります。)		
		■ ○○地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。		
		(○○地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難を完了してください。)		
		■ 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の 高いところに避難してください。		
		(避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の		
		高いところに緊急に避難してください。)		

第1部 風水害応急対策計画 第4章 避難誘導対策

区分		文例
警戒レベル5	緊急安全 確保	 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル 5、緊急安全確保。 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル 5、緊急安全確保。 □ こちらは、田野町です。 □ ○地区に洪水に関する警戒レベル 5、緊急安全確保を発令しました。 □ ○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。 (※命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)

【土砂災害の例】

		文例
警戒レベル3	高齢者等避難	 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。 □ こちらは、田野町です。 □ ○○地区に土砂災害に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 ■ 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。 ■ お年寄りの方等避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 ■ それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。 ■ 特に崖の付近や沢沿いにお住まいの方(早めの避難が必要となる地区がある場合に言及)は、避難してください。 ■ 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
警戒レベル4	避難指示	 緊急放送、緊急放送、警戒レベル 4、避難開始。 緊急放送、緊急放送、警戒レベル 4、避難開始。 □ こちらは、田野町です。 □ ○ 地区に土砂災害に関する警戒レベル 4、避難指示を発令しました。 ■ 土砂災害の危険性が高まっています。 □ ○ 地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。 (○ 地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。) ■ 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 (避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。)
警戒レベル 5	緊急安全確保	 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル 5、緊急安全確保。 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル 5、緊急安全確保。 □ こちらは、田野町です。 □ ○ 地区に土砂災害に関する警戒レベル 5、緊急安全確保を発令しました。 □ ○ 地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂により○○道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。 (※命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)

【事故災害の例】

区分	文例
高齢者等	■ 緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令。
避難	■ こちらは、田野町です。
	■ ○○地区に大規模火災に関する高齢者等避難を発令しました。
	■ ○○地域の火災は、○○方向へ燃え広がるおそれがあります。
	■ お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方等、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。
	■ それ以外の方については、避難の準備を整え、危険だと思ったら早めに避難をして ください。
	■ 火災の発生場所は○○地域です。避難に際しては、○○方面に避難して下さい。
避難指示	■ 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
	■ こちらは、田野町です。
	■ ○○地区に大規模火災に関する避難指示を発令しました。
	■ ○○地域の火災は、○○方向へ燃え広がっています。
	■ 速やかに避難を開始してください。
	(未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。)
	■火災の発生場所は○○地域です。避難に際しては、○○方面に避難して下さい。

2 避難指示等の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに避難指示等を解除し、その旨を公示する。

画

第1部 風水害応急対策計画 第4章 避難誘導対策

第2節 避難の誘導

《基本的な考え方》

避難指示等が発令された場合や、発令されるいとまがないものの、生命・身体に危険が切迫している時は、町職員、中芸広域連合職員、消防署員、消防団員、自主防災組織が一丸となり、各事業所とも連携をとりながら、住民が指定緊急避難場所、指定避難所等、安全な場所に避難するよう誘導する。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の一覧は、参考資料に示すとおりである。

《施策の方向》

1 勤務時間内の避難誘導

(1) 局地的な水害・土砂災害の場合

局地的な水害・土砂災害の場合の指定避難所はふれあいセンター・保健センターを基本とする。教育委員会事務局では、避難者を受け入れるための準備を行う。なお、ふれあいセンターの施設や避難路に危険が生じている時は、田野中学校、田野小学校、地区集会所等とする。

まちづくり推進課を中心とした各課職員、消防署員、警察官、消防団員、自主防災組織、地域住民等が連携しながら、これら指定避難所への避難誘導を行う。

(2) 奈半利川氾濫の場合

奈半利川氾濫の場合の指定避難所は田野中学校、中芸高校等とする。

田野中学校、中芸高校では、教職員、教育委員会事務局職員が連携しながら、避難者を受け 入れるための準備を行う。

まちづくり推進課を中心とした各課職員、消防署員、警察官、消防団員、自主防災組織、地域住民等が連携しながら、田野中学校、中芸高校への避難誘導を行う。

(3) 大規模火災や危険物からの避難の場合

大規模火災や危険物からの避難は、その影響ができるだけ少ないところに迅速に避難する ことが重要である。

職員、消防署員、警察官、消防団員、自主防災組織、地域住民等が連携しながら、危険が迫っている地区の住民を安全な指定避難所に誘導する。

2 勤務時間外の避難誘導

(1) 局地的な水害・土砂災害の場合

局地的な水害・土砂災害の場合の指定避難所はふれあいセンター・保健センターを基本と する。

配備基準に基づき参集した職員のうち、教育委員会事務局職員を中心に、避難者を受け入れるための準備を行う。なお、ふれあいセンターの施設や避難路に危険が生じている時は、田野中学校、田野小学校、地区集会所等とする。

配備基準に基づき参集した職員のうち、まちづくり推進課を中心とした各課職員、消防署員、警察官、消防団員、自主防災組織、地域住民等が連携しながら、これら指定避難所への避難誘導を行う。

(2) 奈半利川氾濫の場合

奈半利川氾濫の場合の指定避難所は田野中学校、中芸高校等とする。

田野中学校、中芸高校では、参集した教職員、教育委員会事務局職員が連携しながら、避 難者を受け入れるための準備を行う。

配備基準に基づき参集した職員のうち、まちづくり推進課を中心とした各課職員、消防署員、警察官、消防団員、自主防災組織、地域住民等が連携しながら、田野中学校、中芸高校への避難誘導を行う。

(3) 大規模火災や危険物からの避難の場合

大規模火災や危険物からの避難は、その影響ができるだけ少ないところに迅速に避難する ことが重要である。

職員は、自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの安全な指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。

画

第1部 風水害応急対策計画 第4章 避難誘導対策

第3節 警戒区域の設定

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の生命又は身体に対する危険 を防止するため特に必要があると認められるとき、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定は、災害対策基本法第63条に基づき町が、水防法第14条、消防法第36条において準用する同第28条に基づき消防署員、消防団員が実施できるほか、警察官、海上保安官、自衛官も実施できる。

《施策の方向》

1 警戒区域の設定

本部長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なわ張り等による警戒区域の表示、交通規制等、必要な措置を安芸警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

2 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに警戒区域を解除し、その旨を公示する。

第4節 避難所の開設・運営

《基本的な考え方》

災害により住宅を失った人、又は避難指示等により緊急避難の必要のある人に対して、一時的に生活を営む場所として避難所を開設する。避難所の開設・運営は、避難所ごとにあらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」を活用し、町及び避難者が協力して行う。

《施策の方向》

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

本部長は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合、その状況を判断してあらかじめ定めた避難所の内から開設する避難所を選定し、教育委員会に開設の指示伝達をする。

(2) 避難対象者

- ア 住居が被害を受け、居住の場を失った人
- イ 避難指示等が発せられた場合等により緊急避難の必要がある人

(3) 避難所の開設方法

- ア 勤務時間内に避難場所を開設する場合 教育委員会の指示伝達により、施設管理者は避難所を開設する。
- イ 勤務時間外に避難所を開設する場合 教育委員会の指示伝達により、避難所の施設管理者は、地区の自主防災組織や施設の 警備担当者等と協力して避難場所を開設する。
- ウ 避難所を開設したときは、その旨を教育委員会を通して本部事務局に報告する。

2 避難所の運営・管理

(1) 運営主体

- ア 避難所の運営は、初期段階では平常時は教職員等が中心になり、自主防災組織等の協力を得ながら行う。
- イ 避難所生活が長期にわたると予想される場合は、自治会等のコミュニティ単位のまと まりによるグループ分けを行い、リーダーの選任やボランティアの協力を得る等して、 避難所の自主的運営を図る。

画

第1部 風水害応急対策計画 第4章 避難誘導対策

(2) 避難者名簿の作成

- ア 避難所運営を円滑に行うため、避難者を受入れる際には避難者名簿を作成する。
- イ 避難者名簿は、避難者自身が記入することを原則とする。
- ウ 避難者は、氏名、年齢、性別、住所、その他備考等を避難者名簿に記入する。
- エ 避難者名簿の写しを本部事務局及び保健福祉課へ送付する。

(3) 飲料水、食料、生活必需品の供給

総務課職員は、飲料水や食料、生活必需品等避難者に必要な物資の数量を把握し、本部事務局等に報告する。救助・救援物資の受取と配布は、施設管理者及び避難者等の協力を得て行う。

(4) 避難所のトイレ対策

ア 仮設トイレ設置

避難者や施設の被害状況から、必要に応じて仮設トイレを設置する。

- イ 仮設トイレの管理
 - ① 浄化槽清掃・くみ取り業者及び防疫業者に委託し、くみ取りや消毒を行う。
 - ② 設置場所の管理者及び自治会等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

(5) 要配慮者等の搬送

ア 施設での生活が必要な要配慮者

事前に把握している在宅の要配慮者で、施設での生活が必要な人は、本人の意思を確認した上で社会福祉施設等へ搬送する。

また、避難所での集団生活を行うことが困難な高齢者、障害者等の人も、本人の意思を確認した上で後方の社会福祉施設等へ搬送する。

イ 傷病者等

傷病者等の病状により、必要に応じて後方の社会福祉施設等適切な施設への搬送措置をとる。

(6) 避難所における情報提供

避難所において、避難者に各種情報の提供を行う。

- ア 避難所の各種運営情報を口頭・チラシ・ポスター・放送等で伝える。
- イ 水、食料、日用品、医療品等の配布等について広報する。
- ウ 被害状況や避難者情報等について広報する。
- エ 本部からの情報等の連絡窓口として、各種災害対策や支援情報を提供する。

(7)要配慮者への配慮

保健福祉課は、教育委員会と連携して高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を 把握し、スペースの確保や必要な生活必需品の配布等に配慮する。

(8) 男女のニーズの違いへの配慮

避難所では、男女のニーズの違いに配慮した運営に努める。

(9) 健康支援・生活支援の実施

きめ細かな相談等を通じ、避難者の健康状態や困りごとの把握に努める。

3 避難所の集約・閉鎖

学校での授業の再開等を行うため、避難所開設後1週間を目途に、避難者のニーズに配慮 しながら、町内の避難所の集約を行う。また、開設の必要がなくなった避難所は順次閉鎖し、 閉鎖した避難所を県に報告する。 第1部 風水害応急対策計画 第5章 災害拡大防止活動

第5章 災害拡大防止活動

第1節 水防活動・土砂災害防止活動

《基本的な考え方》

河川・水路、ため池の氾濫や堤防の決壊、高潮のおそれが生じた際は、町は消防団の出動を指令し、まちづくり推進課と消防団、消防署員が連携して、土俵積等水防工法等を行い、被害の拡大防止を図る。いずれの活動においても、従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

《施策の方向》

1 出動の指令

町は、危険が予想されるときは、消防団に出動を指令する。

2 危険箇所の監視と水防設備の操作

危険が予想される区域を監視し、警戒に努めるとともに、ため池の水門の開閉等、水防設備の操作に対する必要な措置を行う。

その際、下流地区等、影響が及ぶ地域の住民への的確な周知に努める。

3 被害拡大防止措置の実施

河川、水路、海岸、ため池等の堤防からの越水や破堤に対する土俵積、内水滞留を緩和するための流路の啓開、傾斜地の土砂崩れを防御するための不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等、被害拡大防止に対する必要な措置を行う。

4 十分な水防体制の確保

消防団長は、人員・資機材の補充の必要性が迅速に判断できるよう、活動の状況を随時、本部長に報告する。

本部長は、配備人員を随時検討し、必要に応じ、追加の職員配備指令や県・他市町村等への応援要請を図る。

奈半利川の北川村野友水位観測所でのはん濫危険水位

水防団待機水位	1.90m
はん濫注意水位	2.40m
はん濫危険水位	3.80m

町内の重要水防区域の一覧

(1) 河川

水系名	河川 名	所轄土 木事務 所名	書	重要水防 区域		特に危険な箇所及び対策					地区の概要										
			木事務	木事務	木事務	木事務	木事務	木事務	木事務	木事務	木事務	責任市町村名	左岸右岸	延 長 (m)	左岸右岸	延 長 (m)	箇所名	予想される危険	水防工法	公共施設	一般戸数
	奈半 利川	安芸	田野町	右	100	右	50	田野町新町	溢水	土俵積	魚市場	10	100	45	ふれあいセンタ ー・役場・八幡 神社						
奈半利川	奈半 利川	安芸	田野町	右	1,500	右	700	田野町芝	欠壊	土俵積	3	100	80	300	田野小学校・体育センター						
	奈半 利川	安芸	田野町	右	500	右	100	田野町 立岡	溢水	土俵積	0	5	20	20	中芸高校の高台						
	池 谷 川	安芸	田野町	左右	500 200	右	200	田野町 立町	溢水	土俵積	0	20	80	6	田野小学校・体 育センター						
	池谷川	安芸	田野町	左右	200 700	右	200	田野町 日野	溢水	土俵積	1	50	151	15	中芸高校の高台						
	池谷川	安芸	田野町	右	300	右	200	田野町 上地	溢水	土俵積	0	40	150	10	中芸高校の高台						

資料:高知県水防計画付属資料(平成25年度)

(2) 海岸

` —	′ ′	• •												
			所轄		重要	特に危険な箇所及び対策				地区の概要				
戸智男	岸	海岸	+*	責任市町 村名	水防 区域 延長 (m)	延 長 (m)	箇 所 名	予想される	水防工法	公共施設	一般戸数	人 口 (人)	耕 地 (ha)	避難 場所
国 士 玄	: 土	奈半 ⁵ 港 港 海岸	安芸	奈半利町 田野町	4,320	4,320	奈半利町 田野町	越波	土のう積		929	2,220		町が指示す る場所
2 道名	湾	田野洋岸	安芸	田野町	375	375	田野町田野	越波	土のう積		9	38		町が指示する場所

資料:高知県水防計画付属資料(平成25年度)

第1部 風水害応急対策計画第5章 災害拡大防止活動

町内の陸閘の一覧(参考)

管理 機関	河川名 港湾名	名称	市町 村名	場所	操作者	施設形式	サイズ 数量	備考	
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	アルミ製防潮引扉	2.0×2.0(閉鎖)	施錠閉鎖	
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	アルミ製防潮引扉	2.0×2.0(閉鎖)	コンクリート閉鎖	
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	アルミ製防潮引扉	4.0×2.4(閉鎖)	コンクリート閉鎖	
安	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	角落	1.0×1.0	コンクリート閉鎖	
芸	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	アルミ製防潮引扉	4.0×2.0	コンクリート閉鎖	
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	アルミ製防潮引扉	6.0×2.0	コンクリート閉鎖	
土	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	アルミ製防潮引扉	5.5×3.2	コンクリート閉鎖	
木	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	角落	3.2×1.0	コンクリート閉鎖	
事	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	アルミ製防潮引扉	4.0×2.0	コンクリート閉鎖	
7/~	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	角落	1.5×1.0	コンクリート閉鎖	
務	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	スイングゲート	2.0×1.9	コンクリート閉鎖	
所	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	スイングゲート	2.0×1.0	コンクリート閉鎖	
	奈半利湾	陸閘	田野町	新町	田野町	スイングゲート	2.0×1.0	コンクリート閉鎖	
	田野海岸	陸閘	田野町	西海浜	田野町	角落	1.0×1.0	コンクリート閉鎖	
	田野海岸	陸閘	田野町	西海浜	田野町	角落	6.0×2.6(半閉鎖)	コンクリート閉鎖	

第2節 人命救助・消防・捜索活動

《基本的な考え方》

災害発生時に、消防署、消防団、さらには警察、自衛隊等が連携して、人命救助活動、消防活動、行方不明者の捜索活動を行う。

甚大な災害の初動期に、警察、自衛隊等の応援隊が到着する前に人命救助や捜索の活動を 大規模に展開する必要が生じている場合は、災害対策本部員や地域住民は、可能な人命救 助・搬送・捜索の活動を行う。

いずれの活動においても、従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

《施策の方向》

1 人命の救助

消防署員、消防団員は、日常の訓練で習得した方法を駆使し、要救助者の救助・救出、傷病者への止血、心肺蘇生等の応急措置を行う。

災害対策本部員や地域住民は、災害の規模が大きく、消防、警察、自衛隊による救助・救 出力では迅速な対応ができない場合に、自身の安全を最優先に可能な支援を行う。

2 傷病者の搬送

局地的な被害により少数の傷病者が発生し、災害現場から救急告示病院への搬送路が啓開されている時は、消防署員が、通常の救急搬送の手順により、救急告示病院かつ災害時救護病院である田野病院、救急告示病院かつ安芸保健医療圏の災害拠点病院である高知県立あき総合病院、救急告示病院である森澤病院等への搬送を行う。重篤な時は、広域的な災害拠点病院への搬送のため、ドクターへリを依頼する。

傷病者が多数発生している時や、救急告示病院への搬送が不可能な場合、消防署員が、本町の災害時医療救護所であるふれあいセンター又は保健センター又は中芸高校(格技場)に搬送する。

これらの搬送は、消防署員や警察官、自衛官等が行うが、災害対策本部員や地域住民は、可能な支援を行う。

第1部 風水害応急対策計画 第5章 災害拡大防止活動

3 火災の消火と延焼の防止措置の実施

火災が発生している時は、消防署、消防団を中心に、災害対策本部員や地域住民も協力しながら、消火活動や延焼防止措置を行う。従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

本部長は、消防活動にあたり広域的な応援を必要とする場合は、以下の協定に基づき、他市町村等に応援要請を行う。

- ア 高知県消防広域相互応援協定
- イ 安芸市・中芸広域連合相互応援協定
- ウ 室戸市・中芸広域連合相互応援協定
- エ 東洋町・中芸広域連合相互応援協定

4 被災者台帳の作成と行方不明者の捜索活動の実施

消防署、消防団、警察、自衛隊等が連携して、災害対策本部員や地域住民も協力しなが ら、行方不明者の捜索活動を行う。

災害対策本部では、発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民 の安否を台帳上で確認し、その情報を捜索活動関係者に提供する。

第3節 医療救護活動

《基本的な考え方》

多数の傷病者への医療が必要な時は、ふれあいセンター又は保健センター又は中芸高校 (格技場)に災害時医療救護所を設置し、安芸郡医師会等の医療従事者の協力のもとに、災 害時救護病院である田野病院、災害拠点病院である高知県立あき総合病院等と連携しなが ら、迅速な医療救護活動を実施する。

《施策の方向》

1 災害時医療救護所の設置

通常の救急医療で対応できない規模の災害が発生し、多数の傷病者がでることが予想される場合、本部長は、ふれあいセンター又は保健センター又は中芸高校(格技場)への災害時医療救護所の設置を決定する。また、田野病院に多くの傷病者が搬送され、田野病院から災害時医療救護所の設置を要請された場合も、災害時医療救護所の設置を決定する。

災害時医療救護所の設置決定を受け、保健福祉課職員は、安芸郡医師会事務局、保健所及 び町内の医療従事者と連絡をとり、協力を要請するとともに、災害時医療救護所での傷病者 の受け入れ準備を進める。あわせて町社会福祉協議会事務局職員、中芸広域連合職員、ボラ ンティア組織等にも協力を呼びかけ、受け入れ体制の確保に努める。

2 医療救護チームの編成

医療従事者による医療救護チームの編成は安芸郡医師会が行う。

町は、安芸郡医師会関係者に、災害時医療救護所の設置場所と傷病者の状況を伝え、適切な人員配置を要請するとともに、保健師や町職員、ボランティア等、協力人員の割り振りを行う。あわせて、DMAT(災害派遣医療チーム)の応援の要否を検討し、必要に応じて、県に要請する。

3 医療救護活動の実施

災害時医療救護所では、必要に応じてトリアージにより医療の優先度を判定しながら、医療・看護活動を行う。

保健福祉課、災害対策本部事務局では、飲用水や医療用資機材、薬剤等の調達に努めるとともに、重篤な傷病者や、在宅酸素療法、人工透析等特殊な医療を要する被災者の広域的な災害拠点病院への搬送体制の確保に努める。

災害対策本部において記録していくべき内容

- (7) 医療救護所に参集した要員名簿
- (4) 医療機材、医薬品及びその他資機材リスト
- (ウ) 医療救護所で取り扱った傷病者名簿(疾病状況、搬送先を明記すること)
- (エ) 支援要請の内容、要請時刻、支援要請先、要請に対する諾否、支援内容、記録時刻

第1部 風水害応急対策計画 第5章 災害拡大防止活動

第4節 二次災害の防止

《基本的な考え方》

災害により、倒壊しやすくなった建物、崩れやすくなった斜面等、危険箇所による二次災害の防止を図る。

《施策の方向》

1 公共施設・道路等の二次災害防止

危険箇所に対する点検確認を速やかに行い、施設の損壊の状況に応じて、適切な応急措置 を講じて二次災害の防止に努める。

危険性のある建物等への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間宅地・建築物の二次災害防止

県の協力を得ながら、民間宅地・建築物の応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の内容

区分	内容				
被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の 危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的とし たもので、被災建築物応急危険度判定士が主として外観目視 等によって判定するもの				
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士が被災した宅地の状況を迅速かつ的 確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、 住民の安全を確保するもの				

第6章 緊急輸送。交通対策

第1節 交通網の確保

《基本的な考え方》

災害応急活動を円滑に行うために、町内の交通網の被害状況を関係機関に周知するととも に、国・県に協力しながら、道路の交通規制を実施する。

国・県、事業者と連携しながら、国・県道やごめん・なはり線の早期啓開、早期復旧を図るとともに、町道網の早期復旧を進める。

《施策の方向》

1 被害状況の把握と報告

まちづくり推進課は、災害発生後、速やかに自動車又はオートバイ、自転車、徒歩により 道路、鉄道、奈半利港田野泊地、ヘリコプター発着場となりうる公共施設の被害状況の調査 を行い、関係機関に報告する。

2 町道の交通規制の実施

本部長は、危険箇所が発生している町道について、安芸警察署の協力を得ながら、道路法に基づく通行止め、迂回路の設定等の措置を速やかに行う。

また、町が管理する道路等において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

3 国道 55号、県道西谷田野線の交通規制への協力

国道 55 号、県道西谷田野線が、不通状態になったり、一般車両の通行制限措置が行われた際は、住民への周知等、警察等による交通規制活動に協力するほか、町内の道路の被災の状況を検討しながら、町道による代替輸送路の確保に努める。

4 船舶、ヘリコプター発着場の機能確保

船舶やヘリコプターによる交通が可能となるよう、県等・関係機関と連携し、障害物の除去等を行う。

5 重要道路の早期啓開の促進

国道 55 号、県道西谷田野線の早期啓開にむけ、町有地の作業場としての提供等、国・県の応急復旧作業に協力する。町道については、重要道路を優先しながら全路線の障害物の除去や応急復旧を順次進める。

第1部 風水害応急対策計画 第6章 緊急輸送・交通対策

6 ごめん・なはり線の早期復旧への協力

ごめん・なはり線に被害が生じた際は、早期復旧に向けて、町有地の作業場としての提供 等、事業者の応急復旧作業に協力する。

第2節 緊急輸送の実施

《基本的な考え方》

災害時に人員や物資を円滑に輸送するため、車両や運転手・搬入出要員、燃料の確保を図るとともに、物資集積場の整備を進める。また、集積した物資の適切な管理に努める。

《施策の方向》

1 車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保

総務課は、各部からの情報に基づいて、必要な車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保を 図る。

2 緊急通行車両・規制除外車両の標章の交付

交通規制が実施された場合、緊急通行車両・規制除外車両の事前届出を行っている車両について、安芸警察署又は県内の各警察署、県公安委員会で「届出済証」を提示して、所定の標章、証明書の交付を受け、標章を車両前面に貼り付ける。

事前届出を行っていない車両で、緊急通行に使用する必要がある車両は、新たに届出申請を行い、確認を得て標章、証明書の交付を受ける。

3 緊急輸送の実施

総務課は、緊急交通路の道路状況、避難場所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

4 物資集積場の開設

備蓄物資及び救援物資の輸送を、円滑かつ効率的に進めるため、総務課は必要に応じて物 資集積場を開設して活動する。

- (1) 物資集積場は、被害状況、規模等に応じ、中芸高校、ふれあいセンターから選定して開設する。
- (2) 総務課は物資の需要把握、手配、受入れ、在庫管理、緊急輸送等を行う。

5 物資の管理

(1)物資受払簿の作成

調達物資及び救援物資について、受入れ在庫数量及び出庫配送数量等を受払簿を作成し、 的確な物資管理に努める。

(2)物資の分類・整理

食料関係、生活物資関係等の分類を行い、品目・サイズ等を区分し、必要に応じて速やか に出庫できるように努める。 第1部 風水害応急対策計画 第7章 災害救助法の適用

第7章 災害救助法の適用

《基本的な考え方》

災害の規模が大きい場合は、災害救助法の適用申請を行う。

災害救助法が適用された災害では、県が災害救助の実施主体となり、国・県の財政支援を 受ける。

災害救助法の適用基準

1	町内の住家滅失世帯数	30 世帯以上	救助法施行令第1条第1項第1号		
②	県内の住家滅失世帯数	1,000 世帯以上	救助法施行令第1条第1項第2号		
2	町内の住家滅失世帯数	15 世帯以上			
	県内の住家滅失世帯数	5,000 世帯以上	新田冲佐怎么等 1 久 第 1 西第 9 只 益肌		
3	町内の住家滅失世帯数	多数	救助法施行令第1条第1項第3号前段		
4		生したものである等、災害に 困難とする特別の事情があ 帯の住家が滅失したとき。	救助法施行令第1条第1項第3号後段		
5	多数の者が生命又は身体/ それが生じたとき。	こ危害を受け、又は受けるお	救助法施行令第1条第1項第4号		

災害救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分			
避難所の設置	7日以内	町			
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町			
飲料水の供給	7日以内	町			
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10 日以内	町			
医療及び助産	14 日以内(ただし、助産分 べんした日から7日以内)	医療救護チームの派遣=県 (ただし、委任したときは町)			
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	町			
災害にかかった者の救出	3 日以内	町			
埋葬	10 日以内	町			
生業資金の貸与		現在運用されていない			
応急仮設住宅の供与	着工 20 日以内	対象者、設置箇所の選定=町 設置=県(ただし、委任したときは町)			
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1か月以内	町			
死体の捜索	10 日以内	町			
死体の処理	10 日以内	町			
障害物の除去	10 日以内	町			

⁽注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

《施策の方向》

1 適用の手続の情報提供

本部長は、災害の前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、 直ちにその状況を知事に情報提供する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

2 急を要する時の災害救助の実施

災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、本部長は災害救助 法の規定による救助を行い、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指 示を受ける。

3 職権による町への一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施 に関する事務の一部を本部長が行うこととすることができる。

なお、上記により本部長が行う事務のほか、本部長は、知事が行う救助を補助する。

第1部 風水害応急対策計画 第8章 生活救援活動

第8章 生活救援活動

第1節 食料供給

《基本的な考え方》

町は、地域住民や町外からの応援者の協力を得て、避難所への避難者や、在宅の被災者、 食料を得られない一時滞在者等に対して、必要な食料を供給する。

《施策の方向》

1 食料の調達

(1)調達

町の備蓄、JA、小売業者等から調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県、農林水産省に応援を要請する。

災害対策本部事務局では、調達される全体量をもとに、配布計画を作成する。その際、離 乳食、糖尿病食、アレルギー食等への配慮に努める。

(2)輸送

ア 応急食料は、ボランティア等の協力を得て、各避難所等へ輸送する。

イ 調達食料は、調達した業者に直接搬送を依頼する。これによりがたい場合は物資集積場に受け入れ、避難者数に応じた配分を行い、ボランティア等の協力を得て総務課が各 避難所等へ輸送する。

ウ 上記によりがたい場合は、状況に応じて総務課が運送業者にも委託して行う。

2 食料の配布

各避難所に届けられた食料は、自主防災組織、ボランティア、避難者、地域各種団体等の協力を得て配布する。

なお、在宅食料困窮者への食料配布について考慮する。

3 炊出しの実施

即席食品で不十分な場合、炊出しを実施する。

(1) 炊出しの場所

炊出し場所は、原則として田野町給食センター(学校給食再開まで)とする。ただし、災害の状況に応じて小・中学校の調理場、認定こども園、中芸高校等のほか、避難所の近くの適当な施設も利用する。また、業者にも委託して行う。

(2) 炊出し用燃料の調達

ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合、高知県LPガス協会にガス器具等 及び燃料の供給を要請して調達する。

4 残さ等の適切な管理

調理残さや食べ残し等の衛生管理に努める。

第1部 風水害応急対策計画 第8章 生活救援活動

第2節 応急給水

《基本的な考え方》

災害により、断水が発生した場合、備蓄しているボトル飲料水を断水地域住民に配布する とともに、配水池から飲用水をくみだして大型ポリタンクで町役場や避難所等に運び、応急 給水を行う。また、浄水器による海水や河川水、表流水の浄化も併用する。

《施策の方向》

1 応急給水体制の確保

断水が発生した場合、工事事業者と連携しながら水道施設・管路の被害調査や応急復旧を 行いながら、断水地域住民に応急給水を継続して行う必要がある。

このため、本部長は、まちづくり推進課を中心に、全庁職員から、応急給水チームと水道復旧チームの編成を指示する。

2 水道水の利用の制限

水道が汚染等により、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちに使用の禁止、 停止及び制限等の措置を行い、防災行政無線等で周知を図る。

3 備蓄しているボトル飲料水の配布

本部長は、食料の供給予定や、水道施設・管路の被害状況、配水池からのくみだしの可否等をふまえ、備蓄しているボトル飲料水の配布量、配布時間、配布場所を決定する。

4 応援要請

災害が発生し、町独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、県に支援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、本部長は知事に要求する。

他市町村等からの応援の申し出があった場合は、調整の上受け入れる。

5 配水池からのくみだし

配水池の水が利用できる場合は、本部長は、被災者1人あたり1日3リットルを目安に、 飲用水・生活用水の需要を試算し、くみだしによる配布の量、時間、場所を決定する。

応急給水チームは、ポリタンクへのくみだしを行い、軽トラックに積載して、各避難所を 巡回し、給水を行う。

6 浄水器による海水や河川水、表流水の浄化

水源の被災等により、配水池からのくみだしで飲用水が確保できない場合や、配水池からのくみだしだけでは十分に水需要に対応できない場合、応急給水チームは、浄水器による海水や河川水、表流水の浄化を行い、飲用水・生活用水を確保する。

第3節 生活必需品等の供給

《基本的な考え方》

町は、地域住民や町外からの応援者の協力を得て、避難所への避難者や、在宅の被災者、 一時滞在者等に対して、必要な生活必需品等を供給する。

季節の状況や、要配慮者等のニーズ、男女のニーズの違い、時間の経過によるニーズの変化に留意する。

生活必需品の例

ほ乳ビン、毛布、おむつ、生理用品、食器類 被服(肌着等)、炊事用具、光熱用品、歯ブラシ等日用品

《施策の方向》

1 生活必需品等の調達

(1)調達

町の備蓄、小売業者等から調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県に応援を要請する。

災害対策本部事務局では、調達される全体量をもとに、配布計画を作成する。

(2)輸送

ア 備蓄品は、ボランティア等の協力を得て、各避難所等へ輸送する。

イ 調達品は、調達した業者に直接搬送を依頼する。これによりがたい場合は物資集積場 に受け入れ、避難者数に応じた配分を行い、ボランティア等の協力を得て総務課が各避 難所等へ輸送する。

ウ 上記によりがたい場合は、状況に応じて総務課が運送業者にも委託して行う。

2 生活必需品等の配布

各避難所に届けられた生活必需品等は、自主防災組織、ボランティア、避難者、地域各種 団体等の協力を得て配布する。

なお、在宅被災者への配布について考慮する。

第1部 風水害応急対策計画 第8章 生活救援活動

第4節 健康支援・保健衛生対策

《基本的な考え方》

災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも多い。このため、保健師や栄養士といった専門職、保健福祉課職員や、中芸広域連合保健福祉課・介護サービス課職員、町社会福祉協議会職員、ボランティア等が連携しながら、被災者の健康支援に努める。

また、保健所と連携し、食中毒や感染症等の予防に努める。

《施策の方向》

1 健康支援活動の推進

保健福祉課は、保健所や中芸広域連合、町社会福祉協議会と連携しながら、ボランティアの協力のもと、健康支援チームを編成し、避難所での避難生活者、在宅の被災者等への健康相談、訪問支援、健康診断等を推進する。

田野病院の入院患者や有料老人ホーム「アローなごみ中芸」、グループホーム「いしんの郷」の入居者については、施設で健康支援活動が行われるが、健康支援チームは可能な支援に努める。

2 心の健康への専門的な支援の推進

被災による心的外傷後ストレス障害 (PTSD)、生活の激変による依存症等に対しては、保健所と連携しながら、専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。

3 食中毒の予防

(1)食中毒の防止

食中毒の防止のために、保健所と連携しながら、衛生状態の監視、改善に努める。

(2) 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

4 感染症等の予防

法定感染症や風邪等の流行を予防するため、避難所等において、マスクの着用や手指の消毒等を奨励する。

避難所等で感染症の発症の疑いがある人が生じた際は、保健所や医療機関と連携しなが ら、早急に診療を受けられるよう努める。

結核、鳥インフルエンザ(H5N1)、SARSコロナウイルス、腸管出血性大腸菌感染症等の法定感染症や、未知のインフルエンザウィルス感染症の発症が確認された場合は、医師と連携しながら、患者の隔離等まんえん防止措置を行う。

第5節 し尿処理

《基本的な考え方》

家庭や事業所の浄化槽は、ポンプ等の操作に電気を使用しているものが多く、停電時は使用できない。また、浄化槽は、断水時も使用できない。東日本大震災では、揺れや津波による浄化槽の故障や損壊も多くみられた。

このため、災害時は、仮設トイレを町内一円に設置し、し尿を収集・処理していく。

また、中芸広域連合衛生センターの施設や収集事業者が被災し、収集・処理業務に支障が 生じるおそれもある。この場合、県等の協力を得ながら、収集事業者や処理施設を確保し、 収集・処理を進める。

《施策の方向》

1 被害状況の把握

保健福祉課は、衛生センターや収集事業者、家庭や事業所の浄化槽の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 仮設トイレの調達・設置

保健福祉課は、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をは じめ被災地域におけるし尿のくみ取り処理見込み量、及び災害状況に応じて仮設トイレの必 要数を把握し、仮設トイレの手配・調達し、避難所、公共施設等へ設置する。

3 仮設トイレの衛生環境の維持

仮設トイレは、手洗いや清掃を行うための水を確保するとともに、被災者やボランティア 等の協力を得ながら、清掃、臭気対策を進める。

4 し尿収集体制の確保

- (1) 保健福祉課は、事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。
- (2) 現有体制で対応できない場合は、必要に応じて県及び近隣市町村に応援を要請する。
- (3) 中芸広域連合の各町村と連携し、衛生センターの早期復旧に努める。

5 応急くみ取りの実施

- (1) 保健福祉課は、事業者の協力を得て、応急くみ取りを実施する。
- (2) 衛生センターで処理ができない場合は、他地域のし尿処理施設等への搬出を検討する。

第6節 ごみ・がれきの処理

《基本的な考え方》

災害時は、建物の倒壊や流失、土砂の崩壊等により、莫大な量のごみ・がれきが発生する。また、収集事業者や安芸広域メルトセンターの被災により、収集・処理業務が休止を余儀なくされることも想定されるが、被災後も、ごみは発生し続ける。

このため、通常のごみ収集・処理業務が行えるまでの間、ごみ・がれきの臨時集積場に一時的にごみ・がれきを集積させ、安芸広域メルトセンター等での処理が再開された際は、迅速に処理を進める。

安芸広域メルトセンターの再開の目途が立たない場合は、県等の協力を得ながら、臨時的 に処理施設を確保し、搬送・処理を進める。

《施策の方向》

1 被害状況の把握

保健福祉課は、安芸広域メルトセンターや収集事業者の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 ごみ・がれきの臨時集積場の設置・搬入

大量のごみ・がれきが発生した場合、本部長は、田野町災害廃棄物処理計画に定める以下の7箇所にごみ・がれきの臨時集積場を設置する。

臨時集積場では、可燃・不燃、有害ごみに大別して搬入し、ボランティア等の協力を得ながら、仕分けを行う。

- ア 田野中央児童遊園
- イ 淌涛児童遊園
- ウニ十三士公園
- エ 旧田野幼稚園付近の町有地
- オ 土佐銘木センター付近町有地
- カ 田野町ふれあいセンター付近
- キ 田野町築地不燃物処理場

3 処理計画の作成

保健福祉課は、安芸広域メルトセンターや収集事業者の復旧見込みをもとに、県や安芸広域市町村圏事務組合の構成市町村と連携しながら、ごみの収集処理計画を作成する。

4 ごみ処理の再開

収集事業者による収集と、安芸広域メルトセンターでの処理が可能になり次第、一般ごみの収集・処理を再開する。

安芸広域メルトセンターでの処理が長期間不可能となる場合、安芸広域市町村圏事務組合 の構成市町村と連携しながら、県に処理体制の確保に関する支援を要請する。

また、有害ごみについては、安芸広域市町村圏事務組合の構成市町村と調整しながら、専門業者に依頼し、処理を行う。

5 不法投棄の監視

臨時集積場や河川、海岸、山林等への不法投棄を防止するため、定期巡回を行う。

第1部 風水害応急対策計画 第8章 生活救援活動

第7節 遺体の検案・安置・埋葬

《基本的な考え方》

大規模な災害により、遺族が引き取れない遺体が発生した際は、町が検案所・安置所を設置し、検案、埋火葬が速やかに行われるよう努める。

《施策の方向》

1 検案所・安置所の設置

大規模な災害により、遺族が引き取れない遺体が発生した際は、本部長は、検案所・安置 所を設置し、県に報告する。

検案所・安置所は、応急期機能配置計画に定めた場所に設置する。

2 資機材の調達

保健福祉課は、遺体安置のため資機材の調達を行う。遺体安置に係る柩等の資機材を速やかに調達する。

資機材等の調達は、葬儀取扱店等の協力を得て調達するほか、必要に応じて災害対策本部 事務局を通じて県及び近隣市町村に対し応援を要請する。

3 取扱書類の整理

遺体の取り扱いから埋葬までの活動にあたって、遺体取扱台帳、埋葬・火葬台帳、支出関係書類を整理・保管する。

4 遺体の収容・検案

遺体は、消防署員、消防団員、警察官、海上保安官、自衛官等が検案所に収容する。町職員や地域住民は、収容場所の確保等を行うとともに、遺族・親族に連絡する。

保健福祉課は、速やかに医師による検案や、必要に応じて警察官による検視(見分)を手配する。

検案・検視が行われた後、速やかに遺族、親族の引取人に引き渡す。

身元不明の遺体については、警察と連携しながら、人相、着衣、所持品、特徴等を記録、 必要に応じて撮影するとともに、所持品等を保管する。

5 遺体の安置

検案・検視が行われた後、葬儀取扱店等の協力を得ながら、必要に応じて体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、遺族、親族の引取までの間、町で遺体を安置する。

身元が確認できない遺体については、身元確認の資料、遺品等を保存の上、行旅死亡人と して埋火葬許可証を交付し、一定期間の安置後、火葬を行う。

6 火葬の実施

広域で連携しながら中芸広域火葬場の早期復旧を図り、遺族からの依頼に基づき、葬儀取 扱店等の協力を得ながら、火葬を実施する。また、身元が確認できない遺体の火葬を行う。 必要に応じて、棺、骨つぼ等の支給等の措置を講ずる。

火葬後の遺骨は、保健福祉課が、寺院等の協力を得て一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。それまでの間、町で遺骨を保管する。

7 埋葬の実施

埋葬については、各自治会で埋葬場所を検討し、自治会主導で実施する。

町・町議会は、埋葬可能な町有地を検討し、必要に応じて供出を決定する。

身元が確認できない遺骨については、町で埋葬場所を検討し、町で埋葬する。

また、遺体の数が多く、火葬が間に合わない場合には、仮埋葬(土葬)を行う。この場合における仮埋葬地は、応急期機能配置計画に定めた場所に設置する。

8 応援の要請と広域の調整

町は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、県に対して応援を要請する。 また、中芸広域火葬場の使用等について、中芸広域連合構成町村間での調整に努める。

画

第1部 風水害応急対策計画 第8章 生活救援活動

第8節 愛玩動物の保護・管理

《基本的な考え方》

犬、猫等、愛玩動物の保護・管理に努めるとともに、災害死した動物の処理を行う。

《施策の方向》

1 愛玩動物との同行避難の支援

大、猫等、愛玩動物と同行避難した人が、動物と一緒に避難生活ができるよう、隔離スペース、飼育用ケージ等の確保に努める。

2 放浪動物の保護・収容

住民への危害を及ぼすおそれのある動物が放浪している場合、保健所等と連携しながら、 保護・収容等を行う。

3 死亡動物の処理

災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明又は所有者が被 災者であって自力で処理できないものについては、町が、関係機関と協力して処理する。

第9節 応急住宅対策

《基本的な考え方》

住宅が損壊等のために住むことができなくなった人に対し、応急仮設住宅等住宅を供与する。災害救助法が適用された場合は、必要に応じて、公費による応急修理も行う。

《施策の方向》

1 公営住宅への一時入居

町営住宅に被災をまぬがれた空き家がある場合、一時入居者を募集し、一時入居の措置を 講ずる。

また、県に対し、県営住宅や他市町村・他県の公営住宅等への一時入居措置を要請する。

2 民間住宅への一時入居

東日本大震災では、民間住宅を借り上げ、一時入居先とし、災害救助法で支弁する例が多くみられた。

町は、町内の民間住宅のうち、被災をまぬがれた空き家の状況を情報収集し、県に、災害 救助法での支弁が可能かを照会する。

災害救助法での支弁が可能である場合、町として民間住宅を借り上げ、一時入居者を募集 し、一時入居の措置を講ずる。なお、県が借り上げ、町があっせんするケースも想定され る。

災害救助法での支弁について明確な回答が得られない場合は、本部長の判断で、民間住宅の借り上げ、一時入居の措置を行うか、それが難しい場合は、被災者に対し、空き家情報を提供し、入居をあっせんする。

3 応急仮設住宅の建設・供与

応急仮設住宅の建設・供与は、県が実施主体であり、町は必要戸数を県に申請するとともに、町有地を建設用地として提供する。町有地のみで建設用地が不足する場合は、民有地の提供を土地の所有者に要請する。

なお、応急仮設住宅建設用地には、中芸高校グラウンド及び農林水産省補助事業地の活用 を想定している。

4 応急仮設住宅の管理運営・生活支援

県と管理委託契約を結び、町の責任において適切な管理運営を行う。

入居者同士や地域住民によるコミュニティの形成や、女性の意見の反映、ボランティアの 協力を得た生活支援、防犯対策等を進め、長期避難生活の質の向上に努める。

画

第1部 風水害応急対策計画

第8章 生活救援活動

5 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない被災住宅について、居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみ、県により、応急修理が行われる。

町は、この県が行う応急修理に協力するとともに、県の委任を受けた場合には町が実施する。

第9章 ライフラインの応急対策

第1節 電力施設

《基本的な考え方》

東日本大震災後の計画停電により、現代の生活がいかに電化機器に多くを依存しているかが再認識された。電気がなくては、電話や水道、トイレ等基本的なライフラインが確保できない。また、町役場の応急活動や通常業務の継続・再開のためには、パソコンによるデータベースが不可欠である。

東日本大震災では、3月11日当日は450万戸が停電状態となり、発災後3日間は100万戸で、3月中は20万戸で停電状態が続いた。しかし、電力の復旧は、電力会社に全面的に委ねざるを得ず、町は四国電力が行う復旧作業が円滑に行われるよう、可能な協力・支援に努める。

《施策の方向》

1 非常電源の確保

災害により停電が生じた際は、町は、町役場や避難所等を中心に、自家発電装置等による 電源の確保に努める。

2 四国電力が行う復旧作業への協力・支援

町は、県等を通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの停電に関する 照会に対応する。

また、道路の優先啓開、四国電力からの広報内容の住民への周知等、四国電力が行う復旧作業への協力・支援に努める。

第1部 風水害応急対策計画 第9章 ライフラインの応急対策

第2節 水道施設

《基本的な考え方》

災害により水道施設に被害が生じた際は、被害内容を早急に調査し、事業者の協力を得ながら、迅速な復旧を図る。

《施策の方向》

1 応急復旧体制の確保

断水が発生した場合、まちづくり推進課を中心に、全庁職員から、応急給水チームと水道 復旧チームの編成を指示する。

水道復旧チームは、各工事事業者と連絡をとり、工事事業者自身の被害状況を把握すると ともに、応急工事への協力を要請する。

工事事業者のみで必要な応急工事が速やかに実施できないと思われる時は、県、日本水道 協会等に応援を要請する。

2 被害調査の実施

水道復旧チームは、分担して被害状況を調査し、情報を整理して被害の範囲・規模を把握 し、必要な応急工事の計画を立てる。

3 応急復旧工事その他必要な措置の実施

水道復旧チームは、工事事業者や他地域からの応援隊の協力を得ながら、応急復旧工事を 実施する。

4 住民への周知

水道施設の被害状況や、復旧見通し等を関係機関、報道機関に随時連絡するとともに、必要に応じて住民に広報する。

第3節 その他のライフライン施設

《基本的な考え方》

電力、水道に加え、ガスや電話等、その他のライフライン施設の応急復旧活動を協力・支援する。

《施策の方向》

1 ガス会社が行う復旧作業への協力・支援

町は、県等を通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からのガスの製造・ 供給・保安に関する照会に対応する。

また、道路の優先啓開、広報内容の住民への周知等、ガス会社、高知県エルピーガス協会が行う復旧作業への協力・支援に努める。

2 通信事業者が行う復旧作業への協力・支援

町は、県等を通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの電話等の通信 回線の復旧に関する照会に対応する。

また、道路の優先啓開、広報内容の住民への周知等、通信事業者が行う復旧作業への協力・支援に努める。

3 暫定的な通信手段の確保への協力・支援

被災地特設公衆電話の設置等、暫定的な通信手段の確保への協力・支援を行う。

第1部 風水害応急対策計画 第10章 災害時要配慮者・避難行動要支援者対策

第10章 災害時要配慮者 · 避難行動要支援者対策

《基本的な考え方》

町、町社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア、地域住民等が連携しながら、災害発生後、速やかに要配慮者の安否確認、避難誘導を行うとともに、必要な生活支援を行う。

《施策の方向》

1 避難行動要支援者の安否確認

災害発生後、保健福祉課は、避難行動要支援者名簿と被災者台帳を照合し、避難行動要支援者の台帳上の安否確認を行う。

安否がわからない避難行動要支援者については、町社会福祉協議会、民生・児童委員、自 主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、電話確認や家庭訪問等による対面確認を行 う。

2 入院・入所者の安全確保

田野病院の入院患者や有料老人ホーム「アローなごみ中芸」、グループホーム「いしんの郷」の入居者については、施設で避難誘導や健康支援活動、生活支援活動が行われるが、町は、各事業者と密に連絡をとりながら、支援に努める。

3 要配慮者の緊急的な入院や施設での保護

被災により、居宅、避難所等では生活ができない要配慮者について、本人又は保護者の意思を尊重しながら、医療機関や福祉施設での受け入れを要請する。

受け入れ先が決定したら、搬送協力等可能な支援を実施する。

4 きめ細かな支援情報の提供

被災者には、聴覚や視覚等に障害がある場合もあるため、支援情報は、多様な手段できめ 細かに提供する。

5 避難所での要配慮者等への配慮

避難所では、高齢者や障害者、乳幼児等、様々な要配慮者のニーズに配慮し、スペースの 確保や必要な生活必需品・医療用具等の配布を行う。

6 福祉サービスの早期再開

事業所と連携しながら、通所介護、訪問介護等、福祉サービスの早期再開に努める。

第11章 ボランティア活動対策

《基本的な考え方》

大規模な災害が発生した時には、応急活動、復旧活動へのボランティアの協力が不可欠である。

ボランティアは、来訪する距離から、町内や近隣市町村の住民と遠方からの支援に区分されるとともに、専門技術の有無により、専門技術ボランティアと一般ボランティアに区分される。

災害の態様や活動時期により、必要なボランティアの量や内容が変わるため、町、町社会 福祉協議会が連携しながら、ボランティアによる応援を応急活動、復旧活動に十分に活かせ る環境づくりに努める。

ボランティアの活動内容の例

救助・捜索活動	物資の運搬・	仕分け	給水活動支援	在宅被災者への支援
避難所運営支援	清掃支援	がれ	きの除去・運搬	傾聴・カウンセリング

《施策の方向》

1 災害時ボランティアセンターの開設

保健福祉課は、町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う 災害時ボランティアセンターを開設する。災害時ボランティアセンターの場所は、原則とし て町社会福祉協議会事務室とし、町社会福祉協議会事務室が使用できない時は、中芸高校と する。

2 活動場所等の提供

保健福祉課は、田野町社会福祉協議会と連携して、各避難所等にボランティア活動のため に必要なスペースや機材を提供し、活動に協力する。

3 ボランティアの募集情報の広報

ホームページ等を通じて、随時、ボランティアの募集・非募集に関する情報の広報に努める。

第12章 学校等での応急活動

第12章 学校等での応急活動

第1節 学校・認定こども園での応急活動

《基本的な考え方》

災害が発生したら、小・中学校、認定こども園では、園児・児童・生徒の安全確保、避難 誘導に全力をあげて取り組む。

また、災害発生後、速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業、保育の早期再開を図る。

《施策の方向》

1 災害発生時の応急対策の推進

(1) 安全確保と避難誘導

在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。また、災害等の状況により、認定こども園にて安全確保に努める。

(2) 保護者への引き渡し

通学路等の安全が確認された場合は、学校長等の指示に基づき、保護者への引き渡し、教職員の引率による集団下校等等を行う。

園児・児童・生徒を下校等させることが危険である時は、学校等内での保護を継続する。 電話等通信手段が確保されている場合は、教職員、教育委員会事務局職員が分担し、保護者への連絡を随時行う。

(3) 夜間・休日等の応急対策

夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は、参集基準に基づき勤務先に参集し、園児・児童・生徒の安否確認、校園舎の被害状況の調査を進めるとともに、町が行う応急活動に協力する。

(4)被災状況の報告

教職員は、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を速やかに教育委員会に報告する。教育 委員会では、情報をとりまとめ、速やかに県に報告する。

(5) 避難者の受け入れ

小・中学校、中芸高校は、指定避難所であるため、被災した住民が避難してくる。

教職員、災害対策本部職員が協議しながら、各施設で避難者の受け入れ場所を決定し、避 難者を受け入れる。

2 施設の応急復旧

(1) 軽易な復旧措置

被害の軽易な復旧は、学校(園)長に委任して実施する。必要に応じて、仮間仕切り、仮 設トイレ等の設置等の措置を行う。

(2) 応急復旧工事の実施

応急復旧工事が行うことにより施設の利用が可能な時は、早急に応急復旧工事を実施する。

(3) 施設の一時閉鎖

被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校(園)舎等の建設を検討する。

3 教育・保育の再開

東日本大震災では、被災地の小・中学校や幼稚園、保育所の多くは、1~2ヶ月をかけて 再開した。

子どもたちの教育・保育は、子どもたち自身の心身の成長のため、保護者の就業支援を通じた災害復興のために重要であり、可能な限り早期の再開をめざす。

そのために、教職員等の人員と、施設の確保に努める。

施設については、校(園)舎が破損等により使用できない場合は、代替施設の確保を図る。また、校園舎を利用した避難所は、開設後1週間を目途に、教育・保育の再開にむけた再編を行う。

4 広域一時滞在時の教育・保育の実施

東日本大震災では、広域的な避難により、避難先での教育・保育の実施が必要となった。 本町の子どもたちが町外への広域一時滞在を余儀なくされる事態となった場合、関係市町 村、関係都道府県等の協力を得ながら、子どもたちへの早期の教育・保育の再開に努める。 あわせて、広域一時滞在で本町に受け入れた子どもたちへの早期の教育・保育の提供に努め る。この場合の転校(園)受け入れは、住民票が当該市町村にない子どもたちについても行う。

5 給食の再開

災害により、給食の提供が困難になった時は、給食は一時休止し、施設の応急復旧、食材の確保、人員の確保を図り、早期に再開する。

第1部 風水害応急対策計画 第12章 学校等での応急活動

6 就学・就園への経済的支援

災害救助法が適用された場合、教科書及び教材、文房具、通学用品を同法の規定に基づき 配布する。

また、被災により、就学(園)することが著しく困難になった園児・児童・生徒が相当数に達し、就学援助費の給付、授業料等の免除及びその他の補助を行う必要がある場合は、関係機関と協議の上必要な措置を行う。

7 園児・児童・生徒の健康支援

被災した園児・児童・生徒に対して、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

第2節 社会教育施設・文化財対策

《基本的な考え方》

災害が発生した時は、社会教育施設を利用中の人の安全確保、避難誘導を図る。被害が生じた施設は速やかに応急復旧工事を行う。

文化財が被災した場合は、所有者又は管理者と連携しながら、被災状況を調査し、その結果を県に報告するとともに、被害の拡大防止と保護に努める。

《施策の方向》

1 災害発生時の応急対策の推進

(1) 利用者の安全確保

災害時に社会教育施設に利用者がいる場合、安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組 す。

(2)被災状況の調査・報告

災害対策本部で社会教育施設の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

(3) 避難者の受け入れ

社会教育施設は、指定避難所であるため、被災した住民が避難してくる。 災害対策本部で各施設の避難者の受け入れ場所を決定し、避難者を受け入れる。

2 施設の応急復旧

(1) 応急復旧工事の実施

応急復旧工事を行うことにより施設の利用が可能な時は、早急に応急復旧工事を実施する。

(2) 施設の一時閉鎖

被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督する。

3 文化財対策

(1)被害状況の調査

災害発生後、所有者や管理者の協力を得ながら、指定文化財の被害状況について調査し、 国・県の指定文化財については、県に報告する。

(2)被害の拡大防止等

被害調査後、判明した状況から必要な措置を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第13章 農林漁業関係応急対策

第13章 農林漁業関係応急対策

《基本的な考え方》

災害による農林漁業被害としては、強風や豪雨による農作物被害や農業施設の損壊、漁船や漁業施設の損壊等が一般に想定されるほか、津波や奈半利川決壊等が生じれば、農地が広範囲にわたって水害・塩害にみまわれることも想定される。

福島第一原子力発電所事故では、放射性物質汚染や風評被害も発生している。

このため、災害発生時に、農林漁業被害を最小限に食い止め、施業の円滑な再開が図れるよう、町、農業・漁業従事者、JA、漁協等が連携して応急対策を進める。

《施策の方向》

1 農林漁業施設の被害調査の実施

町は、災害発生後、JA、漁協等と連携して農業施設や漁業施設の被害調査を行い、結果を速やかに県に報告する。

2 応急復旧工事の実施

応急復旧工事が行うことにより施設の利用が可能な時は、早急に応急復旧工事を実施する。

3 施設の一時閉鎖

被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで、JA、漁協等と連携して管理監督する。

4 病害虫や流失油等の防除

二次災害として病害虫等の発生や、海洋への油や汚濁物質の流失等が生じた時は、農業・ 漁業従事者やJA、漁協、県、海上保安庁等と連携しながら、防除を行う。

第14章 土砂災害警戒区域体制の整備

土砂災害警戒区域における、土砂災害防止対策を推進するため次の事項を定める。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等
- 2 避難場所・避難経路
- 3 土砂災害に係る避難訓練
- 4 要配慮者利用施設
- 5 救助
- 6 その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項
- 7 ハザードマップの作製及び周知
- 8 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等
- 9 土砂災害警戒情報
- 10 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難指示等の発令

1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報及び予警報については、高知地方 気象台及び高知県からの連絡等の情報から迅速に収集する。また、住民等に情報が確実に伝 わるよう、防災行政無線等で迅速に伝達するとともに、住民に伝達手段をあらかじめ周知す る。

2 避難場所・避難経路

土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所を選定する。避難経路については、土砂災害の危険性があるなど、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すことなど、地域の実情に応じて適切に対応する。この結果は土砂災害ハザードマップに掲載する。

3 土砂災害に係る避難訓練を実施

土砂災害に関する避難訓練は、毎年一回以上実施する。避難訓練にあたっては関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所開設等を行うなど実践的な避難訓練となるよう努める。また、自治会・自治防災組織や防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行うなど住民が主体となった避難訓練となるよう努める。

4 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療機関その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。これらの施設に対しては、早い段階から情報提供が重要であることから、電話、FAX等

第1部 風水害応急対策計画 第14章 土砂災害警戒区域体制の整備

の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとする。また、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための 避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件 やハード対策の状況について定期的に把握しておく。

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設区分	施設の名称	所在地	
中学校	田野町立田野中学校	田野町 3778-1	
高校	高知県立中芸高校	田野町 1203-4	

5 救助

土砂災害が発生した場合は、関係機関が協力し行方不明者の捜索及び救助等を実施する。 関係機関だけでは救助が困難な場合は、各協力団体等に救助活動の応援を要請する。

6 その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項

避難指示が発令された場合の行動について、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう日頃から普及啓発を行う。また、土砂災害や土砂災害警戒情報、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識の普及啓発を行うなどの取組みを行う。

7 ハザードマップの作製及び周知

土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物 (ハザードマップ等)を作成、配布し、インターネットなどにより広く情報提供に努めるも のとする。

8 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、その計画に基づき避難訓練を実施するものとする。また、県及び町等は、施設管理者等に対し避難確保計画の作成や避難訓練の実施等について支援する。

9 十砂災害警戒情報

土砂災害のおそれがある場合に、市町村単位で、高知地方気象台と高知県防災砂防課が連携して発表する土砂災害警戒情報について、防災行政無線システムの電話等により情報を受信する。

- 10 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難指示等の発令
- 10.1 判断基準

a) 高齢者等避難

次のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。

- 1:大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合
- 2:数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 なお、避難が必要な状況が夜間及び早朝になると想定される場合の判断基準
- 3:大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合
- 4:強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- b) 避難指示

次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。

- 1: 土砂災害警戒情報が発表された場合
- 2:大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合
- 3:大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 4: 土砂災害の前兆現象 (湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等) が発見された場合
- 5: 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害 警戒情報の基準に到達」した場合
- 6:土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 7: 土砂災害が発生した場合
- 8:山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
- 9:避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

10.2 発令対象地区

避難指示等の発令対象地区は、高知県の土砂災害危険度情報を参考に危険度が高まっている地区に発令する。

11 土砂災害緊急情報

四国地方整備局又は高知県から土砂災害緊急情報が通知された場合には、住民等に対して必要に応じて避難指示等を発令する。

12 避難指示等の発令・解除の際の助言

町長は、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定 地方行政機関又は高知県に対し、避難指示等に関する事項について助言を求める。

町長は、土砂災害に対する避難指示等を解除しようとする場合において、必要に応じて四 国地方整備局又は高知県に対して解除に関する事項について助言を求める。

第2部 風水害復旧・復興計画

第1章 復旧・復興事業の推進

《基本的な考え方》

町は、県等と連携・協力し、災害復興方針や災害復興計画、個別の災害復旧事業計画を速 やかに策定するとともに、災害復興本部の設置等復興体制を整備し、復旧・復興事業を推進 する。

また、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、それによる支援を有効に活用して復旧・復興事業を推進する。

《施策の方向》

1 災害復興方針・災害復興計画の策定

町は、女性や要配慮者等の参画に配慮しながら、被災地域の計画的な再建を図る全体方針である「災害復興方針」と、市街地復興、産業復興、生活復興等に関する全体計画である「災害復興計画」を策定する。

2 災害復旧事業計画の策定

町は、県や関係機関、事業所と連携・協力し、個別分野に関する災害復旧事業計画を策定する。策定する計画は以下の通りである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林漁業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (10)その他の計画

3 災害復興本部の設置

当面の応急対策がある程度終了した時期に、災害対策本部を災害復興本部に再編成し、復興体制の強化を図る。

4 災害復旧・復興事業の実施

災害復興方針・災害復興計画・災害復旧事業計画に基づき、地域住民、事業所等と連携しながら、計画的かつ速やかに復旧・復興事業を推進する。

第2部 風水害復旧・復興計画 第1章 復旧・復興事業の推進

5 激甚災害の指定

激甚災害、局地激甚災害の指定は、災害のうち、その規模が特に甚大であり国民生活に著しい影響を与えたものに対して、県や市町村に対し、復旧・復興に関して、国が政令により、通常を超える特別の財政支援や優遇措置を行うものである。

町は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成して、県に提出し、復旧・復興事業が円滑に実施できるよう努める。

激甚災害指定による財政支援の内容

区分	内容		
国庫補助率 (又は負担率) の嵩上げや、新たな補助	①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき地方公共団体が施行する公共土木施設災害復旧事業 ②農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)に基づき地方公共団体が施行する農地災害復旧事業及び農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③公立社会教育施設(公民館、図書館、体育館等)災害復旧事業 ④私立学校施設災害復旧事業、感染症予防事業、等		
国による特別な貸付が行 われたり貸付の優遇が図 られるもの	①天災による被害農林漁業者等、及び中小企業に対する資金の融通 ②中小企業信用保険法による災害関係保証 ③小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間 ④その他、被災者に対して特別の財政援助が必要と考えられる場合		

第2章 生活の再建支援

第1節 り災証明書・被災証明書の発行

《基本的な考え方》

被災者が各種被災者生活支援制度を利用するための「り災証明書」、災害の事実を証明するための「被災証明書」を速やかに発行する。

《施策の展開》

1 り災証明書の発行

り災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家(居住のために使っている建物)の被害程度を証明するものである。町は、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明するり災証明書を発行する。

なお、り災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体等部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部破損」の判定する。家財道具や門柱、門扉等の外構部分は、り災証明の対象外である。

2 被災証明書の発行

被災証明書は、保険金等の請求や税等の減免のため、災害の事実を証明する書類である。 住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉等の被害について、被災写真等に基づき発行する。 証明書発行を申請する被災者は、可能な限り、被災写真等(2~3枚)を添付し、申請す る。

町は、被災者からの申請により、被災証明書を発行する。

第2節 災害弔慰金の支給等

《基本的な考え方》

町は、県等関係機関と連携し、被災者に対して災害弔慰金の支給等を行い、被災者の早期 再建を支援する。

《施策の方向》

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災 害援護資金の貸付を行う。

災害弔慰金の概要

対象となる 自然災害	ア 1市町村において住宅が5世帯以上滅失した災害 イ 都道府県において住宅が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の 災害 ウ 都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある 場合の災害	
支給対象	上記災害により、死亡された方の死亡当時における配偶者(事実婚を含む)、子 父母、孫、祖父母。 また、いずれの方もいない場合に限り、死亡された方の死亡当時その方と同居 又は生計を同じくしていた兄弟姉妹。 (行方不明者についても同様)	
支給額	ア 生計維持者の方が死亡した場合 イ その他の方が死亡した場合	500 万円 250 万円

災害障害見舞金の概要

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給対象	上記の災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方
支給額	ア 生計維持者が障害を受けた場合250 万円イ その他の人が障害を受けた場合125 万円

災害援護資金の貸付の概要

対象災害	・災害救助法による救助が行われた自然災害 ・都道府県内においてに災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自 然災害		
貸付限度額	 ① 世帯主の1か月以上の負傷 ② 家財の1/3以上の損害 ③ 住居の半壊 ④ 住居の全壊 ⑤ 住居の全体が減失 ⑥ ①と②が重複 ⑦ ①と③が重複 ⑧ ①と④が重複 ⑥ ①と④が重複 ○ ②と④が重複 ○ ○と④が重複 		

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

県の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいて、高知県社会福祉協議会が低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金の貸付を、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた人で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な人に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の 観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

町は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

被災者生活再建支援制度の概要

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。				
対 象 災 害	自然災害(暴風、豪 な自然現象より生ずる		、洪水、地震	、津波、噴火、	、その他の異常
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①~③の区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害				
支援対象世帯	支給額は、以下の2 (※世帯人数が1人の ①住宅の被害程度に成 住宅の被害程度 支給額 ②住宅の再建方法に成 住宅の再建方法に成 住宅の再建方法 支給額 ※ 一旦住宅を賃借 合は、合計200(の場合は、各該当 立じて支給する支 全壊 100万円 立じて支給する支 建設・購入 200万円 した後、自ら居住	横の金額の3 接金(基礎支 解体 100万円 接金(加算支 補修 100万円	接金) 長期避難 100 万円 接金) 賃借(公	大規模半壊 50 万円 営住宅以外) 0 万円 は補修) する場
支 給 額	住宅が全壊した世本 定めるもの ① 住宅が全壊した世 ② 住宅が半壊し、又は 宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長 帯 ④ 大規模半壊の被害	帯 は敷地に被害が生 期にわたり居住	とじ、倒壊防止 不能な状態が	等やむを得ない	い事由により住

第2部 風水害復旧・復興計画 第2章 生活の再建支援

被災者生活再建支援金が支給されるに当たって、各関係機関が行う措置は次の通りである。

関係機関が行う措置

区分	措置内容		
	① 住宅の被害認定		
町	② り災証明書等必要書類の発行		
H.J	被災世帯の支給申請にかかる窓口業務		
	④ 支給申請書の必要書類の取りまとめ及び県への送付		
	① 被害状況の取りまとめ		
県	② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示		
	③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付		
被災者生活再	① 国への補助金交付申請等		
建支援法人	② 支援金の支給		
(財団法人都	③ 支給申請書の受領・審査・支給決定		
道府県会館)	④ 申請期間の延長・報告		
国	被災者生活再建支援法人への補助交付等		
(内閣府)			

なお、被災者生活再建支援金の支給には、被災住民からのり災証明書の申請が必要であるが、東日本大震災時は、国が市町村あてに通知を発出し、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって被災者生活再建支援金の申請を受け付け、後日、り災証明書の申請を受けるという手法もとられた。

本町においても、甚大な被害の際に、この方法の実施を検討する。

第3節 税・利用料の減免等

《基本的な考え方》

被災した納税義務者等に対し、国税及び地方税の徴収猶予及び減免等の納税緩和の措置 を、状況に応じて適切に講じ、被災者の生活の安定化に努める。

《施策の方向》

1 町税の減免等

(1)納税期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納 入できないと認められるときは、地方税法及び町税条例の規定に基づき、当該期限を延長す る。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法の規定に基づき、その人の申請により1年以内の期間を限り徴収を猶予する。

(3) 減免

災害により被害を受けた納税義務者等が町税を納付することができないときは、町税条例 及び町税条例施行規則に定めるところにより町税の減免を行う。

2 利用料の減免等

保育料、水道料金等、各種利用料について、条例に基づき、又は本部長の権限や議決により、減免等の措置に努める。

3 県税・国税の減免等

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県税条例の規定に基づき、期間の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況により適切に措置する。

第2部 風水害復旧・復興計画 第2章 生活の再建支援

第4節 住宅の確保

《基本的な考え方》

町は、関係機関と連携し、災害により住居を失った人の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する人に対しての支援に努める。

《施策の方向》

1 住宅相談窓口の設置

建築関係団体の協力を得ながら、災害復興本部に住宅相談窓口を設置し、住民からの修 繕、新築、融資等の相談、情報提供を行う。

2 住宅の供給促進

民間、県等の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅等の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を 供給する。

3 災害復興住宅融資の活用促進

独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅資金の融資等の活用を促進する。

第5節 義援金品の受付・配分

《基本的な考え方》

町は、被災者あての義援金品の受付窓口を開設して受付けるとともに、関係機関と協議して公平かつ迅速な配分を実施する。

《施策の方向》

1 義援金の受付・配分

(1) 受付

町に寄託される義援金は、保健福祉課が受付窓口を開設して受け付ける。受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町 指定金融機関で保管する。

(3)配分

配分方法、被災者等に対する伝達方法について、関係機関等と協議の上決定し、配分する。なお、県に配分委員会が組織された場合は、その基準に従う。

2 義援物資の受付・配分

(1) 受付

町に寄託される義援物資は、保健福祉課が受付窓口を開設して受付ける。義援物資の受付 に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3)配分

保健福祉課は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、 早期に配分を実施する。 第2部 風水害復旧・復興計画 第3章 産業の復興支援

第3章 産業の復興支援

《基本的な考え方》

町は、災害により被害を受けた中小企業、農業・漁業従事者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、国・県や金融機関等の制度融資等を周知し、その円滑な利用を促進する。

《施策の方向》

1 制度の周知

被災中小企業、農業・漁業従事者等に対する援助、助成制度や、国・県等による相談窓口 を広く被災者に広報する。

2 資金需要の把握・調査への協力

県が行う中小企業、農業・漁業従事者への被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

第3編地震・津波対策編

第1部 地震・津波応急対策計画

第1章 組織動員体制

第1節 動員配備体制

《基本的な考え方》

町は、災害状況に応じて必要な動員配備体制をとり、迅速かつ適切な応急対策活動を実施 する。

《施策の方向》

1 配備基準等

災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、状況に応じて「災害警戒本部体制」 又は「災害対策本部体制」の配備を行い、災害情報の収集・伝達と警戒活動や応急対策活動 等を実施する。

(1)配備区分と配備基準等

職員の配備は、次の基準による。

田野町災害対策本部の配備体制、参集基準、動員体制

配備体制	参集基準	動員体制
震災第一配備	・予報区「高知県」に津波注意報が 発表されたとき	● 総務課防災担当職員
(警戒体制) 震災第二配備	・本町で「震度4」の地震が発生した	(2名以上) ● 災害警戒本部長
(警戒本部設置)	場合	● 災害警戒副本部長
(厳重警戒体制、必要に応じて 災害対策本部設置)		◆ 各課長● 災害関係部署の職員
震災第三配備 (災害対策本部設置)	・本町で「震度5弱」以上の地震が発 生した場合	● 全職員 ※大津波警報発令時は
	・予報区「高知県」に津波警報・大 津波警報が発表されたとき	避難優先

2 動員配備指令、連絡

(1)動員配備指令

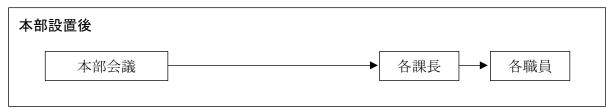
時期	指令方法等
本部設置前	配備基準に応じた配備(自動配備指令)となる。 ただし、大津波警報発令時は、避難を優先する。
本部設置後	原則として、本部会議を経て、本部長が指令する。
特例	町長(本部長)、副町長(副本部長)は、災害の状況や災害対策活動の進 捗状況により、必要と認める特定の課に対して動員配備指令を発令する。

(2) 勤務時間内における動員配備指令の連絡

勤務時間内の動員配備の連絡は下図のとおり総務課長が各課長へ連絡し、各課長は各職員に連絡する。

勤務時間内の動員配備指令の連絡ルート





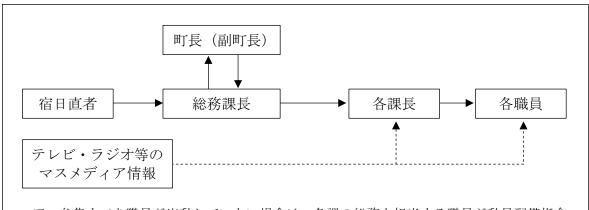
第1部 地震・津波応急対策計画

第1章 組織動員体制

(3) 勤務時間外における動員配備指令の連絡

震度階に応じた動員配備(ただし、大津波警報発令時は、避難を優先)となるが、総務課長 (不在の場合は防災担当職員)は、電話連絡可能な場合、庁舎の宿日直者(以下「宿日直者」 という。)から連絡を受けるとともに動員配備を直ちに各課長に連絡する。また町長及び副町 長にその旨を報告する。

勤務時間外の動員配備指令の連絡ルート



- ア 参集すべき職員が出動していない場合は、各課の総務を担当する職員が動員配備指令を連絡する。
- イ 配備基準よりも動員を強化する場合は、各課の総務を担当する職員が、課内連絡網により動員配備指令を連絡する。

3 配備体制の確立

(1) 勤務時間内の体制の確立

本部の設置が指示された場合、あらかじめ指名・任命されている職員又は指示を受けた職員は、直ちに通常の業務を一時停止し、本部体制を確立する。

(2) 勤務時間外の体制の確立

「震度4」以上の地震が発生した場合、震度階に応じた配備基準により、あらかじめ指名・ 任命されている職員は、直ちに所定の場所に自主参集し、本部体制を確立する。ただし、大 津波警報発令時は、避難を優先する。

本部体制が確立するまでの間は、次のような初期対応を行う。なお、初期対応の間における指揮は、総務課長又は防災担当職員が参集していない場合に限り、参集職員の中で職制の上位の職員がとる。職制が同等の場合は、年齢順による。

- ア 防災担当者は、消防団等の防災関係機関の協力を得て、情報収集にあたるとともに住 民からの通報等による被害情報の収受も行う。
- イ 防災担当者は、必要に応じて県及び関係機関との連絡調整にあたる。
- ウ 町役場近傍に居住する職員の内から、町長があらかじめ指名した職員及び総務課職員 は町役場3階に自主参集し、本部体制が確立できるよう宿日直者と連携して、各種情報

の収集、整理、分析を行い、災害応急対策の検討を進める。ただし、大津波警報発令時 は、防災センターに参集する。

4 職員の参集

(1) 非常参集義務

職員は災害に関する配備指令を受けたときは、直ちに指示された場所に参集し、任務に服さなければならない。ただし、大津波警報発令時は、避難を優先し、参集場所は、防災センターとする。

区分	参集場所
勤務時間内の参集場所	あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所へ、 またその他の職員は指示された場所
勤務時間外の参集場所	あらかじめ指示を受けている職員は、所定の場所へ、 またその他の職員は近くの避難所

(2) 自主参集

勤務時間外において「震度4」以上の地震が発生した場合、配備区分により自らの判断で 速やかにあらかじめ指定された場所に参集する。

(3) 交通途絶時等の参集

勤務時間外の非常参集は、交通途絶時であっても自転車、徒歩等によりあらかじめ指定された場所に集合することを原則とする。他の状況により不可能なときは、最寄りの出先機関に参集し、当該出先機関の長等の指示に従って防災活動に従事する。

(4) 参集を免除する者

ア 病気等により職務の遂行が不可能と認められる者

イ その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

(5)動員報告

各本部員は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集 したときは、その動員の状況を把握し、速やかに「動員報告書」により総務課に報告する。 総務課は、各課の報告を整理して本部長に報告する。

(6) 参集時の注意事項

ア 参集途中の緊急措置

参集途中において人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力して救助等の応急対 策活動を第一とするとともに、最寄りの防災機関へ通報する。

イ 被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報は、所属長を通じ被害状況を集約する部署に報告する。

第1部 地震・津波応急対策計画

第1章 組織動員体制

第2節 災害警戒本部体制

《基本的な考え方》

「震度4」の地震が発生した場合、又は町長が必要と認めた場合、町長の指示により災害 警戒本部を設置し、災害情報の収集・伝達や災害警戒活動等を実施する。

《施策の方向》

1 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

- ア 「震度4」の地震が発生したとき
- イ 予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき
- ウ 町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ 当該災害に対する応急対策等の措置が完了したとき
- ウ 災害発生のおそれがなくなったとき
- エ 町長が適当と認めたとき

(3) 設置場所

警戒本部は、町役場3階に設置する。

2 組織

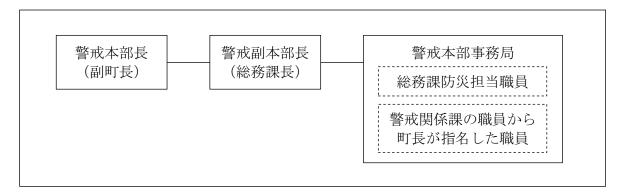
(1)警戒本部の組織

- ア 災害警戒本部長は副町長とする。
- イ 総務課長を災害警戒副本部長とする。
- ウ 災害警戒本部のもとに、災害警戒本部事務局を置く。警戒本部事務局の要員は、総務 課防災担当職員及び警戒関係課の職員から町長が指名した職員とする。
- エ 状況に応じて警戒関係課の職員は災害警戒本部長の命により警戒本部の活動に従事する。

(2) 災害警戒本部事務局

災害警戒本部事務局は、情報の収集や災害応急活動の調整・把握等を行う。

災害警戒本部の組織



3 事務分掌

災害対策本部の設置に至らない場合の災害対応の準備、警戒等の業務にあたる。

- (1) 情報の収集・伝達に関すること
- (2) 職員の配備に関すること
- (3) 災害応急活動に関すること
- (4) 関係機関に対する応援の要請に関すること
- (5) 県が災害対策本部等を設置した場合、その連携に関すること
- (6) 災害対策本部の設置に関すること
- (7) その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

第1部 地震・津波応急対策計画

第1章 組織動員体制

第3節 災害対策本部体制

《基本的な考え方》

「震度5弱」以上の地震が発生した場合、津波警報・大津波警報が発令された場合、又は 町長が必要と認めた場合、町長は、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

《施策の方向》

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

- ア 「震度5弱」以上の地震が発生したとき
- イ 津波警報・大津波警報が発令されたとき
- ウ 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、その対策を要すると認められると き
- エ 町長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 予想された災害の危険が解消したとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ 本部長が適当と認めたとき

(3) 設置場所

本部は、大津波警報が発令された時は防災センターに、その他の場合は、町役場3階に設置する。ただし、災害の規模、その他の状況により本部長が応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要であると認めた場合は適宜移動する。

(4) 設置、廃止等の通知

町長(本部長)は、本部を設置、移動又は廃止したときは、その旨を知事、田野町防災会 議委員、庁内各課、報道機関、その他関係機関に通知する。

本部設置の通知方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当
庁内各部	防災行政無線	総務課
報道機関	口頭及び文書	総務課
関係機関等	防災行政無線、電話その他迅速な方法	総務課

(5) その他

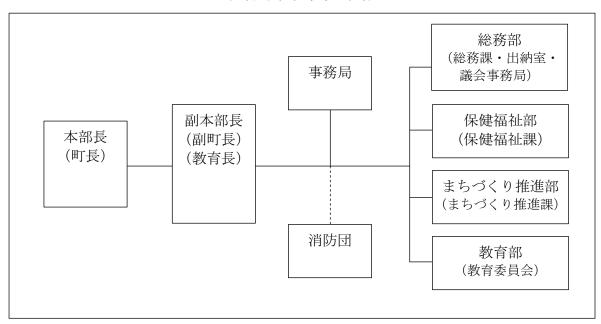
本部を設置したときは、本部室入口に「田野町災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

2 組織

(1) 本部の組織

- ア 町長を本部長とする。
- イ 副町長、教育長を副本部長とする。
- ウ 各課長等を本部員とする。
- エ 本部のもとに部を置き、部に部長及びその他必要な職員を置く。
 部長は、部の災害応急対策等を統括し、部の災害応急対策等の推進責任者とする。
- オ 次のように部及び部の職員を置く。
 - ①災害対策本部として、総務課・出納室・議会事務局、まちづくり推進課、保健福祉 課、教育委員会を単位として部を置く。
 - ②上記の部のほか、本部に本部事務局を置く。

災害対策本部等の組織



(2) 町長不在時の代行順位

町長が不在の場合における本部長の代行順位は、第1位を副町長・教育長とし、第2位を 総務課長とする。

(3) 本部会議

防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を開催する。

- ア 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。
- イ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。
 - ①災害応急対策等の方針、推進に関すること
 - ②配備体制の決定に関すること
 - ③各部間の連絡調整事項の指示に関すること
 - ④自衛隊の派遣要請の要求に関すること

【地震・津波対策編】

第1部 地震·津波応急対策計画

第1章 組織動員体制

- ⑤災害救助法の適用要請に関すること
- ⑥他の地方公共団体等への応援要請に関すること
- ⑦その他災害に関する重要な事項

本部事務局

- ア 本部事務局は各種情報の管理、各部の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の 運営事務の担当等を行う。
- イ 本部事務局の職員は5人以内で、総務課防災担当職員のほか、町長があらかじめ任命 した職員で構成する。

3 各部の事務分掌

本部の事務分掌は、次のとおりとする。

災害対策本部事務分掌

区分	責任者	所掌課	災害対策本部事務分掌 │ 事務分掌
本部長	町長	川手帆	1. 大津波警報・特別警報時の住民の避難誘導、応急救助
不明以	M 1 12		2. 本部統轄
副本部長	副町長		1. 大津波警報・特別警報時の住民の避難誘導、応急救助
	教育長		2. 本部長補佐
			3. 災害関係経費の支出
事務局	総務課長	総務課	1. 本部会議の運営事務
			2. 各種情報の管理
			3. 各部の活動状況の把握
ムハマケナロ	40 ZE = = =	40 34-5m	4. 防災活動の調整
総務部	総務課長	総務課 出納室	1. 大津波警報・特別警報時の住民の避難誘導、応急救助 2. 災害対策本部の運営・各部の連絡調整
	(会計管理者) (議会事務局長)	山州至 議会事務局	2. 次舌対束本部の連名・谷部の連絡調整 3. 情報の収集・整理
	(成五事物内以)	成五事幼川	4. 関係機関との連絡調整、応援の要請
			5. 住民への広報
			6. マスコミ、その他全国からの照会事項への対応
			7. 応急対策用物品の購入
			8. 車両の調達・配車管理
			9. 情報システムの被害調査、応急復旧
			10. 土地・家屋等の被害調査 11. 各種災害証明、料金減免等の手続き
			12. 職員の動員・参集及び家族の安否確認等に関すること
			13. 来訪者・職員の負傷者対応及び避難誘導方法に関すること
			14. その他災害対策全般に関すること
まちづく	まちづくり推	まちづくり	1. 豪雨時の危険箇所の見回り、水防活動
り推進部	進課長	推進課	2. 道路、河川、堤防等の被害調査、応急対策
			3. 応急資器材・人材の確保、協力事業所との調整
			4. 交通規制
			5. 水道の被害調査、応急対策 6. 応急給水
			7. 県による仮設住宅確保への協力
			8. 町内事業所・農家・漁家の被害調査、業務再開支援
			9. 農地・山林・農業施設の被害調査、復旧支援
			10. 部署所管施設、営繕工事中の建築物等の被害状況、保安及び応
			急対策に関すること
/D /rh += + 1	/D /th Let 1	/D 6414=1 1 5m	11. 災害応急対策用地の確保に関すること
保健福祉 部	保健催祉 課長	保健福祉課	1. 救護所の設置、応急救護 2. 要配慮者対策に関すること
<u>11</u>)	株文		2. 安配思有対象に関すること 3. 食料・物資の確保・配布
			4. 義援金品等の受付及び配分に関すること
			5. 医療・保健・福祉の専門職の受援の調整
			6. ボランティアの受援の調整
			7. 住民の健康支援・保健衛生
			8. ごみ・がれきの収集、集積、処理
			9. し尿の収集、集積、処理 10. 遺体の安置・火葬・埋葬
			10. 退体の女直・火葬・埋葬 11. 相談窓口の設置に関すること
教育部	教育長	教育委員会	1. 児童・生徒、社会教育施設利用者の避難誘導・安全確保
2.77			2. 学校・認定こども園、社会教育施設の被害調査・応急対策
			3. 避難所の運営・支援
			4. 教職員の連絡調整
			5. 授業の再開への支援
			6. 文化財の被害調査・応急対策

第2章 情報の収集・伝達

第1節 地震情報の収集

《基本的な考え方》

地震・津波情報を迅速かつ的確に収集する。

《施策の方向》

1 地震・津波情報の収集

気象庁による地震・津波情報は、高知県総合防災情報システム等を通じて、随時、町に伝えられるとともに、テレビ、インターネットでも随時発信される。これらの的確な収集に努める。

地震に関する情報の種類と内容

心辰に関する旧報の性類と内台				
地震情報の種類	発表基準	内容		
緊急地震速報 (警報)	・震度5弱以上の揺れが予想された ときに、震度4以上が予測される 地域に対し発表	地震波のP波がS波より速く伝わる性質を利用して、先に伝わるP波を検知して震度を予測し、テレビ、ラジオ、携帯電話等で広く伝達。		
緊急地震速報 (予報)	・震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等	P波を検知して緊急地震速報 (警報) に該当しない 小規模な地震の震度を専用の受信端末等で伝達。		
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。		
震源に関する情報 (津波警報・注意 報を発表)	· 震度 3 以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表。		
震源・震度 に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した 場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。		
各地の震度 に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。		
遠地地震に 関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。		
その他の情報	・顕著な地震震源要素を更新した場 合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多 発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報 等を発表。		
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。		

気象庁は、地震が発生した時には、地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、最速2分程度を目標にしている。

予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることが出来ないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ

134		発表される津波の高さ		
種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	想定される被害と取るべき行動
大	予想される津波の	10m超 (10m<予想高さ)		木造家屋が全壊・流失し、人は津
大津波警	高さが高いところ で3mを超える場	10m (5m<予想高さ≦10m)	巨大	波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただ ちに高台や避難ビル等安全な場
報合。	5m (3m<予想高さ≦5m)		所へ避難する。	
津波警報	予想される津波の 高さが高いところ で1mを超え、3 m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≦3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の 高さが高いところ で 0.2m以上、1 m 以下の場合であっ て、津波による災 害のおそれがある 場合。	1 m (0.2m≦予想高さ≦1 m)	表記しない	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は、平成25年8月30日より特別警報に位置づけられている。

第1部 地震・津波応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達

津波警報・注意報以外に、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を発表する「津波に関する情報」がある。

津波に関する情報の種類と内容

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される 津波の高さに関する情報	各津波予想区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想 時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予測時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻の高さ、及び沖合の観測値から推測される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予 測区単位で発表する。

「津波に関する情報」のうち、「津波観測に関する情報」は、沿岸で観測された津波の第 1波の到着時刻と押し引き、その時点までに観測された最大級の観測時刻と高さを発表す る。最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、 観測された津波の高さが低い間は、数値ではなくて「観測中」の言葉で発表して、津波が到 達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
八年似音報を光衣中	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
伴似言報を先衣中	0.2 未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さ い場合は「微弱」と表現)

「津波に関する情報」のうち、「沖合の津波観測に関する情報」は、沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到着時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を公表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推測中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
十油油数組な発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定 値とも数値で発表
大津波警報を発表中	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿 岸での推定値を「推定中」と発表
沖油数却な変ま山	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定 値とも数値で発表
津波警報を発表中	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿 岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定 値とも数値で発表

[※]沿岸からの距離が 100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

2 気象情報の併行収集

地震に伴い発生する火災は、乾燥下で、延焼による被害拡大の危険性が高まる。このため、知事から町に通報される火災気象通報にも注意し、必要に応じて町として火災警報を発 令することが認められている。

火災気象通報の基準

- ◇実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%を下回り、最大風速 7 m/s をこえる見込みのとき
- ◇平均風速 10 m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき

(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

第1部 地震·津波応急対策計画

第2章 情報の収集・伝達

3 異常現象発見時の通報

災害発生のおそれがある異常現象を発見した人は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長 (本部長)、警察官、消防署員又は消防団員に通報する。

通報すべき異常現象の内容

- 1) 地割れ、がけ崩れ等
- 2) 堤防からの漏水
- 3) 湧き水の出現
- 4) 井戸水位の急激な変動
- 5) その他、ごく小規模な災害の発生等

4 参集時の職員の情報収集

町職員は、参集時に、被害状況等の情報収集に努める。

第2節 初動のための情報伝達

《基本的な考え方》

住民や職員が避難や参集を的確に行えるよう、気象情報や被害の状況等を速やかに伝達する。

《施策の方向》

1 庁内における伝達

(1)連絡する情報

地震情報の収集は総務課が行い、次の情報は直ちに町長、副町長、教育長に報告する。

- ア 「震度4」以上の地震が観測された場合の地震及び津波情報。
- イ その他重要なもの。

(2) 勤務時間内における連絡方法

- ア 各課への連絡は、総務課が電話又は伝令で行う。
- イ 電話の場合は、各課長に対して行う。ただし課長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。
- ウ 課内の所属職員への連絡は、課内において行う。

(3) 勤務時間外における連絡方法

職員は自らラジオ・テレビ等によって地震及び津波情報等を収集し、避難又は自主参集を 行う。電話連絡が可能な場合は、各課長から連絡網によって連絡する。

2 住民への周知

(1)連絡する情報

総務課は、必要と認められる地震及び津波に関連する情報のほか、予想される事態並びに これに対してとるべき措置も併せて周知する。

(2) 周知の方法

ラジオ、テレビ等を通じて周知される地震及び津波に関連する情報に加え、町長(本部長)は、必要と認めた情報等について、知事又は各報道機関に依頼して住民に周知を図るほか、防災行政無線等を活用して、住民に対し迅速に周知する。

第3節 被害情報の収集・報告

《基本的な考え方》

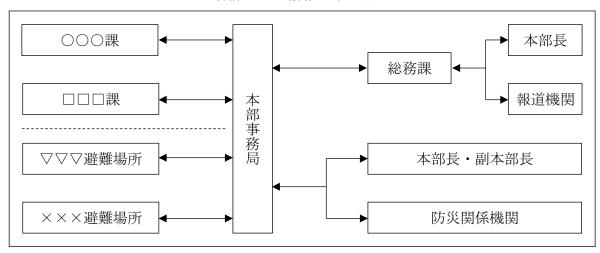
災害発生後の速やかな被害情報等の収集は、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施する基 礎となる。このため、各課の役割分担のもと、速やかに被害調査を行い、県に報告する。

《施策の方向》

情報収集の一元化

被害情報は、本部事務局、各課それぞれに情報総括責任者を配し、一元化に努める。 情報総括責任者は原則として各課長とし、各課長が業務につけない時は代理を配する。 情報総括責任者は、「被害状況調査票」により必要な情報を記載し、本部事務局に報告す る。

各課からの情報収集の流れ



被害状況調査票に記入する項目

災害情報	ア 災害の原因イ 災害が発生した日時ウ 災害が発生した区域・場所
被害情報	エ 被害状況 オ 世帯別被害状況等
災害応急対策活動に 関する情報	カ 避難指示等の状況 キ 住民等の避難状況 ク 災害に対して既にとった応急措置 ケ 災害に対して今後とろうとする措置 コ 関係機関の防災体制 サ 災害対策に要した費用の概算額 シ その他必要な事項

2 被害調査の実施

各課では、以下の役割分担のもと、速やかに被害調査を実施する。

被害調査の役割分担

調査担当部	調査項目
総務課 出納室 議会事務局	・職員、議員の被害調査・被災者台帳に基づく死傷者・行方不明者の調査・町有財産の被害調査・中芸広域連合の被害調査
まちづくり推進課	 ・道路、橋梁の被害調査(ごめん・なはり線高架橋も含む) ・河川、水路、海岸、港の被害調査 ・土砂災害の被害調査 ・水道施設の被害調査 ・農地・農業施設、事業所の被害調査 ・応急復旧工事を行う協力事業所の被害調査 ・町営住宅の被害調査 ・民間建築物・宅地の被害調査 (資格者による応急危険度判定が必要)
保健福祉課	・医療機関、保健センター、社会福祉施設の被害調査 ・要配慮者台帳に基づく安否確認調査 ・避難所への避難者に関する調査 ・ごみ・し尿の収集事業所、処理施設の被害調査
教育委員会	・園児・児童・生徒・教職員の被害調査 ・学校・認定こども園・社会教育施設の被害調査 ・文化財の被害調査

3 県への報告

(1)報告基準

県への報告は本部事務局が、県関係部局への個別報告は各課が、次の基準により行う。

- ア 災害救助法の適用基準に該当する程度のとき
- イ 災害対策本部を設置したとき
- ウ 災害による被害に対して国の財政援助を要するとき
- エ 災害による被害が、当初は軽微であっても今後上記ア〜ウの要件に該当する災害に発 展するおそれのあるとき
- オ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認 められるとき又は特に報告の指示があったとき

第1部 地震・津波応急対策計画

第2章 情報の収集・伝達

(2) 災害報告

本部事務局は、高知県防災情報システムを通じて「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」による報告により被害状況報告を行う。

各課は、県関係部局が定める要領により、所管する施設等の被害状況を報告する。

(3)被害状況報告要領

ア 被害状況報告は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び 家屋被害を優先して報告をする。

- イ 報告すべき災害の発生を覚知したときは、直ちに第一報を報告し、以後、判明したもののうちから逐次報告する。ただし、即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく国(総務省消防庁)に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
- ウ 通信途絶等により、被害状況等を県に報告できない場合は、国(総務省消防庁)に報告する。

なお、県との連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

- エ 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに県及び総務省消防庁に通報する。
- オ 被害が甚大なため町で被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

県への被害状況報告の区分

調査種別	報告種別	調査及び報告の内容
概況調査	発生速報	災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。 この調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものである から、短期間にその概況を把握し、発生速報として報告する。
被害調査	被害速報	災害の状況が判明した後、被害の状況を調査する。この調査は災害(被害)の変動に伴う諸対策の基礎となるので、災害(被害)の変動に従ってその都度できる限りこれを詳細に把握し、被害速報として報告する。
被害確定調査	被害確定報告	災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。この調査は その後の災害応急対策及び災害復旧対策の基礎となり、各種の対策 費用負担にまで影響するので、被害状況を正確に把握して被害確定 報告とする。ただし、この報告は状況に応じて、概況報告、中間報 告、確定報告と段階別に行うことができる。

第4節 情報通信システムの機能確保

《基本的な考え方》

災害発生後、ただちに情報通信機器や通信回線の状況を確認し、故障や不通が生じている 時は、事業者と連携しながら、速やかに応急復旧を図る。

《施策の方向》

1 通信手段の確保

防災行政無線、固定電話、携帯電話、FAX、インターネット、庁内LAN、パソコン、コピー機、プリンター等、通常の情報通信機器・回線が確保されている時は、それらにより、通信等応急対策を行う。

故障や不通が生じている時は、その原因を調査し、代替電源の確保や、事業者と連携した 応急復旧を進める。

2 災害時優先電話の活用

一般電話回線が不通の時も、災害時優先電話が使用できる場合は、それにより通信を確保する。

3 多様な通信手段の活用

住民の協力を得ながら、漁業無線やアマチュア無線等の活用により、通信を確保する。

第5節 広報・広聴活動

《基本的な考え方》

住民や報道機関に対して、正確かつきめ細かな情報を迅速に提供するとともに、住民からの問い合わせや要望に対応するため広聴活動を実施する。

《施策の方向》

1 広報や記者発表の実施

総務課は、取りまとめられた情報を基に、広報内容・時期を計画しながら広報活動用資料を作成し、住民への広報や記者発表を実施する。報道機関への情報提供は、できる限り日時、目的等を前もって各報道機関に周知し、定期的に記者発表室を設けて行う。

広報の手段

- ア 広報紙の臨時発行
- イ 広報車による広報
- ウ 防災行政無線による広報
- エ 避難場所への職員の派遣、広報紙・チラシの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ インターネット(ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス等)の活用
- キ 録音テープや FAX 等の多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等の要配慮者に配慮したきめ細かな広報

広報の内容の例

- ア 気象情報
- イ 避難指示等の呼びかけ
- ウ 避難場所開設の情報
- エ 二次災害の危険性に関する情報
- オ 被災状況とその後の見通し
- カ 安否情報
- キ 被災者のために講じている施策に関する情報
- ク ライフラインや交通施設等の復旧状況及び復旧見通しの情報
- ケ 医療機関等の生活関連情報
- コ 交通規制情報
- サ 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等

2 広聴活動の実施

災害発生後、住民から各職員に寄せられた問い合わせや要望に対し、個別に対応していく とともに、災害対策本部事務局でそれらの集約・整理を行い、対応方法を検討して、災害対 策本部各部で実施していく。

また、議員等と連携しながら、住民懇談会を随時開催し、幅広く広聴活動を実施していく。

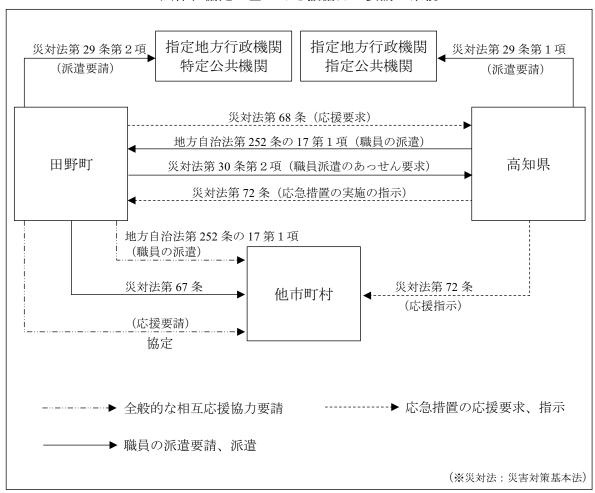
第3章 応援・派遣要請

第1節 広域応援等の要請と受入れ

《基本的な考え方》

被害が甚大で、町単独で対処することが困難なときは、県等に応援要請を行う。応援活動が円滑に行われるよう、受け入れ体制の整備に努める。

法律、協定に基づく応援協力の要請の系統



《施策の方向》

1 応援の要請

(1) 県への応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

なお、本部事務局を通して応援要請を行ういとまのないときは、各課において県の担当部局に直接要請する。その場合、事後速やかに本部事務局に報告し、本部長は要請した旨を知事に報告する。

(2) 県下市町村への応援要請

本部長は、県への応援要請のほか、必要に応じ県下市町村に対し次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

(3) 緊急消防援助隊の派遣要請

本部長は、災害の範囲が拡大し、中芸消防署の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(4) 相互応援協定市町村への応援要請

本部長は、必要に応じて相互応援協定を締結している市町村等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。

2 職員の派遣要請等

本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本町職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、特定公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
- (2) 派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

第1部 地震・津波応急対策計画

第3章 応援・派遣要請

3 応援の受入れ

県や県下市町村、指定地方行政機関、協定市町村等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容、到着予定日時・場所、活動日程等を本部事務局に速やかに連絡する。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導する。また、 必要に応じて案内者を確保する。

(2)連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害用臨時ヘリポートを直ちに離発 着できるように準備する。

ヘリポートは、中芸広域体育館を基本とし、中芸広域体育館が避難者の受け入れ等で十分な着陸スペースがとれない時は、田野中学校グラウンド、田野小学校グラウンド等を使用する。土のグラウンドには、土ぼこりが舞わないよう、水をまく等の措置をとる。

4 他市町村への避難の受け入れの要請

町内で甚大な被害が発生し、他市町村への避難を余儀なくされる場合は、応援要請の方法に準じて、県を介して、相手方市町村に、避難民の受け入れ等の要請を行う。

第2節 自衛隊の派遣要請

《基本的な考え方》

被害が甚大であり、本町及び関係機関だけでは応急対策が困難な場合は、「自衛隊の派遣の要請」を県が行う。市町村は、「自衛隊の派遣の要請」を県に「要求」するが、通信途絶等により県に「要請を要求」できない場合は、直接自衛隊に「要請」する。

本町の近隣の自衛隊は、香南市の陸上自衛隊第 14 旅団第 50 普通科連隊(県防災行政無線 31215-619、一般加入電話 0887-55-3171)、小松島市の海上自衛隊第 24 航空隊(一般加入電話 0885-37-2111)である。

自衛隊の災害派遣時の活動の例

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の機能確保
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯又は給水の支援
- (10) 物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

《施策の方向》

1 派遣要請

(1) 県への派遣要請の要求

本部長は、「災害派遣要請要求書」に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭で知事に「要請を要求」する。この場合において、本部長は、必要に応じて、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

(2) 自衛隊への派遣要請

本部長は、知事に通信途絶等により要請できない場合は、自衛隊に直接、派遣を要請する。原則として文書にて行うが、いとまのないときは電話、口頭で行い事後速やかに文書を提出する。

(3) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、突発的災害が発生し、緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自らの判断基準により派遣する。

【地長・伴仮刈泉柵】

第1部 地震・津波応急対策計画

第3章 応援・派遣要請

自主派遣の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う 必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合
- ③ 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- ④ その他災害に際し、上記①~③に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまが ないと認められる場合

2 派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう次の点に留意する。

(1) 自衛隊の受入れ担当

自衛隊の受入れ、町災害対策本部と自衛隊の間における総合調整は総務課があたり、連絡 調整のために町の連絡担当者を指名し、町に連絡窓口を設置する。

(2) 災害対策本部への自衛隊連絡班の参加

自衛隊連絡所を設け、必要に応じて町災害対策本部会議に参加を要請する。

(3) ヘリポート等の開設準備

ヘリコプターでの応援が想定される場合、十分な着陸スペースの確保等、準備に万全を期 す。

(4) 作業実施期間中の現場責任者の設定

作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮者と協議し作業の推進を図る。

(5) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り町が準備し、速やかに活動が開始できるよう留意する。

(6) 派遣部隊の野営地の確保

災害派遣部隊の野営地として、中芸広域連合や県と協議しながら、中芸広域体育館、中芸高校を活用する。

3 知事への撤収要請の要求

本部長は、派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議の上、「災害派遣撤収要請要求書」に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

第4章 避難誘導対策

第1節 避難指示、屋内待避の指示

《基本的な考え方》

住民に生命又は身体の危険が迫っている時、町は災害対策基本法第 60 条、水防法第 29 条 を根拠に、高齢者等避難や避難指示、「屋内での退避等の安全確保措置の指示」を発令し、 住民に周知を図るとともに、避難所での受け入れを行う。

災害対策基本法に基づく発令はあくまで町主体で行う必要があるが、町が発令できない時に限り県が代行する。県は地すべり防止法第25条、水防法第29条に基づく避難指示(緊急)は行うことができる。このほか、災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条に基づき、警察官、海上保安官、自衛官も避難指示(緊急)を行う。

《施策の方向》

1 避難指示等の発令・周知

町は、津波注意報は必要に応じて、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、避難指示を発令する。このほか、住民の生命又は身体に影響する可能性がある現象が発生した場合には、必要に応じて、高齢者等避難又は「屋内での退避等の安全確保措置の指示」を発令する。

町以外にも県や警察官等が発令することもあるが、発令された避難指示等は、発令主体 (町、県、国、警察官等)、避難理由、避難先、避難後の指示連絡等を明らかにしながら、 防災行政無線、エリアメール、広報車等で多重的に住民への周知徹底を図る。

避難指示等の文例

【津波の例(大津波警報、津波警報が発表された場合)】

E. 1 (1) (1)	THING IN THING TO SECTION SET / I
区分	文例
避難指示	■ 緊急放送、避難指示発令。■ こちらは、田野町です。■ 大津波警報(又は、津波警報)が発表されたため、○○地域に避難指示を発令しました。
	■ ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。※「津波だ。逃げろ!」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

第1部 地震·津波応急対策計画

第4章 避難誘導対策

【津波の例 (強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合)】

区分	文例
避難指示	■ 緊急放送、避難指示発令。
	■ こちらは、田野町です。
	■ 強い揺れの地震がありました。
	■ 津波が発生する可能性があるため、○○地域に避難指示を発令しました。
	■ ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。
	※「津波だ。逃げろ!」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

【津波の例 (津波注意報が発表された場合)】

区分	文例
避難指示	■ 緊急放送、避難指示発令。
	■ こちらは、田野町です。
	■ 津波注意報が発表されたため、○○地域に避難指示を発令しました。
	■ 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。
	※「津波だ。逃げろ!」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

2 避難指示等の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに避難指示等を解除し、その旨を公示する。

第2節 避難の誘導

《基本的な考え方》

避難指示等が発令された場合や、発令されるいとまがないものの、生命・身体に危険が切迫している時は、町職員、中芸広域連合職員、消防署員、消防団員、自主防災組織が一丸となり、各事業所とも連携をとりながら、住民が指定緊急避難場所、指定避難所等、安全な場所に避難するよう誘導する。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の一覧は、参考資料に示すとおりである。

《施策の方向》

1 勤務時間内の避難誘導

(1) 大津波警報発令時

町役場に在庁の職員と、保健センター、ふれあいセンター等、町役場周辺にいる職員は、 福祉サービス利用者や在庁の住民を町役場に誘導する。町内に外出している職員は、外出先 で、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、自身の身の安全を最優先しつつ、可能な避難誘導 を行う。

小学校では、中芸高校への避難誘導を行う。

認定こども園では、園舎に倒壊、火災等の危険がないと判断される限り、園舎内の安全な場所へ避難誘導を行う。

中学校では、校舎に倒壊、火災等の危険がないと判断される限り、3階会議室等への避難 誘導を行う。校舎自体が危険な時は、付近の高台へ避難誘導を行う。

町役場での情報収集により、津波の規模、到達予想時間の観点から、中芸高校への避難が 必要かつ可能と判断される場合は、本部長が、職員に対し、中芸高校への避難誘導を指示す る。職員は、自身の身の安全を最優先しつつ、可能な避難誘導を行う。

(2) 大津波警報以外の地震・津波の場合

町役場やその周辺にいる職員は、浸水や建物倒壊や天板落下等の危険がある施設から、福祉サービス利用者や在庁の住民を町役場又はふれあいセンターに誘導する。町内に外出している職員は、自身の勤務施設に戻るか、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、自身の身の安全を最優先しつつ、可能な避難誘導を行う。

小学校では、校舎に倒壊、火災等の危険がないと判断される限り、2階・体育館・屋上への避難誘導を行う。校舎自体が危険な時は、中芸高校への避難誘導を行う。

認定こども園では、園舎に倒壊、火災等の危険がないと判断される限り、園舎内の安全な場所へ避難誘導を行う。

中学校では、校舎に倒壊、火災等の危険がないと判断される限り、3階会議室等への避難 誘導を行う。校舎自体が危険な時は、付近の高台へ避難誘導を行う。

第1部 地震・津波応急対策計画

第4章 避難誘導対策

町役場での情報収集により、津波による浸水がほぼない、又は到達までに相当の時間があることが判明した際は、本部長が、職員に対し、町内の各指定緊急避難場所の見回りを指示する。

見回りを行う職員は、自身の身の安全を最優先しつつ、見回り先で、可能な避難誘導を行う。

(3) 大規模火災や危険物からの避難の場合

大規模火災や危険物からの避難は、その影響ができるだけ少ないところに迅速に避難する ことが重要である。

職員、消防署員、警察官、消防団員、自主防災組織、地域住民等が連携しながら、危険が 迫っている地区の住民を安全な指定避難所に誘導する。

2 勤務時間外の避難誘導

(1) 大津波警報発令時

自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を 行う。

報道からの情報により、津波の規模、到達予想時間の観点から、中芸高校への避難が必要かつ可能と判断される場合は、指定緊急避難場所ごとに、職員、消防署員、警察官、消防団員、自主防災組織、地域住民等が連携しながら、中芸高校への避難誘導を行う。

(2) 大津波警報以外の地震・津波の場合

津波の危険がある場合、自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。

津波の危険がない場合、町役場等、自身の参集場所に自主参集し、参集の途中で可能な避 難誘導を行う。

町役場での情報収集により、津波による浸水がほぼない、又は到達までに相当の時間があることが判明した際は、本部長が、職員に対し、町内の各指定緊急避難場所の見回りを指示する。

見回りを行う職員は、自身の身の安全を最優先しつつ、見回り先で、可能な避難誘導を行う。

(3) 大規模火災や危険物からの避難の場合

大規模火災や危険物からの避難は、その影響ができるだけ少ないところに迅速に避難する ことが重要である。

職員は、自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの安全な指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。

第3節 警戒区域の設定

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、住民の生命又は身体に対する危険 を防止するため特に必要があると認められるとき、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定は、災害対策基本法第63条に基づき町が、水防法第14条、消防法第36条において準用する同第28条に基づき消防署員、消防団員が実施できるほか、警察官、海上保安官、自衛官も実施できる。

《施策の方向》

1 警戒区域の設定

本部長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なわ張り等による警戒区域の表示、交通規制等、必要な措置を安芸警察署等の防災関係機 関の協力を得て実施する。また、可能な限り防犯のためのパトロールを実施する。

2 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、速やかに警戒区域を解除し、その旨を公示する。

第4節 避難所の開設・運営

《基本的な考え方》

災害により住宅を失った人、又は避難指示等により緊急避難の必要のある人に対して、一 時的に生活を営む場所として避難所を開設する。避難所の開設・運営は、避難所ごとにあら かじめ定めた「避難所運営マニュアル」を活用し、町及び避難者が協力して行う。

《施策の方向》

避難所の開設

(1) 避難所の開設

本部長は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合、その状況を判断し てあらかじめ定めた避難所の内から開設する避難所を選定し、教育委員会に開設の指示伝達 をする。

(2) 避難対象者

- ア 住居が被害を受け、居住の場を失った人
- イ 避難指示等が発せられた場合等により緊急避難の必要がある人

(3) 避難所の開設方法

- 勤務時間内に避難場所を開設する場合 教育委員会の指示伝達により、施設管理者は避難所を開設する。
- イ 勤務時間外に避難所を開設する場合

教育委員会の指示伝達により、避難所の施設管理者は、地区の自主防災組織や施設の 警備担当者等と協力して避難場所を開設する。

ウ 避難所を開設したときは、その旨を教育委員会を通して本部事務局に報告する。

2 避難所の運営・管理

(1) 運営主体

- ア 避難所の運営は、初期段階では平常時は教職員等が中心になり、自主防災組織等の協 力を得ながら行う。
- イ 避難所生活が長期にわたると予想される場合は、自治会等のコミュニティ単位のまと まりによるグループ分けを行い、リーダーの選任やボランティアの協力を得る等して、 避難所の自主的運営を図る。

(2) 避難者名簿の作成

- ア 避難所運営を円滑に行うため、避難者を受入れる際には避難者名簿を作成する。
- イ 避難者名簿は、避難者自身が記入することを原則とする。
- ウ 避難者は、氏名、年齢、性別、住所、その他備考等を避難者名簿に記入する。
- エ 避難者名簿の写しを本部事務局及び保健福祉課へ送付する。

(3) 飲料水、食料、生活必需品の供給

総務課職員は、飲料水や食料、生活必需品等避難者に必要な物資の数量を把握し、本部事務局等に報告する。救助・救援物資の受取と配布は、施設管理者及び避難者等の協力を得て行う。

(4) 避難所のトイレ対策

ア 仮設トイレ設置

避難者や施設の被害状況から、必要に応じて仮設トイレを設置する。

- イ 仮設トイレの管理
 - ① 浄化槽清掃・くみ取り業者及び防疫業者に委託し、くみ取りや消毒を行う。
 - ② 設置場所の管理者及び自治会等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

(5) 要配慮者等の搬送

ア 施設での生活が必要な要配慮者

事前に把握している在宅の要配慮者で、施設での生活が必要な人は、本人の意思を確認した上で社会福祉施設等へ搬送する。

また、避難所での集団生活を行うことが困難な高齢者、障害者等の人も、本人の意思を確認した上で後方の社会福祉施設等へ搬送する。

イ 傷病者等

傷病者等の病状により、必要に応じて後方の社会福祉施設等適切な施設への搬送措置をとる。

(6) 避難所における情報提供

避難所において、避難者に各種情報の提供を行う。

- ア 避難所の各種運営情報を口頭・チラシ・ポスター・放送等で伝える。
- イ 水、食料、日用品、医療品等の配布等について広報する。
- ウ 被害状況や避難者情報等について広報する。
- エ 本部からの情報等の連絡窓口として、各種災害対策や支援情報を提供する。

第1部 地震·津波応急対策計画

第4章 避難誘導対策

(7)要配慮者への配慮

保健福祉課は、教育委員会と連携して高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を 把握し、スペースの確保や必要な生活必需品の配布等に配慮する。

(8) 男女のニーズの違いへの配慮

避難所では、男女のニーズの違いに配慮した運営に努める。

(9)健康支援・生活支援の実施

きめ細かな相談等を通じ、避難者の健康状態や困りごとの把握に努める。

3 避難所の集約・閉鎖

学校での授業の再開等を行うため、避難所開設後1週間を目途に、避難者のニーズに配慮しながら、町内の避難所の集約を行う。また、開設の必要がなくなった避難所は順次閉鎖し、閉鎖した避難所を県に報告する。

第5章 災害拡大防止活動

第1節 人命救助・消防・捜索活動

《基本的な考え方》

災害発生時に、消防署、消防団、さらには警察、自衛隊等が連携して、人命救助活動、消防活動、行方不明者の捜索活動を行う。

甚大な災害の初動期に、警察、自衛隊等の応援隊が到着する前に人命救助や捜索の活動を 大規模に展開する必要が生じている場合は、災害対策本部員や地域住民は、可能な人命救 助・搬送・捜索の活動を行う。

いずれの活動においても、従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

《施策の方向》

1 人命の救助

消防署員、消防団員は、日常の訓練で習得した方法を駆使し、要救助者の救助・救出、傷病者への止血、心肺蘇生等の応急措置を行う。

災害対策本部員や地域住民は、災害の規模が大きく、消防、警察、自衛隊による救助・救 出力では迅速な対応ができない場合に、自身の安全を最優先に可能な支援を行う。

2 傷病者の搬送

局地的な被害により少数の傷病者が発生し、災害現場から救急告示病院への搬送路が啓開されている時は、消防署員が、通常の救急搬送の手順により、救急告示病院かつ災害時救護病院である田野病院、救急告示病院かつ安芸保健医療圏の災害拠点病院である高知県立あき総合病院、救急告示病院である森澤病院等への搬送を行う。重篤な時は、広域的な災害拠点病院への搬送のため、ドクターへりを依頼する。

傷病者が多数発生している時や、救急告示病院への搬送が不可能な場合、消防署員が、本町の災害時医療救護所であるふれあいセンター又は保健センター又は中芸高校(格技場)に搬送する。

これらの搬送は、消防署員や警察官、自衛官等が行うが、災害対策本部員や地域住民は、可能な支援を行う。

画

第1部 地震·津波応急対策計画

第5章 災害拡大防止活動

3 火災の消火と延焼の防止措置の実施

火災が発生している時は、消防署、消防団を中心に、災害対策本部員や地域住民も協力しながら、消火活動や延焼防止措置を行う。従事者自身の安全を最優先に活動を行う。

本部長は、消防活動にあたり広域的な応援を必要とする場合は、以下の協定に基づき、他市町村等に応援要請を行う。

- ア 高知県消防広域相互応援協定
- イ 安芸市・中芸広域連合相互応援協定
- ウ 室戸市・中芸広域連合相互応援協定
- エ 東洋町・中芸広域連合相互応援協定

4 被災者台帳の作成と行方不明者の捜索活動の実施

消防署、消防団、警察、自衛隊等が連携して、災害対策本部員や地域住民も協力しなが ら、行方不明者の捜索活動を行う。

災害対策本部では、発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民 の安否を台帳上で確認し、その情報を捜索活動関係者に提供する。

第2節 医療救護活動

《基本的な考え方》

多数の傷病者への医療が必要な時は、ふれあいセンター又は保健センター又は中芸高校 (格技場)に災害時医療救護所を設置し、安芸郡医師会等の医療従事者の協力のもとに、災 害時救護病院である田野病院、災害拠点病院である高知県立あき総合病院等と連携しなが ら、迅速な医療救護活動を実施する。

《施策の方向》

1 災害時医療救護所の設置

通常の救急医療で対応できない規模の災害が発生し、多数の傷病者がでることが予想される場合、本部長は、ふれあいセンター又は保健センター又は中芸高校(格技場)への災害時医療救護所の設置を決定する。また、田野病院に多くの傷病者が搬送され、田野病院から災害時医療救護所の設置を要請された場合も、災害時医療救護所の設置を決定する。

災害時医療救護所の設置決定を受け、保健福祉課職員は、安芸郡医師会事務局、保健所及 び町内の医療従事者と連絡をとり、協力を要請するとともに、災害時医療救護所での傷病者 の受け入れ準備を進める。あわせて町社会福祉協議会事務局職員、中芸広域連合職員、ボラ ンティア組織等にも協力を呼びかけ、受け入れ体制の確保に努める。

2 医療救護チームの編成

医療従事者による医療救護チームの編成は安芸郡医師会が行う。

町は、安芸郡医師会関係者に、災害時医療救護所の設置場所と傷病者の状況を伝え、適切な人員配置を要請するとともに、保健師や町職員、ボランティア等、協力人員の割り振りを行う。あわせて、DMAT(災害派遣医療チーム)の応援の要否を検討し、必要に応じて、県に要請する。

3 医療救護活動の実施

災害時医療救護所では、必要に応じてトリアージにより医療の優先度を判定しながら、医療・看護活動を行う。

保健福祉課、災害対策本部事務局では、飲用水や医療用資機材、薬剤等の調達に努めるとともに、重篤な傷病者や、在宅酸素療法、人工透析等特殊な医療を要する被災者の広域的な災害拠点病院への搬送体制の確保に努める。

災害対策本部において記録していくべき内容

- (ア) 医療救護所に参集した要員名簿
- (4) 医療機材、医薬品及びその他資機材リスト
- (ウ) 医療救護所で取り扱った傷病者名簿(疾病状況、搬送先を明記すること)
- (エ) 支援要請の内容、要請時刻、支援要請先、要請に対する諾否、支援内容、記録時刻

資料:高知県災害時医療救護計画(平成24年3月)

第1部 地震·津波応急対策計画

第5章 災害拡大防止活動

第3節 二次災害の防止

《基本的な考え方》

災害により、倒壊しやすくなった建物、崩れやすくなった斜面等、危険箇所による二次災害の防止を図る。

《施策の方向》

1 公共施設・道路等の二次災害防止

危険箇所に対する点検確認を速やかに行い、施設の損壊の状況に応じて、適切な応急措置 を講じて二次災害の防止に努める。

危険性のある建物等への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間宅地・建築物の二次災害防止

県の協力を得ながら、民間宅地・建築物の応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の内容

区分	内容		
被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を 判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、被災建築 物応急危険度判定士が主として外観目視等によって判定するもの		
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士が被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し 判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保す るもの		

第6章 緊急輸送。交通対策

第1節 交通網の確保

《基本的な考え方》

災害応急活動を円滑に行うために、町内の交通網の被害状況を関係機関に周知するととも に、国・県に協力しながら、道路の交通規制を実施する。

国・県、事業者と連携しながら、国・県道やごめん・なはり線の早期啓開、早期復旧を図るとともに、町道網の早期復旧を進める。

《施策の方向》

1 被害状況の把握と報告

まちづくり推進課は、災害発生後、速やかに自動車又はオートバイ、自転車、徒歩により 道路、鉄道、奈半利港田野泊地、ヘリコプター発着場となりうる公共施設の被害状況の調査 を行い、関係機関に報告する。

2 町道の交通規制の実施

本部長は、危険箇所が発生している町道について、安芸警察署の協力を得ながら、道路法に基づく通行止め、迂回路の設定等の措置を速やかに行う。

また、町が管理する道路等において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

3 国道 55号、県道西谷田野線の交通規制への協力

国道 55 号、県道西谷田野線が、不通状態になったり、一般車両の通行制限措置が行われた際は、住民への周知等、警察等による交通規制活動に協力するほか、町内の道路の被災の状況を検討しながら、町道による代替輸送路の確保に努める。

4 船舶、ヘリコプター発着場の機能確保

船舶やヘリコプターによる交通が可能となるよう、県等・関係機関と連携し、障害物の除去等を行う。

5 重要道路の早期啓開の促進

国道 55 号、県道西谷田野線の早期啓開にむけ、町有地の作業場としての提供等、国・県の応急復旧作業に協力する。町道については、重要道路を優先しながら全路線の障害物の除去や応急復旧を順次進める。

【地震・津波対策編】

第1部 地震・津波応急対策計画 第6章 緊急輸送・交通対策

6 ごめん・なはり線の早期復旧への協力

ごめん・なはり線に被害が生じた際は、早期復旧に向けて、町有地の作業場としての提供 等、事業者の応急復旧作業に協力する。

第2節 緊急輸送の実施

《基本的な考え方》

災害時に人員や物資を円滑に輸送するため、車両や運転手・搬入出要員、燃料の確保を図るとともに、物資集積場の整備を進める。また、集積した物資の適切な管理に努める。

《施策の方向》

1 車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保

総務課は、各部からの情報に基づいて、必要な車両、運転手・搬入出要員、燃料の確保を 図る。

2 緊急通行車両・規制除外車両の標章の交付

交通規制が実施された場合、緊急通行車両・規制除外車両の事前届出を行っている車両について、安芸警察署又は県内の各警察署、県公安委員会で「届出済証」を提示して、所定の標章、証明書の交付を受け、標章を車両前面に貼り付ける。

事前届出を行っていない車両で、緊急通行に使用する必要がある車両は、新たに届出申請を行い、確認を得て標章、証明書の交付を受ける。

3 緊急輸送の実施

総務課は、緊急交通路の道路状況、避難場所の避難者数等を把握し、人員、輸送用車両等の確保状況を踏まえ、緊急輸送計画をたて、安全に十分留意して緊急輸送を効率的に実施する。

4 物資集積場の開設

備蓄物資及び救援物資の輸送を、円滑かつ効率的に進めるため、総務課は必要に応じて物 資集積場を開設して活動する。

- (1) 物資集積場は、被害状況、規模等に応じ、中芸高校、ふれあいセンターから選定して開設する。
- (2) 総務課は物資の需要把握、手配、受入れ、在庫管理、緊急輸送等を行う。

5 物資の管理

(1)物資受払簿の作成

調達物資及び救援物資について、受入れ在庫数量及び出庫配送数量等を受払簿を作成し、 的確な物資管理に努める。

(2)物資の分類・整理

食料関係、生活物資関係等の分類を行い、品目・サイズ等を区分し、必要に応じて速やか に出庫できるように努める。

第7章 災害救助法の適用

《基本的な考え方》

災害の規模が大きい場合は、災害救助法の適用申請を行う。

災害救助法が適用された災害では、県が災害救助の実施主体となり、国・県の財政支援を 受ける。

災害救助法の適用基準

1	町内の住家滅失世帯数	30 世帯以上	救助法施行令第1条第1項第1号	
0	県内の住家滅失世帯数	1,500 世帯以上	救助法施行令第1条第1項第2号	
2	町内の住家滅失世帯数	15 世帯以上		
	県内の住家滅失世帯数	7,000 世帯以上		
3	町内の住家滅失世帯数	多数	救助法施行令第1条第1項第3号前段	
4		生したものである等、災害にかか とする特別の事情がある場合で が滅失したとき。	救助法施行令第1条第1項第3号後段	
5	多数の者が生命又は身体! が生じたとき。	こ危害を受け、又は受けるおそれ	救助法施行令第1条第1項第4号	

災害救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10 日以内	町
医療及び助産	14 日以内 (ただし、助産分べ んした日から7日以内)	医療救護チームの派遣=県 (ただし、委任したときは町)
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	町
災害にかかった者の救出	3 日以内	町
埋葬	10 日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工 20 日以内	対象者、設置箇所の選定=町 設置=県(ただし、委任したときは 町)
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1か月以内	町
死体の捜索	10 日以内	町
死体の処理	10 日以内	町
障害物の除去	10 日以内	町

⁽注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

《施策の方向》

1 適用の手続の情報提供

本部長は、災害の前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想される場合は、直ちにその状況を知事に情報提供する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。

2 急を要する時の災害救助の実施

災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、本部長は災害救助 法の規定による救助を行い、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指 示を受ける。

3 職権による町への一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施 に関する事務の一部を本部長が行うこととすることができる。

なお、上記により本部長が行う事務のほか、本部長は、知事が行う救助を補助する。

第8章 生活救援活動

第1節 食料供給

《基本的な考え方》

町は、地域住民や町外からの応援者の協力を得て、避難所への避難者や、在宅の被災者、 食料を得られない一時滞在者等に対して、必要な食料を供給する。

《施策の方向》

1 食料の調達

(1)調達

町の備蓄、JA、小売業者等から調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県、農林水産省に応援を要請する。

災害対策本部事務局では、調達される全体量をもとに、配布計画を作成する。その際、離 乳食、糖尿病食、アレルギー食等への配慮に努める。

(2)輸送

ア 応急食料は、ボランティア等の協力を得て、各避難所等へ輸送する。

イ 調達食料は、調達した業者に直接搬送を依頼する。これによりがたい場合は物資集積場に受け入れ、避難者数に応じた配分を行い、ボランティア等の協力を得て総務課が各 避難所等へ輸送する。

ウ 上記によりがたい場合は、状況に応じて総務課が運送業者にも委託して行う。

2 食料の配布

各避難所に届けられた食料は、自主防災組織、ボランティア、避難者、地域各種団体等の協力を得て配布する。

なお、在宅食料困窮者への食料配布について考慮する。

3 炊出しの実施

即席食品で不十分な場合、炊出しを実施する。

(1) 炊出しの場所

炊出し場所は、原則として田野町給食センター(学校給食再開まで)とする。ただし、災害の状況に応じて中学校、中芸高校等のほか、避難所の近くの適当な施設も利用する。また、業者にも委託して行う。

(2) 炊出し用燃料の調達

ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合、高知県LPガス協会にガス器具等 及び燃料の供給を要請して調達する。

4 残さ等の適切な管理

調理残さや食べ残し等の衛生管理に努める。

第2節 応急給水

《基本的な考え方》

災害により、断水が発生した場合、備蓄しているボトル飲料水を断水地域住民に配布する とともに、配水池から飲用水をくみだして大型ポリタンクで町役場や避難所等に運び、応急 給水を行う。また、浄水器による海水や河川水、表流水の浄化も併用する。

《施策の方向》

1 応急給水体制の確保

断水が発生した場合、工事事業者と連携しながら水道施設・管路の被害調査や応急復旧を 行いながら、断水地域住民に応急給水を継続して行う必要がある。

このため、本部長は、まちづくり推進課を中心に、全庁職員から、応急給水チームと水道復旧チームの編成を指示する。

2 水道水の利用の制限

水道が汚染等により、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちに使用の禁止、 停止及び制限等の措置を行い、防災行政無線等で周知を図る。

3 備蓄しているボトル飲料水の配布

本部長は、食料の供給予定や、水道施設・管路の被害状況、配水池からのくみだしの可否等をふまえ、備蓄しているボトル飲料水の配布量、配布時間、配布場所を決定する。

4 応援要請

災害が発生し、町独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、県に支援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、本部長は知事に要求する。

他市町村等からの援の申し出があった場合は、調整の上受け入れる。

5 配水池からのくみだし

配水池の水が利用できる場合は、本部長は、被災者1人あたり1日3リットルを目安に、 飲用水・生活用水の需要を試算し、くみだしによる配布の量、時間、場所を決定する。

応急給水チームは、ポリタンクへのくみだしを行い、軽トラックに積載して、各避難所を 巡回し、給水を行う。

6 浄水器による海水や河川水、表流水の浄化

水源の被災等により、配水池からのくみだしで飲用水が確保できない場合や、配水池からのくみだしだけでは十分に水需要に対応できない場合、応急給水チームは、浄水器による海水や河川水、表流水の浄化を行い、飲用水・生活用水を確保する。

第3節 生活必需品等の供給

《基本的な考え方》

町は、地域住民や町外からの応援者の協力を得て、避難所への避難者や、在宅の被災者、 一時滞在者等に対して、必要な生活必需品等を供給する。

季節の状況や、要配慮者等のニーズ、男女のニーズの違い、時間の経過によるニーズの変化に留意する。

生活必需品の例

ほ乳ビン、毛布、おむつ、生理用品、食器類 被服(肌着等)、炊事用具、光熱用品、歯ブラシ等日用品

《施策の方向》

1 生活必需品等の調達

(1)調達

町の備蓄、小売業者等から調達するほか、必要に応じ、近隣市町村、県に応援を要請する。

災害対策本部事務局では、調達される全体量をもとに、配布計画を作成する。

(2)輸送

ア 備蓄品は、ボランティア等の協力を得て、各避難所等へ輸送する。

イ 調達品は、調達した業者に直接搬送を依頼する。これによりがたい場合は物資集積場 に受け入れ、避難者数に応じた配分を行い、ボランティア等の協力を得て総務課が各避 難所等へ輸送する。

ウ 上記によりがたい場合は、状況に応じて総務課が運送業者にも委託して行う。

2 生活必需品等の配布

各避難所に届けられた生活必需品等は、自主防災組織、ボランティア、避難者、地域各種 団体等の協力を得て配布する。

なお、在宅被災者への配布について考慮する。

編

地

津 波

応 急

対

計

第1部 地震・津波応急対策計画

第4節 健康支援・保健衛生対策

《基本的な考え方》

災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になった りすることも多い。このため、保健師や栄養士といった専門職、保健福祉課職員や、中芸広 域連合保健福祉課・介護サービス課職員、町社会福祉協議会職員、ボランティア等が連携し ながら、被災者の健康支援に努める。

また、田野町南海トラフ地震時保健活動マニュアル(令和元年12月策定)に基づき、保 健所と連携し、食中毒や感染症等の予防に努める。

《施策の方向》

1 健康支援活動の推進

保健福祉課は、保健所や中芸広域連合、町社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア の協力のもと、健康支援チームを編成し、避難所での避難生活者、在宅の被災者等への健康 相談、訪問支援、健康診断等を推進する。

田野病院の入院患者や有料老人ホーム「アローなごみ中芸」、グループホーム「いしんの 郷」の入居者については、施設で健康支援活動が行われるが、健康支援チームは可能な支援 に努める。

2 心の健康への専門的な支援の推進

被災による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、生活の激変による依存症等に対して は、保健所と連携しながら、専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。

3 食中毒の予防

(1)食中毒の防止

食中毒の防止のために、保健所と連携しながら、衛生状態の監視、改善に努める。

(2) 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因 の調査と被害の拡大防止に努める。

4 感染症等の予防

法定感染症や風邪等の流行を予防するため、避難所等において、マスクの着用や手指の消 毒等を奨励する。

避難所等で感染症の発症の疑いがある人が生じた際は、保健所や医療機関と連携しなが ら、早急に診療を受けられるよう努める。

結核、鳥インフルエンザ(H5N1)、SARSコロナウイルス、腸管出血性大腸菌感染 症等の法定感染症や、未知のインフルエンザウィルス感染症の発症が確認された場合は、医 師と連携しながら、患者の隔離等まんえん防止措置を行う。

第5節 し尿処理

《基本的な考え方》

家庭や事業所の浄化槽は、ポンプ等の操作に電気を使用しているものが多く、停電時は使用できない。また、浄化槽は、断水時も使用できない。東日本大震災では、揺れや津波による浄化槽の故障や損壊も多くみられた。

このため、災害時は、仮設トイレを町内一円に設置し、し尿を収集・処理していく。

また、中芸広域連合衛生センターの施設や収集事業者が被災し、収集・処理業務に支障が 生じるおそれもある。この場合、県等の協力を得ながら、収集事業者や処理施設を確保し、 収集・処理を進める。

《施策の方向》

1 被害状況の把握

保健福祉課は、衛生センターや収集事業者、家庭や事業所の浄化槽の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 仮設トイレの調達・設置

保健福祉課は、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をは じめ被災地域におけるし尿のくみ取り処理見込み量、及び災害状況に応じて仮設トイレの必 要数を把握し、仮設トイレの手配・調達し、避難所、公共施設等へ設置する。

3 仮設トイレの衛生環境の維持

仮設トイレは、手洗いや清掃を行うための水を確保するとともに、被災者やボランティア 等の協力を得ながら、清掃、臭気対策を進める。

4 し尿収集体制の確保

- (1) 保健福祉課は、事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。
- (2) 現有体制で対応できない場合は、必要に応じて県及び近隣市町村に応援を要請する。
- (3) 中芸広域連合の各町村と連携し、衛生センターの早期復旧に努める。

5 応急くみ取りの実施

- (1) 保健福祉課は、事業者の協力を得て、応急くみ取りを実施する。
- (2) 衛生センターで処理ができない場合は、他地域のし尿処理施設等への搬出を検討する。

第6節 ごみ・がれきの処理

《基本的な考え方》

災害時は、建物の倒壊や流失、土砂の崩壊等により、莫大な量のごみ・がれきが発生する。また、収集事業者や安芸広域メルトセンターの被災により、収集・処理業務が休止を余儀なくされることも想定されるが、被災後も、ごみは発生し続ける。

このため、通常のごみ収集・処理業務が行えるまでの間、ごみ・がれきの臨時集積場に一時的にごみ・がれきを集積させ、安芸広域メルトセンター等での処理が再開された際は、迅速に処理を進める。

安芸広域メルトセンターの再開の目途が立たない場合は、県等の協力を得ながら、臨時的 に処理施設を確保し、搬送・処理を進める。

《施策の方向》

1 被害状況の把握

保健福祉課は、安芸広域メルトセンターや収集事業者の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 ごみ・がれきの臨時集積場の設置・搬入

大量のごみ・がれきが発生した場合、本部長は、田野町災害廃棄物処理計画に定める以下の7箇所にごみ・がれきの臨時集積場を設置する。

臨時集積場では、可燃・不燃、有害ごみに大別して搬入し、ボランティア等の協力を得ながら、仕分けを行う。

- ア 田野中央児童遊園
- イ 淌涛児童遊園
- ウニ十三士公園
- エ 旧田野幼稚園付近の町有地
- オ 土佐銘木センター付近町有地
- カ 田野町ふれあいセンター付近
- キ 田野町築地不燃物処理場

3 処理計画の作成

保健福祉課は、安芸広域メルトセンターや収集事業者の復旧見込みをもとに、県や安芸広域市町村圏事務組合の構成市町村と連携しながら、ごみの収集処理計画を作成する。

4 ごみ処理の再開

収集事業者による収集と、安芸広域メルトセンターでの処理が可能になり次第、一般ごみの収集・処理を再開する。

安芸広域メルトセンターでの処理が長期間不可能となる場合、安芸広域市町村圏事務組合 の構成市町村と連携しながら、県に処理体制の確保に関する支援を要請する。

また、有害ごみについては、安芸広域市町村圏事務組合の構成市町村と調整しながら、専門業者に依頼し、処理を行う。

5 不法投棄の監視

臨時集積場や河川、海岸、山林等への不法投棄を防止するため、定期巡回を行う。

第1部 地震·津波応急対策計画

第8章 生活救援活動

第7節 遺体の検案・安置・埋葬

《基本的な考え方》

大規模な災害により、遺族が引き取れない遺体が発生した際は、町が検案所・安置所を設 置し、検案、埋火葬が速やかに行われるよう努める。

《施策の方向》

1 検案所・安置所の設置

大規模な災害により、遺族が引き取れない遺体が発生した際は、本部長は、検案所・安置 所を設置し、県に報告する。

検案所・安置所は、応急期機能配置計画に定めた場所に設置する。

2 資機材の調達

保健福祉課は、遺体安置のため資機材の調達を行う。遺体安置に係るドライアイス、柩等 の資機材を速やかに調達する。

資機材等の調達は、葬儀取扱店等の協力を得て調達するほか、必要に応じて災害対策本部 事務局を通じて県及び近隣市町村に対し応援を要請する。

3 取扱書類の整理

遺体の取り扱いから埋葬までの活動にあたって、遺体取扱台帳、埋葬・火葬台帳、支出関 係書類を整理・保管する。

4 遺体の収容・検案

遺体は、消防署員、消防団員、警察官、海上保安官、自衛官等が検案所に収容する。 町職員や地域住民は、収容場所の確保等を行うとともに、遺族・親族に連絡する。

保健福祉課は、速やかに医師による検案や、必要に応じて警察官による検視(見分)を手 配する。

検案・検視が行われた後、速やかに遺族、親族の引取人に引き渡す。

身元不明の遺体については、警察と連携しながら、人相、着衣、所持品、特徴等を記録、 必要に応じて撮影するとともに、所持品等を保管する。

5 遺体の安置

検案・検視が行われた後、葬儀取扱店等の協力を得ながら、必要に応じて体の洗浄、縫 合、消毒等の処置を行い、遺族、親族の引取までの間、町で遺体を安置する。

身元が確認できない遺体については、身元確認の資料、遺品等を保存の上、行旅死亡人と して埋火葬許可証を交付し、一定期間の安置後、火葬を行う。

6 火葬の実施

広域で連携しながら中芸広域火葬場の早期復旧を図り、遺族からの依頼に基づき、葬儀取 扱店等の協力を得ながら、火葬を実施する。また、身元が確認できない遺体の火葬を行う。 必要に応じて、棺、骨つぼ等の支給等の措置を講ずる。

火葬後の遺骨は、保健福祉課が、寺院等の協力を得て一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。埋葬までの間、町で遺骨を保管する。

7 埋葬の実施

埋葬については、各自治会で埋葬場所を検討し、自治会主導で実施する。

町・町議会は、埋葬可能な町有地を検討し、必要に応じて供出を決定する。

身元が確認できない遺骨については、町で埋葬場所を検討し、町で埋葬する。

また、遺体の数が多く、火葬が間に合わない場合には、仮埋葬(土葬)を行う。この場合における仮埋葬地は、応急期機能配置計画に定めた場所に設置する。

8 応援の要請と広域の調整

町は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、県に対して応援を要請する。 また、中芸広域火葬場の使用等について、中芸広域連合構成町村間での調整に努める。 第1部 地震·津波応急対策計画

第8章 生活救援活動

第8節 愛玩動物の保護・管理

《基本的な考え方》

犬、猫等、愛玩動物の保護・管理に努めるとともに、災害死した動物の処理を行う。

《施策の方向》

1 愛玩動物との同行避難の支援

犬、猫等、愛玩動物と同行避難した人が、動物と一緒に避難生活ができるよう、隔離スペース、飼育用ケージ等の確保に努める。

2 放浪動物の保護・収容

住民への危害を及ぼすおそれのある動物が放浪している場合、保健所等と連携しながら、 保護・収容等を行う。

3 死亡動物の処理

災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明又は所有者が被 災者であって自力で処理できないものについては、町が、関係機関と協力して処理する。

第9節 応急住宅対策

《基本的な考え方》

住宅が損壊等のために住むことができなくなった人に対し、応急仮設住宅等住宅を供与する。災害救助法が適用された場合は、必要に応じて、公費による応急修理も行う。

《施策の方向》

1 公営住宅への一時入居

町営住宅に被災をまぬがれた空き家がある場合、一時入居者を募集し、一時入居の措置を 講ずる。

また、県に対し、県営住宅や他市町村・他県の公営住宅等への一時入居措置を要請する。

2 民間住宅への一時入居

東日本大震災では、民間住宅を借り上げ、一時入居先とし、災害救助法で支弁する例が多くみられた。

町は、町内の民間住宅のうち、被災をまぬがれた空き家の状況を情報収集し、県に、災害 救助法での支弁が可能かを照会する。

災害救助法での支弁が可能である場合、町として民間住宅を借り上げ、一時入居者を募集 し、一時入居の措置を講ずる。なお、県が借り上げ、町があっせんするケースも想定され る。

災害救助法での支弁について明確な回答が得られない場合は、本部長の判断で、民間住宅の借り上げ、一時入居の措置を行うか、それが難しい場合は、被災者に対し、空き家情報を提供し、入居をあっせんする。

3 応急仮設住宅の建設・供与

応急仮設住宅の建設・供与は、県が実施主体であり、町は必要戸数を県に申請するとともに、町有地を建設用地として提供する。町有地のみで建設用地が不足する場合は、民有地の提供を土地の所有者に要請する。

なお、応急仮設住宅建設用地には、中芸高校グラウンド及び農林水産省補助事業地の活用 を想定している。

4 応急仮設住宅の管理運営・生活支援

県と管理委託契約を結び、町の責任において適切な管理運営を行う。

入居者同士や地域住民によるコミュニティの形成や、女性の意見の反映、ボランティアの 協力を得た生活支援、防犯対策等を進め、長期避難生活の質の向上に努める。 【地震・津波対策編】

第1部 地震·津波応急対策計画

第8章 生活救援活動

5 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない被災住宅について、居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみ、県により、応急修理が行われる。

町は、この県が行う応急修理に協力するとともに、県の委任を受けた場合には町が実施する。

第9章 ライフラインの応急対策

第1節 電力施設

《基本的な考え方》

東日本大震災後の計画停電により、現代の生活がいかに電化機器に多くを依存しているかが再認識された。電気がなくては、電話や水道、トイレ等基本的なライフラインが確保できない。また、町役場の応急活動や通常業務の継続・再開のためには、パソコンによるデータベースが不可欠である。

東日本大震災では、3月11日当日は450万戸が停電状態となり、発災後3日間は100万戸で、3月中は20万戸で停電状態が続いた。しかし、電力の復旧は、電力会社に全面的に委ねざるを得ず、町は四国電力が行う復旧作業が円滑に行われるよう、可能な協力・支援に努める。

《施策の方向》

1 非常電源の確保

災害により停電が生じた際は、町は、町役場や避難所等を中心に、自家発電装等による電源の確保に努める。

2 四国電力が行う復旧作業への協力・支援

町は、県等を通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの停電に関する 照会に対応する。

また、道路の優先啓開、四国電力からの広報内容の住民への周知等、四国電力が行う復旧作業への協力・支援に努める。

第1部 地震・津波応急対策計画 第9章 ライフラインの応急対策

第2節 水道施設

《基本的な考え方》

災害により水道施設に被害が生じた際は、被害内容を早急に調査し、事業者の協力を得ながら、迅速な復旧を図る。

《施策の方向》

1 応急復旧体制の確保

断水が発生した場合、まちづくり推進課を中心に、全庁職員から、応急給水チームと水道 復旧チームの編成を指示する。

水道復旧チームは、各工事事業者と連絡をとり、工事事業者自身の被害状況を把握すると ともに、応急工事への協力を要請する。

工事事業者のみで必要な応急工事が速やかに実施できないと思われる時は、県、日本水道 協会等に応援を要請する。

2 被害調査の実施

水道復旧チームは、分担して被害状況を調査し、情報を整理して被害の範囲・規模を把握 し、必要な応急工事の計画を立てる。

3 応急復旧工事その他必要な措置の実施

水道復旧チームは、工事事業者や他地域からの応援隊の協力を得ながら、応急復旧工事を 実施する。

4 住民への周知

水道施設の被害状況や、復旧見通し等を関係機関、報道機関に随時連絡するとともに、必要に応じて住民に広報する。

第3節 その他のライフライン施設

《基本的な考え方》

電力、水道に加え、ガスや電話等、その他のライフライン施設の応急復旧活動を協力・支援する。

《施策の方向》

1 ガス会社が行う復旧作業への協力・支援

町は、県等を通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からのガスの製造・ 供給・保安に関する照会に対応する。

また、道路の優先啓開、広報内容の住民への周知等、ガス会社、高知県エルピーガス協会が行う復旧作業への協力・支援に努める。

2 通信事業者が行う復旧作業への協力・支援

町は、県等を通じて、復旧見込みの情報を収集し、住民や報道機関等からの電話等の通信 回線の復旧に関する照会に対応する。

また、道路の優先啓開、広報内容の住民への周知等、通信事業者が行う復旧作業への協力・支援に努める。

3 暫定的な通信手段の確保への協力・支援

被災地特設公衆電話の設置等、暫定的な通信手段の確保への協力・支援を行う。

第10章 災害時要配慮者 · 避難行動要支援者対策

《基本的な考え方》

町、町社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア、地域住民等が連携しながら、災害発生後、速やかに要配慮者の安否確認、避難誘導を行うとともに、必要な生活支援を行う。

《施策の方向》

1 避難行動要支援者の安否確認

災害発生後、保健福祉課は、避難行動要支援者名簿と被災者台帳を照合し、避難行動要支援者の台帳上の安否確認を行う。

安否がわからない避難行動要支援者については、町社会福祉協議会、民生・児童委員、自 主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、電話確認や家庭訪問等による対面確認を行 う。

2 入院・入所者の安全確保

田野病院の入院患者や有料老人ホーム「アローなごみ中芸」、グループホーム「いしんの郷」の入居者については、施設で避難誘導や健康支援活動、生活支援活動が行われるが、町は、各事業者と密に連絡をとりながら、支援に努める。

3 要配慮者の緊急的な入院や施設での保護

被災により、居宅、避難所等では生活ができない要配慮者について、本人又は保護者の意思を尊重しながら、医療機関や福祉施設での受け入れを要請する。

受け入れ先が決定したら、搬送協力等可能な支援を実施する。

4 きめ細かな支援情報の提供

被災者には、聴覚や視覚等に障害がある場合もあるため、支援情報は、多様な手段できめ 細かに提供する。

5 避難所での要配慮者等への配慮

避難所では、高齢者や障害者、乳幼児等、様々な要配慮者のニーズに配慮し、スペースの 確保や必要な生活必需品・医療用具等の配布を行う。

6 福祉サービスの早期再開

事業所と連携しながら、通所介護、訪問介護等、福祉サービスの早期再開に努める。

第11章 ボランティア活動対策

《基本的な考え方》

大規模な災害が発生した時には、応急活動、復旧活動へのボランティアの協力が不可欠である。

ボランティアは、来訪する距離から、町内や近隣市町村の住民と遠方からの支援に区分されるとともに、専門技術の有無により、専門技術ボランティアと一般ボランティアに区分される。

災害の態様や活動時期により、必要なボランティアの量や内容が変わるため、町、町社会 福祉協議会が連携しながら、ボランティアによる応援を応急活動、復旧活動に十分に活かせ る環境づくりに努める。

ボランティアの活動内容の例

救助・捜索活動	物資の運搬・	仕分け	給水活動支援	在宅被災者への支援
避難所運営支援	清掃支援	がれ	きの除去・運搬	傾聴・カウンセリング

《施策の方向》

1 災害時ボランティアセンターの開設

保健福祉課総務課は、町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う災害時ボランティアセンターを開設する。災害時ボランティアセンターの場所は、原則として町社会福祉協議会事務室とし、町社会福祉協議会事務室が使用できない時は、中芸高校とする。

2 活動場所等の提供

保健福祉課は、田野町社会福祉協議会と連携して、各避難所等にボランティア活動のため に必要なスペースや機材を提供し、活動に協力する。

3 ボランティアの募集情報の広報

ホームページ等を通じて、随時、ボランティアの募集・非募集に関する情報の広報に努める。

第12章 学校等での応急活動

第1節 学校・認定こども園での応急活動

《基本的な考え方》

災害が発生したら、小・中学校、認定こども園では、園児・児童・生徒の安全確保、避難 誘導に全力をあげて取り組む。

また、災害発生後、速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業、保育の早期再開を図る。

《施策の方向》

1 災害発生時の応急対策の推進

(1)安全確保と避難誘導

在園・在校時間中に災害が発生した場合は、園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組む。また、災害等の状況により、認定こども園にて安全確保に努める。

(2) 保護者への引き渡し

通学路等の安全が確認された場合は、学校長等の指示に基づき、保護者への引き渡し、教職員の引率による集団下校等等を行う。

園児・児童・生徒を下校等させることが危険である時は、学校等内での保護を継続する。 電話等通信手段が確保されている場合は、教職員、教育委員会事務局職員が分担し、保護 者への連絡を随時行う。

(3) 夜間・休日等の応急対策

夜間・休日等に災害が発生した場合は、教職員は、参集基準に基づき勤務先に参集し、園児・児童・生徒の安否確認、校園舎の被害状況の調査を進めるとともに、町が行う応急活動に協力する。

(4)被災状況の報告

教職員は、園児・児童・生徒の安否、被災状況等を速やかに教育委員会に報告する。教育委員会では、情報をとりまとめ、速やかに県に報告する。

(5) 避難者の受け入れ

小・中学校、中芸高校は、指定避難所であるため、被災した住民が避難してくる。

教職員、災害対策本部職員が協議しながら、各施設で避難者の受け入れ場所を決定し、避 難者を受け入れる。

2 施設の応急復旧

(1) 軽易な復旧措置

被害の軽易な復旧は、学校(園)長に委任して実施する。必要に応じて、仮間仕切り、仮 設トイレ等の設置等の措置を行う。

(2) 応急復旧工事の実施

応急復旧工事が行うことにより施設の利用が可能な時は、早急に応急復旧工事を実施する。

(3) 施設の一時閉鎖

被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校(園)舎等の建設を検討する。

3 教育・保育の再開

東日本大震災では、被災地の小・中学校や幼稚園、保育所の多くは、1~2ヶ月をかけて 再開した。

子どもたちの教育・保育は、子どもたち自身の心身の成長のため、保護者の就業支援を通じた災害復興のために重要であり、可能な限り早期の再開をめざす。

そのために、教職員等の人員と、施設の確保に努める。

施設については、校(園)舎が破損等により使用できない場合は、代替施設の確保を図る。また、校園舎を利用した避難所は、開設後1週間を目途に、教育・保育の再開にむけた再編を行う。

4 広域一時滞在時の教育・保育の実施

東日本大震災では、広域的な避難により、避難先での教育・保育の実施が必要となった。 本町の子どもたちが町外への広域一時滞在を余儀なくされる事態となった場合、関係市町 村、関係都道府県等の協力を得ながら、子どもたちへの早期の教育・保育の再開に努める。 あわせて、広域一時滞在で本町に受け入れた子どもたちへの早期の教育・保育の提供に努め る。この場合の転校(園)受け入れは、住民票が当該市町村にない子どもたちについても行う。

5 給食の再開

災害により、給食の提供が困難になった時は、給食は一時休止し、施設の応急復旧、食材の確保、人員の確保を図り、早期に再開する。

6 就学・就園への経済的支援

災害救助法が適用された場合、教科書及び教材、文房具、通学用品を同法の規定に基づき 配布する。

また、被災により、就学(園)することが著しく困難になった園児・児童・生徒が相当数に達し、就学援助費の給付、授業料等の免除及びその他の補助を行う必要がある場合は、関係機関と協議の上必要な措置を行う。

7 園児・児童・生徒の健康支援

被災した園児・児童・生徒に対して、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

第2節 社会教育施設・文化財対策

《基本的な考え方》

災害が発生した時は、社会教育施設を利用中の人の安全確保、避難誘導を図る。被害が生じた施設は速やかに応急復旧工事を行う。

文化財が被災した場合は、所有者又は管理者と連携しながら、被災状況を調査し、その結果を県に報告するとともに、被害の拡大防止と保護に努める。

《施策の方向》

1 災害発生時の応急対策の推進

(1) 利用者の安全確保

災害時に社会教育施設に利用者がいる場合、安全確保、避難誘導に全力をあげて取り組 す。

(2)被災状況の調査・報告

災害対策本部で社会教育施設の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

(3) 避難者の受け入れ

社会教育施設は、指定避難所であるため、被災した住民が避難してくる。 災害対策本部で各施設の避難者の受け入れ場所を決定し、避難者を受け入れる。

2 施設の応急復旧

(1) 応急復旧工事の実施

応急復旧工事を行うことにより施設の利用が可能な時は、早急に応急復旧工事を実施する。

(2) 施設の一時閉鎖

被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、復旧するまで管理監督する。

3 文化財対策

(1)被害状況の調査

災害発生後、所有者や管理者の協力を得ながら、指定文化財の被害状況について調査し、 国・県指定文化財については、県に報告する。

(2)被害の拡大防止等

被害調査後、判明した状況から必要な措置を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第13章 農林漁業関係応急対策

《基本的な考え方》

災害による農林漁業被害としては、強風や豪雨による農作物被害や農業施設の損壊、漁船や漁業施設の損壊等が一般に想定されるほか、津波や奈半利川決壊等が生じれば、農地が広範囲にわたって水害・塩害にみまわれることも想定される。

福島第一原子力発電所事故では、放射性物質汚染や風評被害も発生している。

このため、災害発生時に、農林漁業被害を最小限に食い止め、施業の円滑な再開が図れるよう、町、農業・漁業従事者、JA、漁協等が連携して応急対策を進める。

《施策の方向》

1 農林漁業施設の被害調査の実施

町は、災害発生後、JA、漁協等と連携して農業施設や漁業施設の被害調査を行い、結果を速やかに県に報告する。

2 応急復旧工事の実施

応急復旧工事が行うことにより施設の利用が可能な時は、早急に応急復旧工事を実施する。

3 施設の一時閉鎖

被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで、JA、漁協等と連携して管理監督する。

4 病害虫や流失油等の防除

二次災害として病害虫等の発生や、海洋への油や汚濁物質の流失等が生じた時は、農業・ 漁業従事者やJA、漁協、県、海上保安庁等と連携しながら、防除を行う。

第2部 地震・津波復旧・復興計画

第1章 復旧・復興事業の推進

《基本的な考え方》

町は、県等と連携・協力し、災害復興方針や災害復興計画、個別の災害復旧事業計画を速 やかに策定するとともに、災害復興本部の設置等復興体制を整備し、復旧・復興事業を推進 する。

また、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、それによる支援を有効に活用して復旧・復興事業を推進する。

《施策の方向》

1 災害復興方針・災害復興計画の策定

町は、女性や要配慮者等の参画に配慮しながら、被災地域の計画的な再建を図る全体方針である「災害復興方針」と、市街地復興、産業復興、生活復興等に関する全体計画である「災害復興計画」を策定する。

2 災害復旧事業計画の策定

町は、県や関係機関、事業所と連携・協力し、個別分野に関する災害復旧事業計画を策定する。策定する計画は以下の通りである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林漁業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (10)その他の計画

3 災害復興本部の設置

当面の応急対策がある程度終了した時期に、災害対策本部を災害復興本部に再編成し、復興体制の強化を図る。

4 災害復旧・復興事業の実施

災害復興方針・災害復興計画・災害復旧事業計画に基づき、地域住民、事業所等と連携しながら、計画的かつ速やかに復旧・復興事業を推進する。

5 激甚災害の指定

激甚災害、局地激甚災害の指定は、災害のうち、その規模が特に甚大であり国民生活に著しい影響を与えたものに対して、県や市町村に対し、復旧・復興に関して、国が政令により、通常を超える特別の財政支援や優遇措置を行うものである。

町は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成して、 県に提出し、復旧・復興事業が円滑に実施できるよう努める。

激甚災害指定による財政支援の内容

区分	内容
国庫補助率 (又は負担率) の 嵩上げや、新たな補助	①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき地方公共団体が施行する公共土木施設災害復旧事業 ②農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)に基づき地方公共団体が施行する農地災害復旧事業及び農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③公立社会教育施設(公民館、図書館、体育館等)災害復旧事業 ④私立学校施設災害復旧事業、感染症予防事業、等
国による特別な貸付が行わ れたり貸付の優遇が図られ るもの	①天災による被害農林漁業者等、及び中小企業に対する資金の融通 ②中小企業信用保険法による災害関係保証 ③小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間 ④その他、被災者に対して特別の財政援助が必要と考えられる場合

第2章 生活の再建支援

第1節 り災証明書・被災証明書の発行

《基本的な考え方》

被災者が各種被災者生活支援制度を利用するための「り災証明書」、災害の事実を証明するための「被災証明書」を速やかに発行する。

《施策の展開》

1 り災証明書の発行

り災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家(居住のために使っている建物) の被害程度を証明するものである。町は、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調 査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明するり災証明書を発行する。

なお、り災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体等部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部破損」の判定をする。家財道具や門柱、門扉等の外構部分は、り災証明の対象外である。

2 被災証明書の発行

被災証明書は、保険金等の請求や税等の減免のため、災害の事実を証明する書類である。 住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉等の被害について、被災写真等に基づき発行する。 証明書発行を申請する被災者は、可能な限り、被災写真等(2~3枚)を添付し、申請する。 町は、被災者からの申請により、被災証明書を発行する。

第2節 災害弔慰金の支給等

《基本的な考え方》

町は、県等関係機関と連携し、被災者に対して災害弔慰金の支給等を行い、被災者の早期 再建を支援する。

《施策の方向》

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付を行う。

災害弔慰金の概要災害弔慰金の概要

対象となる自然災害	ア 1市町村において住宅が5世帯以上滅失した災害 イ 都道府県において住宅が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の 災害 ウ 都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある 場合の災害
支給対象	上記災害により、死亡された方の死亡当時における配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母。 また、いずれの方もいない場合に限り、死亡された方の死亡当時その方と同居、 又は生計を同じくしていた兄弟姉妹。 (行方不明者についても同様)
支給額	ア 生計維持者の方が死亡した場合500 万円イ その他の方が死亡した場合250 万円

災害障害見舞金の概要

対象となる災害	災害弔慰金に同じ
支給対象	上記の災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方
支給額	ア 生計維持者が障害を受けた場合250 万円イ その他の人が障害を受けた場合125 万円

災害援護資金の貸付の概要

対象災害	・災害救助法による救助が行われた自然災害・都道府県内においてに災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害			
貸付限度額	 ① 世帯主の1か月以上の負傷 ② 家財の1/3以上の損害 ③ 住居の半壊 ④ 住居の全壊 ⑤ 住居の全体が滅失 ⑥ ①と②が重複 ⑦ ①と③が重複 ⑧ ①と④が重複 	限度額 150 万円 限度額 150 万円 限度額 170 万円 (250 万円) 限度額 250 万円 (350 万円) 限度額 350 万円 限度額 250 万円 限度額 270 万円 (350 万円) 限度額 350 万円		
	() は特別の事情がある場合			

第2部 地震·津波復旧·復興計画

第2章 生活の再建支援

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

県の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいて、高知県社会福祉協議会が低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金の貸付を、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた人で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な人に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の 観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

町は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

被災者生活再建支援制度の概要

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。					
対 象 災 害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害)					
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①~③の区域に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害					
支援対象世帯	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) 住宅の被害程度 全壊 解体 長期避難 大規模半壊 支給額 100万円 100万円 50万円 ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) 住宅の再建方法 建設・購入 補修 賃借(公営住宅以外) 支給額 200万円 100万円 50万円 ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計 200(又は 100)万円					
支 給 額	住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害と認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯					

被災者生活再建支援金が支給されるに当たって、各関係機関が行う措置は次の通りである。

関係機関が行う措置

区分	措置内容
町	① 住宅の被害認定② り災証明書等必要書類の発行③ 被災世帯の支給申請にかかる窓口業務④ 支給申請書の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活再 建支援法人 (財団法人都 道府県会館)	① 国への補助金交付申請等② 支援金の支給③ 支給申請書の受領・審査・支給決定④ 申請期間の延長・報告
国 (内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助交付等

なお、被災者生活再建支援金の支給には、被災住民からのり災証明書の申請が必要であるが、東日本大震災時は、国が市町村あてに通知を発出し、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって被災者生活再建支援金の申請を受け付け、後日、り災証明書の申請を受けるという手法もとられた。

本町においても、甚大な被害の際に、この方法の実施を検討する。

第3節 税・利用料の減免等

《基本的な考え方》

被災した納税義務者等に対し、国税及び地方税の徴収猶予及び減免等の納税緩和の措置を、 状況に応じて適切に講じ、被災者の生活の安定化に努める。

《施策の方向》

1 市町村税の減免等

(1)納税期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は市町村税を納付若しく は納入できないと認められるときは、地方税法及び市町村税条例の規定に基づき、当該期限 を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市町村税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法の規定に基づき、その人の申請により1年以内の期間を限り徴収を猶予する。

(3)減免

災害により被害を受けた納税義務者等が市町村税を納付することができないときは、市町 村税条例及び市町村税条例施行規則に定めるところにより市町村税の減免を行う。

2 利用料の減免等

保育料、水道料金等、各種利用料について、条例に基づき、又は本部長の権限や議決により、減免等の措置に努める。

3 県税・国税の減免等

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県税条例の規定に基づき、期間の延長、徴収猶予、減免等の措置を災害の状況により適切に措置する。

第4節 住宅の確保

《基本的な考え方》

町は、関係機関と連携し、災害により住居を失った人の住宅の確保に努めるとともに、自力で住宅を確保する人に対しての支援に努める。

《施策の方向》

1 住宅相談窓口の設置

建築関係団体の協力を得ながら、災害復興本部に住宅相談窓口を設置し、住民からの修 繕、新築、融資等の相談、情報提供を行う。

2 住宅の供給促進

民間、県等の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅等の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅 を供給する。

3 災害復興住宅融資の活用促進

独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅資金の融資等の活用を促進する。

地震·津波対策 地 波

復 旧

第5節 義援金品の受付・配分

《基本的な考え方》

町は、被災者あての義援金品の受付窓口を開設して受付けるとともに、関係機関と協議し て公平かつ迅速な配分を実施する。

《施策の方向》

義援金の受付・配分

(1) 受付

町に寄託される義援金は、保健福祉課が受付窓口を開設して受け付ける。受付に際して は、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2)保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町 指定金融機関で保管する。

(3)配分

配分方法、被災者等に対する伝達方法について、関係機関等と協議の上決定し、配分す る。なお、県に配分委員会が組織された場合は、その基準に従う。

2 義援物資の受付・配分

(1) 受付

町に寄託される義援物資は、保健福祉課が受付窓口を開設して受付ける。義援物資の受付 に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3)配分

保健福祉課は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、 早期に配分を実施する。

第3章 事業所の復興支援

《基本的な考え方》

町は、災害により被害を受けた中小企業、農業・漁業従事者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、国・県や金融機関等の制度融資等を周知し、その円滑な利用を促進する。

《施策の方向》

1 制度の周知

被災中小企業、農業・漁業従事者等に対する援助、助成制度や、国・県等による相談窓口 を広く被災者に広報する。

2 資金需要の把握・調査への協力

県が行う中小企業、農業・漁業従事者への被害状況の調査及び資金需要の把握等について協力する。

第3部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3章 事業所の復興支援

第3部 南海トラフ地震防災対策推進 計画

第1章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報発表時の配備体制

南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒及び巨大地震注意)が発表された場合に おける配備体制は、以下のとおりとする。

情報の種類	配備体制	動員体制
南海トラフ地震臨時 情報(調査中)及び	震災第一配備 必要に応じて震災第二配備	【震災第一配備】 総務課防災担当職員(2名以上)
南海トラフ地震臨時 情報(巨大地震注意)		【震災第二配備】 災害警戒本部長 災害警戒副本部長 各課長 災害関係部署の職員
南海トラフ地震臨時 情報(巨大地震警戒)	震災第三配備 (災害対策本部設置)	全職員

第2節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合に おける災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表した場合、震災第一配備(必要に応じて震災第二配備)をとるとともに、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法は、以下のとおりである。

区分	情報伝達の経路等		
担当職員への参集連絡	「地震・津波対策編第1部/第1章/第1節/2動員配備指令、 連絡」における、本部設置前の連絡ルートにより行う。		
庁内における情報伝達方法	「地震・津波対策編第1部/第2章/第2節/1 庁内における伝達」により行う。 なお、連絡する情報の内容については、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された旨及びその他必要な事項とする。		
住民への周知の方法	「地震・津波対策編第1部/第2章/第2節/2住民への周知」 により行う。		

第3部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表され た場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等

(1)情報伝達の経路及び方法

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容その他これらに関連する情報(以下「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等」という。)は、以下の伝達経路及び方法により伝達を行う。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

区分	情報伝達の経路等
庁内における伝達	「地震・津波対策編第1部/第2章/第2節/1 庁内における伝達」により行う。 なお、連絡する情報の内容については、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された旨及びその他必要な事項とする。
地域住民等への伝達	「地震・津波対策編第1部/第2章/第2節/2住民への周知」により行う。

(2) 災害対策本部の設置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、災害対策本部を設置する。 災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、「地震・津波対策編第1部/第1章/ 第3節 災害対策本部体制」を参照。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

(1) 住民等への周知

町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、消防団やその他の公共的団体等の協力を得る等の多様な手段を用いる。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

その他、住民への周知に関する事項は、「地震・津波対策編第1部/第2章/第2節/2住民への周知」を参照。

(2) 町外への周知

町は、町外の地域住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、 交通対策の実施状況等について的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促す よう努める。

(3) 住民等からの問い合わせへの対応

住民等からの問い合わせへの対応については、「地震・津波対策編第 1 部/第 2 章/第 5 節/2 公聴活動の実施」を参照。

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の災害応急対策の 実施状況等に関する情報の収集・伝達等

(1) 各種情報の収集

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集は、「地震・津波対策編第1部/第2章/第3節/1情報収集の一元化」に準じて行う。

(2) 災害対策本部からの指示事項等の伝達及び各部における処理状況の報告

災害対策本部からの指示事項等の伝達及び各部における処理状況の報告は、以下のフロー に従って行う。

災害対策本部 収集した情報をもとに、対応を検討する。

災害対策本部 検討結果より、それぞれの事案に対応する部を調整し指定する。

指定された 対応を行う主担当職員を指定し、担当職員や対応方法等について記載 各部長 した「災害対応指示書」を渡して指示・伝達を行う。

指定された職員 本部からの指示内容を処理する。

指定された職員 指示内容に対する処理状況を「災害対応指示書」の「処理状況欄」に 記入し、部長に渡す。

各部長事務局に「災害対応指示書」を渡す。

※田野町職員初動マニュアルより

画

第3部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

4 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

5 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

1) 事前避難対象地域

町内の事前避難対象地域(後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域)は、以下のとおりである。

区分	対象地域
【住民事前避難対象地域】 全ての地域住民等が後発地震の発生に備 え1週間避難を継続すべき地域	30 cmの津波が 30 分以内に到達する地域
【高齢者等事前避難対象地域】 要配慮者等に限り後発地震の発生に備え 1週間避難を継続すべき地域	上記以外の全域

2) 避難場所から避難所への避難

高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、 大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報に従い、避難場所 等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。

町の指定避難所及び指定避難所までの移動に関する事項については、「地震・津波対策編第 1部/第4章/第2節 避難の誘導」に準じて行う。

3) 住民への呼びかけ

町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、 国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、高齢者等 事前避難対象地域内の地域住民等(要配慮者等除く)及び事前避難対象地域外の地域住民等 に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2)避難所の運営

避難後の救護の内容は、「地震・津波対策編第1部/第4章/第4節 避難所の開設・運営」を 参照。

6 関係機関のとるべき措置

(1)消防機関等の活動

消防機関及び水防団は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に おいて、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して必要な措置を講ずる ものとする。具体的な対策内容については、次の事項を重点として各機関において検討する ものとする。

- 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 水道

町は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に おいても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであること を踏まえ、必要な飲料水を供給する体制を確保する。

(3)交通

1) 道路

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供するものとする。

また、町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、事前避難対象 地域内での車両の走行は極力抑制するように周知を行う。周知方法は、「地震・津波対策編第 1部/第2章/第5節/1広報や記者発表の実施」を参照。

(4) 町が管理等を行う道路、河川等に関する対策

1) 道路

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における道路管理上の措置として、道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備を行う。

2) 河川

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、町が管理する河川等について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置を行う。

画

第3部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

3) 庁舎等公共施設

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、 後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの について、その機能を果たすため、以下の措置を講ずる。これらの措置は、各施設の所管課 において実施する。

- 非常用発電装置の準備
- 水や食料等の備蓄
- コンピューター・システム等重要資機材の点検
- その他所要の措置

4) 施設の緊急点検、巡視

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における施設の緊急 点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制についてあらかじめ検討する。検討にあたっては、 町職員の安全確保に配慮するものとする。

5) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中の建築物の その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定める。

(5) 町が管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策

町が管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する 施設又は事業に関する対策は、施設又は事業ごとに別に定める。

7 関係者との連携協力の確保

(1) 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。

第4節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表され た場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、地方公共団体の災害に 関する会議等の設置等

(1)情報伝達の経路及び方法

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容その他これらに関連する情報(以下「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等」という。)は、以下の伝達経路及び方法により伝達を行う。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

区分	情報伝達の経路等
庁内における伝達	「地震・津波対策編第1部/第2章/第2節/1 庁内における伝達」により行う。 なお、連絡する情報の内容については、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された旨及びその他必要な事項とする。
地域住民等への伝達	「地震・津波対策編第1部/第2章/第2節/2住民への周知」により行う。

(2) 災害警戒本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、震災第一配備又は震災第二 配備(災害警戒本部)を設置する。

災害警戒本部の設置運営方法その他の事項については、「地震・津波対策編第1部/第1章/ 第2節 災害警戒本部体制」を参照。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知

町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地 震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住 民等に密接に関係のある事項について周知する。

その他、住民への周知に関する事項は、「地震・津波対策編第1部/第2章/第2節/2住民への周知」を参照。

画

第3部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 関係機関のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民 等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

また、町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第4編事故災害対策編

第1部 各機関の業務の内容

重大事故発生時の防災関係機関の業務の役割分担は以下のとおりである。

重大事故発生時の関係機関の業務の役割分担

重大事故発生時の関係機関の業務の役割分担	
機関名	業務の内容
町	1 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置
	2 災害対策本部の設置(配備体制は風水害対策に準じる)
	3 死傷者の捜索、救出、搬出
	4 災害現場の警戒
	5 関係機関の実施する搬送等の調整
	6 日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請
	7 死体の処理 (死体の洗浄、縫合、消毒等の処理)
	8 身元不明遺体の処理
中芸広域連合消防本部	1 災害現場での人命検索活動
	2 災害現場での救出活動
	3 負傷者等への応急措置活動
	4 医療機関等への負傷者等の搬送活動
	5 その他住民の生命・身体の保護に関する活動
県	1 消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動
	2 救急医療についての総合調整
	3 救助、救急医療、死傷者の収容処理
	4 医療及び遺体の処理に要する資機材の調達
	5 公立医療機関に対する出動要請
	6 日本赤十字社高知県支部に対する出動要請
	7 医師会及び歯科医師会に対する協力要請
	8 薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請
県警察	1 被害情報の収集及び伝達
	2 救出・救護及び行方不明者の捜索
	3 避難誘導
	4 被害拡大防止
	5 緊急交通路確保等の交通規制
	6 遺体等の検案、収容及び身元不明遺体の身元調査
	7 遺体の検分(検視)
	8 広報活動
	9 その他必要な警察活動
高知海上保安部	1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒
	2 海上における人命救助
	3 海上における流出油事故に関する防除措置
	4 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導
	5 海上治安の維持
自衛隊	1 死傷者の救出及び搬送等の支援
	2 救護班、救助物資等の輸送支援
医療機関	1 医療の実施(遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を含む。)
	2 傷病者に対する看護
日本赤十字社高知県支部	1 現地医療の実施
	2 傷病者に対する看護
	3 輸血用血液の確保
医師会歯科医師会	1 医療施設の確保
	2 所属医師の派遣
薬剤師会	1 医薬品の供給及び薬剤師の派遣
西日本電信電話(株)	1 緊急臨時電話の架設
四国電力(株)	1 照明灯等の設置
	* m/4/4 4 2 M 🕒

[※]この表に記載ない指定地方行政機関等の措置については、各機関の業務計画等によるものとする。

第2部 応急対策計画

第1章 大規模火災応急対策計画

第1節 大規模火災

《基本的な考え方》

大規模な火事災害に対して、本町等の防災関係機関が実施する予防及び応急対策について 定める。

《施策の方向》

1 情報の収集と伝達

火災の発生状況や被災状況等についての情報収集を行い、速やかに県へ報告する。 火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報を行う。

2 消火活動の実施

町及び中芸広域連合消防本部は、火災の災害状況に応じて県警察等と連携した火災防御活動や現地指揮本部の設置等の応急措置を実施する。現地指揮本部では、各機関の出動部隊との情報連絡手段を確保するため、消防救急無線、自衛隊無線、航空無線、その他関係機関の通信施設を設置し、支障なく使用できるよう体制を整える。

吸水場所の確保においては、消火作業効率が良好なため自己吸水を優先する。自己吸水可能な自然水利(海、河川、ため池)の中から機数、機種に応じて適地を使用する。

3 応援の要請

火災が拡大し、消火が困難なときは、次のとおり応援要請を行う。

(1) 県への空中消火の要請

空中消火の実施が必要な場合又は空中消火資機材・薬剤等の輸送が必要な場合は、県を通 じ県消防防災へリコプターによる活動を行う。

(2) 他の市町村への応援要請

「高知県内広域消防相互応援協定」、「中芸広域連合相互応援協定」に基づき協定締結市町村等へ応援を要請する。

(3) 自衛隊への派遣要請

必要に応じ県を通じ自衛隊の出動を要請する。県との連絡が不可能な場合は、本部長が直接自衛隊に通知する。

(4) 消防庁長官への応援要請

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「緊急消防援助隊運用要綱」の定めにより、知事を通じ緊急消防援助隊の出動等、他の県の消防機関に応援を要請する。

4 火災気象通報

町は、県から火災気象通報の伝達を受けたとき、又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

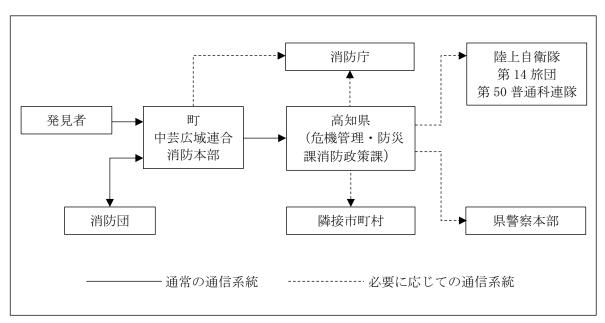
防災行政無線や広報車等を活用して、住民に対し、警報が発令された区域内にいる者は、 警報が解除されるまで、条例等で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報す る。

火災気象通報の基準

- ◇実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%を下回り、最大風速 7 m/s をこえる見込みのとき
- ◇平均風速 10 m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき

(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

大規模な火事災害時の通報・通信系統図



第2節 林野火災

《基本的な考え方》

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び住民等の安全を確保するため、迅速かつ的確な消火活動等の応急対策を行う。

《施策の方向》

1 情報の収集と伝達

火災の発生状況や被災状況等についての情報収集を行い、速やかに県へ報告する。 火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報を行う。

2 消火活動の実施

大規模火災の場合と同様の応急対策を実施する。

さらに、町は森林管理者等に森林内の作業員の安全を確保した上で、消火活動への協力を 要請する。

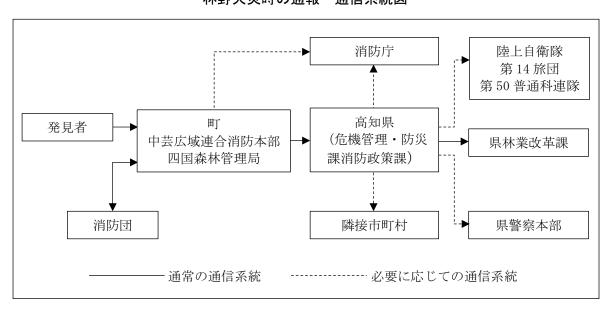
3 避難の誘導

延焼等により生命に危険がある場合は、延焼危険区域・森林内の滞在者の緊急避難の呼びかけを行う。負傷者が出た場合には、負傷者救援を行う。状況に応じて現地救護所を設置し、 医療救護チームを編成・出動する。

4 二次災害の防止

林野火災により、降雨にともなう土砂災害が発生しやすくなることが想定されるため、危 険箇所の点検等を実施する。

林野火災時の通報・通信系統図



第2章 交通災害応急対策計画

第1節 道路災害

《基本的な考え方》

橋の落下、大規模交通事故等の災害が発生したとき、被災者、住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《施策の方向》

1 道路管理者の応急対策

(1) 通行制限措置等の実施

災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近の住民の避難誘導等必要な措置を講じる。また、危険物等の流失による二次災害のおそれがある場合には、警察署及び他の防災機関と協力をしてただちに防除活動を行う。

(2) 救助・救出、消火活動等の協力

迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。

(3) 応急復旧等の実施

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

(4)情報の伝達

災害の状況、安否情報、交通情報(通行の禁止・制限、迂回路等)、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

2 町・消防本部の応急対策

(1) 関係機関への通報

町は事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

(2) 救助・救出、消火活動等の実施

事故に伴い危険物の流出や火災等が発生したときには、消防本部は、危険物の防除活動や 消火活動、救助・救急活動を行う。

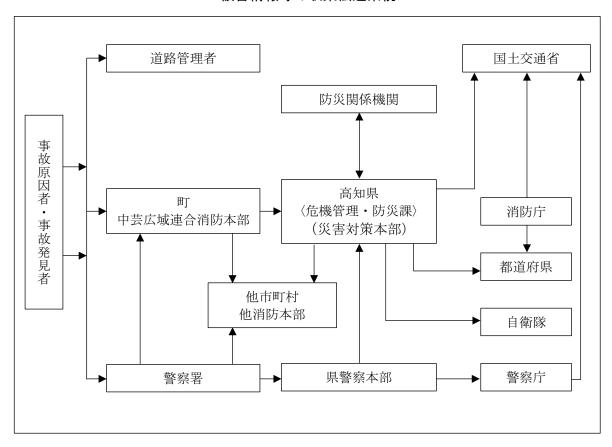
多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。

(3) 応援の要請

災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

画

被害情報等の収集伝達系統



第2節 鉄道災害

《基本的な考え方》

列車の衝突事故等の災害が発生したとき、乗客、住民等の安全を確保するため、人命救助、 消火活動等の応急対策を行う。

《施策の方向》

1 鉄道事業者の応急対策

(1)被害拡大防止措置の実施

大規模な鉄道事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常 停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

(2) 救助・救出、消火活動等の協力

事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、 消防機関、県警察による応急対策活動に対して全力を上げて協力する。

(3) 他の交通手段の確保

バス代行輸送等他の交通手段の確保に努める。

(4)情報の伝達

災害の状況、安否情報、交通情報(鉄道の運行状況、代替交通手段等)、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

2 町・消防本部の応急対策

(1)関係機関への通報

町は事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

(2) 救助・救出、消火活動等の実施

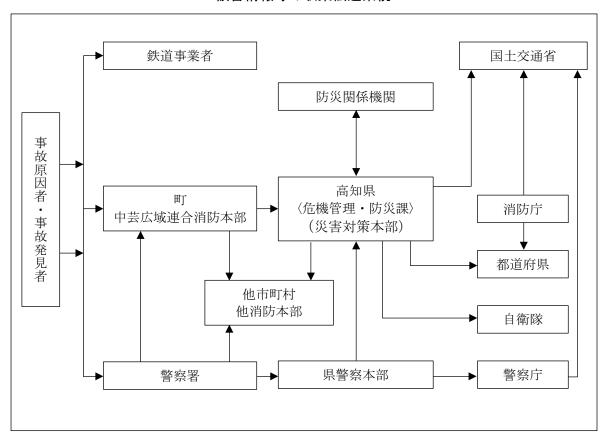
事故に伴い危険物の流出や火災等が発生したときには、消防本部は、危険物の防除活動や 消火活動、救助・救急活動を行う。

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。

(3) 応援の要請

災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

被害情報等の収集伝達系統



第3節 航空災害

《基本的な考え方》

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《施策の方向》

1 町・消防本部の応急対策

(1) 関係機関への通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、町は、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び警察署等の関係機関に通報する。

(2) 救助・救出、消火活動等の実施

事故に伴い危険物の流出や火災等が発生したときには、消防本部は、危険物の防除活動や 消火活動、救助・救急活動を行う。

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置する。

(3) 応援の要請

災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

第2部 応急対策計画 第2章 交通災害応急対策計画

第4節 海上災害(人身事故等)

《基本的な考え方》

船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《施策の方向》

1 事故船舶の応急対策

(1) 関係機関への通報等の実施

海上災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、ただちに最寄りの海上保安官署、 警察署に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。

(2) 救助・救護、消火活動の実施

消防機関、高知海上保安部等の指示に従い、積極的に救助・救護活動や消火活動等を行う。

2 町・消防本部の応急対策

(1) 捜索・救助・救急、医療・救護、消火活動の実施

海上保安部等に協力して、沿岸海域を中心とする捜索活動及び救助・救急活動、負傷者の 医療、救護措置を講じる。また、火災が発生した場合には状況を把握するとともに、迅速に 消火活動を行う。

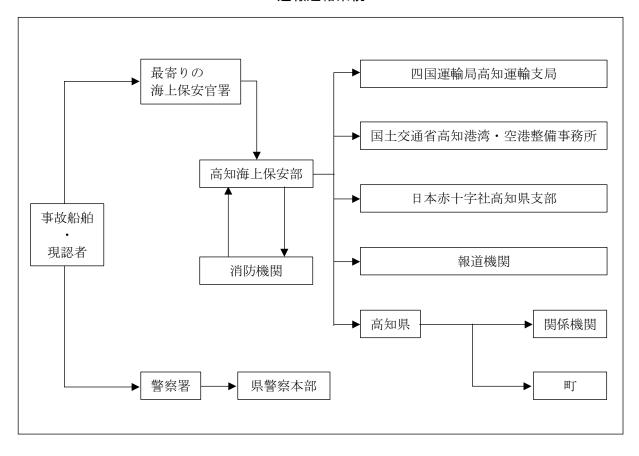
(2) 応援の要請

県に対し、医師等の派遣や他府県の消防機関の応援、自衛隊の災害派遣等を要請する。

(3)警戒区域の設定等の措置

被害のおよぶおそれのある沿岸の住民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

通報連絡系統



第5節 海上災害(油流出等)

《基本的な考え方》

船舶等から、海上に大量の油等が流出したとき、迅速かつ効率的に流出油等の防除等を行う。

《施策の方向》

1 事業者の応急対策

(1) 事故の通報

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合は、以下の事項を最寄りの海上保安官署及び警察署に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、 注意を喚起する。

- ア 事故発生又は発見の日時、場所
- イ 事故の概要
- ウ 流出油等の状況(種類、量、範囲等)
- エ 現場の気象及び海象
- オ その他必要事項

(2) 付近の住民への警告

付近の住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。

(3) 防除作業の実施

現場の状況に応じて、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収等、流出油等の防除作業を行う。必要に応じて、一般社団法人海上災害防止センターに防除措置を委託する。

2 町・消防本部の応急対策

(1)情報の収集及び連絡・通報

関係機関から情報を収集するとともに、海上保安部、県等関係機関へ必要な情報を連絡・ 通報する。

(2) 防除作業の実施

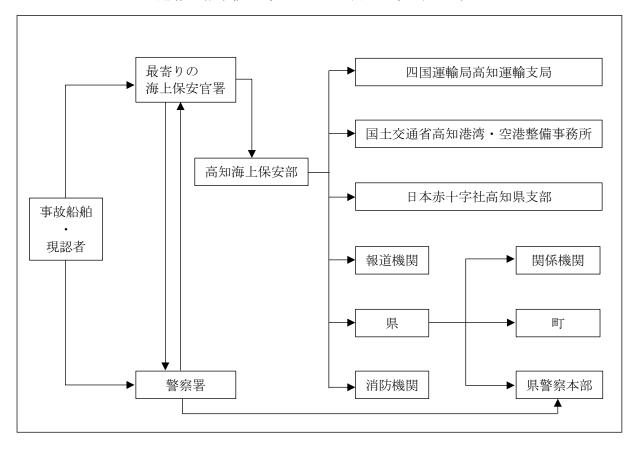
必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。 また、関係機関の要請に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

(3) 警戒区域の設定等の措置

災害の危険がおよぶおそれのある沿岸の住民に対して、災害状況の周知を図るとともに、

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。また、この周知のため、広報活動を行う。

通報連絡系統 (海上における流出油事故発生時)



第3章 危険物災害応急対策計画

《基本的な考え方》

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、住民、従 業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《施策の方向》

1 事業者の応急対策

(1) 連絡·通報

危険物等による事故が発生したときは、ただちに、町、警察等に通報するとともに、当該 事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。

(2)被害拡大防止措置の実施

大規模な事故が発生したときは、被害の拡大防止のため、速やかに的確な応急措置及び応 急点検等必要な対策を講じる。

(3)消火活動の実施

事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防 組織等により迅速に消火活動を行う。

2 町の応急対策

(1)情報の収集及び連絡・通報

大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関 係機関に通報する。

(2) 救助・救出、消火活動等の実施

事故に伴い危険物の流出や火災等が発生したときには、消防本部は、危険物の防除活動や 消火活動、救助・救急活動を行う。

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、医療救護所、被災者の避難所等を設置 する。

(3) 応援の要請

災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町村に応援を要請する。ま た、必要に応じて、県に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

第4章 原子力災害応急対策計画

《基本的な考え方》

本町は、四国電力伊方原子力発電所から直線距離で150km以上、福井県や島根県の原子力発電所からは約300km離れているが、福島第一原子力発電所事故では、約300km離れた首都圏にも放射性物質の影響が生じており、本町においても影響を想定していく必要がある。また、放射性物質輸送中の事故等も考えられる。

原子力事業者の事故等による放射性物質の飛散が発生した際は、原子力事業者から国・県 等への通報が義務づけられており、町は、本町への影響に関する迅速な情報の収集と住民へ の伝達に努めるとともに、必要に応じて、屋内退避等の措置や、安定ヨウ素剤の配布、食 品・飲料水の摂取制限等の措置を実施する。

《施策の方向》

1 情報の収集・伝達

町は、県、国、原子力事業者からの情報を迅速・的確に収集し、防災行政無線、広報車等を通じて、住民に被害状況や本町への影響等を伝達する。

2 屋内退避、避難等の防護活動の実施

町は、県から屋内退避、避難等の防護対策の勧告又は指示があった場合、住民等に周知するほか、県による勧告又は指示がない場合においても、必要に応じて、住民に対して、屋内 退避、避難等の勧告又は指示を行う。

3 安定ヨウ素剤の配布

町は、必要に応じて、県と協力し、住民へ安定ヨウ素剤を配布し、服用の指示を行う。

4 緊急時のモニタリングへの協力

県が実施するモニタリング・放射能濃度測定作業が円滑に行われるよう協力する。

5 健康被害防止対策

県が実施する人体に係るスクリーニング、除染等に協力する。 また、町は、必要に応じて、住民に対する健康相談を実施する。

6 食品・飲料水の検査と摂取制限

町は、国及び県から指示があったとき、又は放射線被爆から地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染飲料・飲食物の摂取制限等の措置を行う。

事故災害対策編 応 急 対 策 計

また、町は、国及び県から指示があったときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関等に、 汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置も行う。

飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種: I -131)
飲料水 牛乳・乳製品	300 ベクレル/キログラム以上 (乳児は 100 ベクレル/キログラム以上)
野菜類(根菜・芋類を除く。)	2,000 ベクレル/キログラム以上

資料:原子力安全委員会防災指針、厚生労働省通知

対象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上

資料: 平成24年3月15日厚生労働省通知

7 広域的な避難の実施

町は、県内の他の市町村への避難が必要と判断したときは、避難について、受入れ先とな る市町村と、直接協議する。県外への避難が必要と判断したときは、県に対して他の都道府 県と協議するように求める。

また、県から、他市町村、他県からの避難者の受け入れを要請された場合、広域一時避難 所を設置し、食料、飲料水等の提供等必要な支援を行う。

第5編参考資料

第1章 初動期の記録様式

動員連絡名簿

分現在	条件 不可 〇 苗 七	の来いらい年日										
塩	* # # # # # # # # # # # # # # # # # # #											
Ш	参集	予想時刻										
A	条 二 十 六	₩ ₩ □										
	安否状況	人 家族										
	ברו	★										
		連絡先	自宅Tel: 携帯Tel: 携帯mail:	自宅Tel: 携帯Tel: 携帯mail:	自宅Tel: 携帯Tel: 携帯mail:							
		住所										
	連絡先	氏名										
		役職										
		所属課										
		役名	部長	部員	部員	單						
(オモテ)		部名	△△部	る△部	△△部	ると部	△△部	△△部	る△部	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	△△部	ロロ
(1	N	.0	-	2	က	4	വ	9	7	∞	თ	10

動員報告書

年月日	部名	記入者名

参集者名簿						
氏名	参集時刻	退出時刻*	勤務時間数*	備考		
	時 分	時 分	時間			

[※]参集者把握次第速やかに報告し、*欄は翌日報告のこと。

施設の安全確認チェックリスト

区分	点検箇所	被害の有無	被害の状況
	火災	あり ・ なし	【状況】
	柱	あり ・ なし	□圧壊 □折損 □鉄筋露出 □その他(具体的に)
建物	壁面	あり ・ なし	□破壊 □ X 字クラック □非X字クラック □ その他(具体的に)
	その他	あり ・ なし	【状況】
	ガス	あり ・ なし	□爆発 □ガス漏れ □ガス臭あり □その他(具体的に)
	水道	あり ・ なし	□管損傷 □漏水 □給水停止 □その他(具体的に)
	電気	あり ・ なし	□停電 □ショート □その他(具体的に)
設備	電話	あり ・ なし	□不通 □その他(具体的に)
	その他	あり ・ なし	【状況】

被害情報報告カード

表面

	目撃日	月 日	時頃
	区分	□家屋・建物の倒壊 □道路の通行障害 □火災 □浸水 □その他	ļ
被害	場所		
状況	被災施設		
<i>//</i> L	箇所数		
	具体的状況		
- 1	対応職員		
対応状	状況	□現地確認に行く □現地 □現地対応済み □対応	対応中
況	対応内容	だれが いつまでに なに	をする
※ 载	设告者、情幸 3.	服提供者を裏面に記入	_

裏面

報告者
所属
情報提供者(住民からの情報提供の場合)
氏 名:
連絡先:

被害状況の時系列整理表

No.	目撃日	情報提供者 (報告課)	場所	被災施設	箇所数	状況
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

災害対応指示書

				指示書番号
○指示日:	年	月	<u>日</u>	

<u>○指示者:</u> 部 課

<u>〇指</u> 7	(白・		
<u>No.</u>		指示事項	処理状況
	いつ		□対応済み □対応未完了(理由を記載)
	どこで		ロッル・ルイス 」(注口で記載)
	だれが		
1]
	なにをする		
	※方法も記載		
	いつ		□対応済み □対応未完了(理由を記載)
	どこで		ロ対心未元」(珪田を記載)
	だれが		
2			
	なにをする		
	※方法も記載		
	いつ		□対応済み
	どこで		−□対応未完了(理由を記載)
	だれが		
3			1
	なにをする		
	※方法も記載		
	いつ		□対応済み □対応未完了(理由を記載)
	どこで		ロがルのから、「生田で記載)
	だれが		
4			
	なにをする		
	※方法も記載		
	いつ		口対応済み
	どこで		−□対応未完了(理由を記載)
	だれが		
5			
	なにをする		
	※方法も記載		

災害対応指示状況一覧表

		3H*3*	, ,,,,,	<i>3</i> 0.20					
処理状況	未完了の理由								
	未完了								
	対応済 未完了								
Lm/	なにをする								
指示事項	だれが								
	シニズ								
	CN								
Ž	<u>.</u>								
# - -	指示有								
	二 子 口								
指示書	無中								

第2章 消防庁への報告様式

災害の場合は、第4号様式を用いる。

第4号様式(その1)

災害概況即報

報告日時 時 年 月 日 分 (災害概況即報) 都道府県 市 町 村 (消防本部名) 消防庁受信者氏名 報告者名 災害名 (第 報)

災	発生場所					発生	日月	寺	月	日	時	分
害												
0												
概												
況												
被	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住	家	全壊	棟	一部破損	棟	
害	% 汤 伯	負傷者	人	計	人	土	豕	半壊	棟	床上浸水	. 棟	
の												
状												
況												
応	災害対策	本部等の	(都道府県	.)		(市	町村	`)				
急	設 置 壮	犬 況										
対												
策												
の												
状												
況												

⁽注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入する。

第4号様式(その2)

被害状況即報

都這	都道府県						区(分			被害		
			災	害。	名				その	田	流失・埋没	ha	
災害	害名		第			報			他	Ш	冠水	ha	
報台	告番号									.l/m	流失・埋没	ha	
			(月	E	3	時現在)			畑	冠水	ha	
去口力	却什么点						文	教施設	箇所				
羊区口	報告者名						病院		箇所				
区分	区分 被害							道	路	箇所			
人	死者				人					橋	りょう	箇所	
的	行方	不明	月者		人					河	Ш	箇所	
被	負傷者	重	傷		人					港	弯	箇所	
害	者	軽	傷		人					砂	防	箇 所	
住家					棟					清:	帚施設	箇所	
住家被害	全壊				世帯					崖	くずれ	箇所	
					人	人				鉄	道不通	箇所	
					棟	棟		被領		害船舶	隻		
	半壊				世帯					水	道	戸	
					人					電	話	回線	
					棟					電	気	戸	
	一部和	波拉	Ę		世帯					ガ	ス	戸	
					人					ブ	ロック塀等	箇所	
					棟								
	床上	曼才	K		世帯								
					人								
					棟				り	災世	带数	世帯	
	床下浸水						り	災者	·数	人			
				人				火災発:	建物		件		
非住家	F 公共建物 棟					火発生	危) 険物	件				
宝家	ま その他 棟						生	そ	の他	件			

						14					
区					分	被害	_	都			
公	立	文 教	施	設	千円		災等	道 府			
農	林力	k 産	業 施	設	千円		害の	県			
公	共	土木	、 施	設	千円		対設				
そ(の他	の公	共 施	設	千円		策置	市			
小				計	千円		本状	町			
公卦	上施設	被害市	可村数	文	団体		部況				
	農	業	被	害	千円			村			
そ	林	業	被	害	千円						
	畜	産	被	害	千円		災適				
0	水	産	被	害	千円		害用				
	商	工	被	害	千円		救町				
							助村				
他							法名	計			団体
	そ	T.)	他	千円		消防耶	競員出	動延人数	人	
被	1	Ė	総	額	千円		消防団	T 員出	動延人数	人	
		災害	発生場	計							
/世		((()	ᢦ᠈᠘᠘ᠮ		1						
備		火吉?	発生年	-月 日	1						
		災害	の種類	類概涉	2						
		応急	対策の)状汚	2						
		•	消防	5,才	、防,	救急・救助等消防	5機関∅	活動	状況		
		•	避難	能の観	告:	指示の状況					
		•	避難	鮮所の)設置	置状況					
	・ 他の地方公共団体への応援要請,応援活動の状況										
		•	自徫	5隊 の)派道	貴要請, 出動状況					
		•	災害	 ぼだう	ランラ	ティアの活動状況					
考											

※ 被害額は省略することができる。

被害の判定基準

	被害区分	認定基準								
人	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することがで きないが死亡したことが確実な者								
的	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者								
被害	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者 (重傷者)1ヵ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷者)1ヵ月未満で治療できる見込みの者 ※重傷者,軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること								
		住家とは、現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうかを問わない。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているものは住家とみなす								
4	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部 倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により 通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失者 くは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度 もの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割 で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする								
住家の被	大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする								
害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする								
	一部損壞	全壊、大規模半壊、半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。								
	床上浸水	全壊、半壊に該当しないが、その住家の床より上に浸水したもの及び土砂、 竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないもの								
	床下浸水	床上浸水に至らない程度浸水したもの								
非住家		非住家とは、住家以外の建築物をいう。これらの建築物に人が居住しているときは、当該部分は住家として取り扱う								
多の被害	公共建物	官公署庁舎、公民館、公共の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物								
客	その他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう								
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの								
その	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの								
他	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする								

	被	害区分	認定基準						
	文教	效施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう						
	道路		道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの						
		損壊	国道、県道、市町村道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要となったもの						
		冠水	道路が水をかぶり、通行不能となったもの及び通行規制が必要なもの						
		通行不能	道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なもの						
	橋り	りょう	道路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は 一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要となったもの						
	河川	[河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする						
		堤防決壊	河川法にいう1級河川、2級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防あるいは 溜池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のもの						
そ		越水	堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態の もの						
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急処理が必要なもの						
の	港灣	弯・漁港	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号) 第 2 条第 5 項及び漁港法(昭和 25 年法律 第 137 号) 第 3 条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・ 漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設への被害があったとき						
他	砂防	方	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸に被害があったとき						
	がに	け崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊(いわゆる崖崩れを含む。)による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの						
	地方	トベり	地すべりによる災害で地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条に 規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの						
	土石	「流	土石及び土石の流出等いわゆる山津波により、人命、人家及び公共的建物に 被害があったもの						
	水道	<u>á</u>	貯水・浄水施設設備、導水管等の被災により給水が不能となった又は復旧工 事を必要とする程度の被害とする						
	清排	棉施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき						
	鉄道		災害により運転施設備、駅舎等に被害を受け汽車、電車等の運行が不能となった又は復旧工事を要する程度の被害とする						
	電話	f	災害により通信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする						
	電気	Ī.	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする						
	水道	<u></u>	上水道又は簡易水道で、断水している戸数のうち最も多く断水した時点にお ける戸数とする						

	被害区分	認定基準							
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で、供給停止となっている戸数のうち最も多 く供給停止となった時点における戸数とする							
	ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする							
り災	り災世帯	災害により全壊、大規模半壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活 を維持することができなくなった生計を一にする世帯をいう							
者	り災者	り災世帯の構成員をいう							
	公立文教施設	公立の文教施設をいう							
	農林水産業 施設 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25 法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業 施設、林業用施設、漁業用施設及び共同施設をいう								
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道をいう							
被害額	その他の 公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の施設をいい、例えば 庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設をいう							
115	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の 被害をいう							
	林業被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば立木、苗木の被害をいう							
	畜産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害をいう							
	水産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害を いう							
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害を いう							

第3章 自衛隊派遣要請の様式

第 号 年 月 日

高知県知事殿

田野町長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を必要とする期間

年 月 日 時から

年 月 日 時まで

- 3 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- 4 派遣を希望する区域及び活動状況
- 5 その他参考となるべき事項

 第
 号

 年
 月

 日

高知県知事殿

田野町長

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項

第4章 避難所運営に関する様式

י ער				· ·	/ I 人		'	₩		רו ע	\ <u></u>						_
	転居先	自宅															
	退所日 (支援終了日)	9月3日															
	入所日 (支援開始日)	9月1日															
避難所名	特記事項	移動に補助が必要															
(避難者/地域の被災者/帰宅困難者)	住所	高知市丸ノ内1-2															
新	世帯王	0															
域の被災	性別	寒,女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女
	年齡	56															
避難者名簿 (避難者	氏名	高知 太郎															
機觀	o N	(例)	_	2	3	4	2	9	7	∞	6	10	11	12	13	14	15

避難所の状況連絡票

※	報告経路	避難所 → 田野町	(災害対策本部) → 田野町	J(保健福祉部)

記入日:	年	月	日時	記入者:				
避難所名:				所在地:				
避難所リー	ダー名	, . 						
			総数()人	(男	人 ,	女	人)
			うち避難者()人	在宅避難者	()人	帰宅困難者	()人
			医療が必要な	片		() ,	

			総数 () 人 (男 人 , 女 人)
			うち避難者()人 在宅避難者()人 帰宅困難者()人
		総 数	医療が必要な方 () 人 介助・その他配慮が必要な方 () 人 乳児※1歳未満 () 人 幼児※1歳以上就学前 () 人 妊婦 () 人
			ケガ()人 小児科()人 人工透析()人
避難	者数	医療の	産婦人科()人 酸素療法() 人 精神科()人
(概	数)	必要な方	下痢()人 発熱()人 咳()人
(19)		※ 重複可	その他医療の必要な方 ()人 (内容:)
			内、病院への移送が必要()人
		介助・介護	排泄()人 移動()人 徘徊あり()人
		その他配慮が	多動 () 人 妊婦 () 人 視覚障害 ()人
		必要な方	聴覚障害()人 コミュニケーションが取れない()人
		※ 重複可	集団生活が苦手()、その他()人 (内容:)
		ペット	犬()匹 猫()匹 その他()匹
	ラ	電気	使用可 • 使用不可
	イフ	水 道	使用可 • 使用不可
	5	ガス	使用可 • 使用不可
生活	イン	電話	携帯:使用可 ・ 使用不可 (番号) 固定:使用可 ・ 使用不可 (番号)
活環			ヶ所 (充足 ・ 不足) 洋式便器 (有 ・ 無)
境	<u> </u>	トイレ	くみとり 水洗(使用可・使用不可)
	生活		仮設トイレ要請 () 個
	, .	手 洗 い	ヶ所 (充足 ・ 不足)
		食糧	食糧 (充足・ 不足) 飲み物 (充足・ 不足)
		食糧・飲み物	食糧()人分 飲み物()人分 ミルク()人分
		生活田口	トイレットペーパー 生理用ナプキン 毛布
		生活用品 (不足のもの	暖房器具 タオル 衣服()
		にOED)	オムツ(大人用:S 個、 M 個、 L 個、 LL 個)
要	望		オムツ(赤ちゃん用:S 個、 M 個、 L 個、 LL 個)
		依頼事項	燃料 し尿処理 ゴミ処理
		薬	風邪薬()人分 頭痛薬()人分 腹痛薬()人分
			高血圧()人分 抗うつ薬()人分 他()
		その他	

【受理確認日時】 年 月 日 時 分 【確認者氏名】 【受理確認方法】 避難所からの直持ち ・ 支援団体経由の送致 ・ FAX ・ 電話等聞き取り その他(

第5章 義援金品受付様式

義援金品受付状況報告

田野町

				田 野 町
受付月日	金額	寄	贈者	
文刊刊口	(品名・数量)	氏 名	住	所
⇒ 1.				
計				

義援金品配分状況報告

田 野 町

配分月日	金 額 (品名・数量)	配 分 先	備	考
計				

第6章 指定緊急避難場所・指定避難所

		洪水		土砂災害			地震・津波		
施設名称	指定緊急 避難場所	指定 避難所	福祉 避難所	指定緊急 避難場所	指定 避難所	福祉 避難所	指定緊急 避難場所	指定 避難所	福祉 避難所
中芸高校(校舎)	0	0		0	0		0		
中芸高校 (体育館)	0	0		0	0		0	0	
田野中学校(校舎)	0	0		0	0		0	0	
田野中学校(体育館)	0	0	0			0	0		0
田野小学校(校舎)				0	0		〇 2 階		
田野小学校(体育館)				0	0		0		
田野町役場				0	0		○ 3 階·屋上		
八幡神社							0		
八王子宮							0		
第1津波避難タワー	0						0		
第2津波避難タワー	0						0		
第3津波避難タワー	0						0		
第4津波避難タワー	0						0		
第5津波避難タワー	0						0		
第6津波避難タワー	0						0		
淌涛地区避難場所							0		
大野地区集会所	0	0						0	
北張地区集会所	0	0						0	
中野地区集会所	0	0						0	
芝・北町地区集会所	0	0							
浜田地区集会所	0	0							
淌涛地区集会所	0	0							
千福地区集会所	0	0							
上地地区集会所	0	0							
開地区集会所	0	0							
ぷらうらんど Kouminkan			0			0			0
田野町老人福祉センター			0			0			
体育センター	0	0		0	0				
ふれあいセンター	0	0		0	0				
保健センター	0	0		0	0				
防災センター	0		0	0		0	0		0

※指定緊急避難場所:災害から命を守るために住民が緊急的に避難する施設や場所

※指定避難所:災害の危険性があり避難した住民が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在したり、災害

により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在したりする施設

※福祉避難所:要配慮者の避難所

第7章 災害救助法による救助の概要

災害救助法による救助の程度・方法及び期間

平成 24 年高知県規則 59 号

		T	T	平成 24 年高知県規則 59 号
救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
①避難所の設置	災害により現に被害を 受け、又は受けるおそれの ある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容す る「福祉避難所」を設置した場合、 当該地域における通常の実費を 支出でき、上記を超える額を加算 できる。		1 費用は、避難所の設置、 維持及び管理のための賃 金職員等雇上費、消耗器材 費、建物等の使用謝金、借 上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置 費を含む。 2 避難に当たっての輸送 費は別途計上
②応急仮設 住宅の供 与	住家が全壊、全焼又は流 出し、居住する住家がない 者であって、自らの資力で は住宅を得ることができ ない者 (世帯単位)	2,401,000 円以内	着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、 2,401,000 円以内であれ ばよい。 2 高齢者等の要配慮者等 を数人以上収容する「福祉 仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
③ 炊出しそ の他によ る食品の 給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床 上浸水で炊事できない者 3 床下浸水で自宅におい て自炊不可能な者	1 人 1 日当たり 1,010 円以内	災害発生 の日から 7日以内	食品給与のための総経費 を延給食人員で除した金額 が限度額以内であればよ い。
④飲料水の 供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び 炊事のための水であること。)	該当地域における通常の実費	災害発生 の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上
⑤被服、寝具 その他 生	全半壊(焼)、流失、床上 浸水等により生活上必要 な被服、寝具、その他生活 必需品を喪失又はき損し、 直ちに日常生活を営むこ とが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月) の季別は災害発生の日をもっ て決定する 2 下記金額の範囲内		
活必需品		帯2人世帯3人世帯4人	. 世帯 5	人 世 帯 6 人以上1 人増 すごとに加算
の 給 与 又 は貸与	全 壊夏 17,	200 22, 200 33, 700	39, 200	49, 700 7, 300
1014)	全 焼 28,	500 36, 900 51, 400	60, 200	75, 700 10, 400
	半 壊 夏 5,	600 7,600 11,400	13,800	17, 400 2, 400
	半 焼 床上浸水 ^冬 9,	100 12,000 16,800	19, 900	25, 300 3, 300
⑥医 療	医療救助を要する者 (応急的処置)	 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 病院又は診療所…国民健康保健診療報酬の額以内 施術者協定料金の額以内 	災害発生	患者等の移送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備考
⑦助 産	災害発生の日以前又は以 後に分べんした者であって 災害のため助産の途を失っ た者(出産のみならず、死産 及び流産を含み現に助産を 要する状態にある者)	は、使用した衛生材料等 の実費	分 べん した 日から 7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
かった者の	1 現に生命、身体が危険な 状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の 実費	災害発生の 日から3日 以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。2 輸送費、人件費は別途計上
の応急修理	ことかがみない者 リオモ	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度 の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の 日から1か 月以内	
⑩学用品の	住家の全壊(焼)流出半壊 (焼)又は床上浸水により学 用品を喪失又はき損し、就 学上支障のある小学校児童 及び中学生徒 (盲学校、ろう学校及び養護 学校の小学部児童及び中学 部生徒も含む)	実費	災害発生の 日から (教科書) 1 か月以内 (文房具及び 通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実 情に応じて支給する。
①埋 葬	災害の際死亡した者を対 象にして実際に埋葬を実施 する者に支給	1 体当たり 大人(12 才以上) 201,000 円以内 小人(12 才未満) 160,800 円以内	災害発生の 日から 10 日 以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
索	行方不明の状態にあり、 かつ、周囲の状況によりす でに死亡していると推定さ れる者		災害発生の 日から 10日 以内	1 輸送費、人件賃は別途計上 2 災害発生後3日を経過した ものは一応死亡したものと 推定している。
③ 死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理を する。 (埋葬を除く)	' '	災害発生の 日から 10 日 以内	1 案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。
④障害物の 除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活上支障をきたしている場合、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900 円以内	災害発生の 日から 10日 以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
⑤運送費及び賃金職員等雇上費	 被害者の避難 医療及び助産 被災者の救出 飲料水の供給 死体の捜索 死体の処理 救済用物資の整理配分 	当該地域における通常の実費	救助の実 施が認め られる 間以内	
⑮ 実費 弁 償	災害救助法施行令第10 条第1号から第4号まで に規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 23,600円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨 床検査技師、臨床工学技士及び 歯科衛生士 15,100円以内 保健師・助産師、看護師及び 准看護師 14,400円以内 救急救命士 14,000円以内 土木技術者、建築技術者 15,800円以内 大工15,000円以内 大工15,000円以内、 左官14,800円以内、	救助の実 施が忍る 間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

[※] この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その 同意を得た上で、救助の程度、方法及び機関を定めることができる。

第8章 関連条例

〇田野町防災会議条例

昭和38年6月24日改正 平成24年12月12日

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、田野町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 田野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名するもの
- (2) 高知県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 町の教育委員会の教育長
- (6) 中芸広域連合消防長及び消防団長
- (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、高知県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、 関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (部会)
- 第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する 者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

〇田野町災害対策本部条例

昭和38年6月24日改正 平成24年12月12日

(目的)

- 第1条 この条例は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第23条の2第8項の規定 に基づき、田野町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (組織)
- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、そ
- の職務を代理する。 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。 (雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が 定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第9章 防災関係機関の一覧

区分	機関名	所在地	電話番号
指	四国地方整備局 土佐国道事務所 奈半利国道出張所	奈半利町乙 1419-9	0887 (38) 4414
定地	高知地方気象台	高知市本町 4-3-41	088 (822) 8883
方行	四国地方整備局 高知河川国道事務所	高知市六泉寺町 96-7	088 (833) 0111
指定地方行政機関	中国四国農政局 高知地域センター	高知市本町 4-3-41 高知地方合同庁舎	088 (875) 7236
	四国森林管理局安芸森林管理署	安芸市川北乙 1773-6	0887 (34) 3145
	中芸高等学校	田野町 1203-4	0887 (38) 2914
	高知県危機管理部 危機管理・防災課	高知市丸ノ内 1-2-20	088 (823) 9320
	高知県危機管理部 消防政策課	IJ	088 (823) 9318
	安芸土木事務所	安芸市矢ノ丸1丁目4-36	0887 (34) 3135
	安芸福祉保健所 健康政策部	JJ	0887 (34) 3175
高知県	安芸福祉保健所 総務保護課	II.	0887 (34) 1158
が	安芸農業振興センター	II.	0887 (34) 3188
	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町 1-32	0887 (34) 3111
	東部家畜保健衛生所	田野町 903-8	0887 (38) 2543
	安芸林業事務所	安芸市矢ノ丸1丁目4-36	0887 (34) 1181
	東部教育事務所	JJ	0887 (34) 3591
	田野町役場	田野町 1828-5	0887 (38) 2811
	田野町教育委員会	田野町 1456-42	0887 (38) 2511
	田野小学校	田野町 908-2	0887 (38) 2109
	田野中学校	田野町 3778-1	0887 (38) 2408
町 · 広	田野認定こども園田野っ子	田野町 1594	0887 (32) 1151
域行	中芸広域連合事務局	安田町大字東島 2017	0887 (38) 4077
広域行政機関	中芸広域連合保健福祉課	田野町 1456-41	0887 (38) 8211
	中芸広域連合介護サービス課	田野町 1828-6	0887 (32) 1165
	中芸広域連合体育館(結いの丘ドーム)	安田町大字東島 2017	0887 (38) 6288
	中芸広域連合衛生センター	田野町 207-4	0887 (38) 2514
	安芸広域メルトセンター (安芸広域市町村圏事務組合)	安芸市伊尾木黒瀬谷山奥 4034-1	0887 (32) 0322

区分	機関名	所在地	電話番号
消防	中芸広域連合消防本部(署)	田野町 1406-1	0887 (38) 2643
	高知県警察本部	高知市丸ノ内2丁目4-30	088 (826) 0110
警察	安芸警察署	安芸市矢ノ丸2丁目9-2	0887 (34) 0110
	奈半利駐在所	奈半利町乙 1419-8	0887 (38) 4854
	陸上自衛隊第 14 旅団 第 50 普通科連隊	香南市香我美町上分 3390	0887 (55) 3171
自 衛 隊	海上自衛隊第22航空群 第24航空隊	徳島県小松島市和田島町 字洲端 4-3	08853 (7) 2111
	海上自衛隊徳島教育航空群	徳島県板野郡松茂町住吉 字住吉開拓 38	088 (699) 5111
	西日本電信電話(株)高知支店	高知市帯屋町2丁目5-11	0800 (200) 0116
指字	日本郵便株式会社 田野郵便局	田野町 1818-6	0887 (38) 2130
指定公共機関	日本赤十字社 高知県支部	高知市丸ノ内 1-7-45	088 (872) 6295
関	NHK 高知放送局	高知市本町 3-3-12	088 (823) 2300
	四国電力(株)安芸営業所	安芸市矢の丸 2-6-10	0887 (35) 3558
小忙	(社)高知県エルピーガス協会	高知市大原町 80-2 高知県石油会館内	088 (805) 1622
公共機関	高知県トラック協会安芸支部	安芸市港町2丁目4-26 (芸陽運送内)	0887 (34) 3577
12424	高知県医師会	高知市丸ノ内 1-7-45	088 (824) 8366
	高知県農業協同組合あき支所	安芸市幸町 1-16	0887 (34) 1515
	高知県農業協同組合田野支所	田野町 1858-2	0887 (38) 2611
公共的団体等	高知県漁業協同組合田野町支所	田野町 2703-7	0887 (38) 2326
	中芸地区商工会	田野町 1767-12	0887 (38) 3141
	安芸郡医師会	安芸市庄ノ芝 1-46	0887 (35) 4722
	医療法人臼井会 田野病院	田野町 1414-1	0887 (38) 7111
	高知東部交通(株)	安芸市千歳町 15-26	0887 (35) 3148